

第1章 災害予防計画

第1節 気象等観測体制の整備計画

防災活動上、局地的気象状況等の把握が極めて重要であるため、気象観測施設等の整備を図る。

1 気象等観測体制

本市付近における気象等の観測施設は、次表のとおり。

区分	観測所名	設置場所	電話	設置者
気 象	酒 田	酒田市亀ヶ崎一丁目	(023)622-0632	気象庁
	飛 島	酒田市飛島字勝浦乙	〃	〃
	浜 中	酒田市浜中字村東	〃	〃
震 度	酒田市 亀ヶ崎	酒田市亀ヶ崎一丁目4-14	〃	〃
	酒田市飛島	酒田市飛島字中村乙32-4	〃	〃
	遊佐町遊佐	飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2 (遊佐町生涯学習センター)	〃	〃
	遊佐町 小原田	飽海郡遊佐町小原田字北川原18-1 (サン・スポーツランド遊佐)	〃	〃
	飛 島※	酒田市飛島字法木 法木港	(022)225-1950	東北大学
	酒田市本町	酒田市本町二丁目2-45	(26)5701	山形県
	酒田市 観音寺	酒田市観音寺字寺ノ下41	(64)3111	〃
	酒田市山田	酒田市字山田28	(62)2611	〃
	酒田市飛鳥	酒田市飛鳥字契約場30	(52)3111	〃
	酒田市 宮野浦	酒田市宮野浦三丁目78-1		防災科学技術研究所防災研究情報センター
津 波	酒 田	酒田市宮野浦字家岸	(33)6311	国土交通省
	酒 田 (巨大津波観測計)	酒田市宮野浦字家岸	(023)622-0632	気象庁
	飛 島※	酒田市飛島字法木 法木港	(022)225-1950	東北大学
地殻変動	酒 田	酒田市生石字大森山地内	(022)225-1950	東北大学
	飛 島	酒田市飛島字中村甲283-1	(022)295-8611	国土地理院
	酒 田 (GPS観測)	酒田市緑ヶ丘二丁目地内	〃	〃
	飛 島 (GPS観測)	酒田市飛島字勝浦地内	〃	〃
	飛 島 (一等水準点)	酒田市飛島字勝浦甲88-2 〃 字中村甲283-1 〃 字法木甲80 〃 字法木乙280 各1か所	〃	〃
津 波	山形酒田沖 (GPS波浪計)	酒田沖約19km、水深約104m	(33)6311	国土交通省

波 浪	山形県沖 (GPS波浪計)	※同一波浪計、2観測所名		
雨 量	酒田大沢	酒田市大蔵字二夕子	(023)622-0632	気象庁
	白糸の滝	酒田市中野俣字村上	(27)3331	国土交通省
	坂 本	酒田市山元字坂本	〃	〃
	酒 田	酒田市上安町	〃	〃
	大台野	酒田市草津字藤平台	0235(66)2111	山形県
	大 蔵	酒田市大蔵字滝山	〃	〃
	荒木川	酒田市升田字大台野	〃	〃
	大八重川	酒田市升田字奥山国有林24林班わ 小班	〃	〃
	市 条	酒田市市条字地内	〃	〃
	飛 島	酒田市飛島字中村甲	〃	〃
	山 楯	酒田市山楯字南山	〃	〃
	田沢川ダム	酒田市山元字奥山	〃	〃
	白ヶ沢	酒田市白ヶ沢地内	〃	〃
	水 位	高 屋	最上郡戸沢村古口高屋(最上川)	(27)3331
白ヶ沢		酒田市白ヶ沢(最上川)	〃	〃
砂 越		庄内町榎木(最上川)	〃	〃
両羽橋		酒田市落野目字広野(最上川)	〃	〃
下 瀬		酒田市字下瀬(最上川)	〃	〃
広 田		酒田市坂野辺新田字下割(京田川)	〃	〃
石名坂		酒田市石名坂字大石(相沢川)	〃	〃
浜 中		酒田市浜中字小浜(赤川)	〃	〃
十五軒		酒田市広野字十五軒(京田川)	0235(66)2111	山形県
北新橋		酒田市北新橋二丁目(新井田川)	〃	〃
穂 積		酒田市穂積字尻地(日向川)	〃	〃
市 条		酒田市市条字上川原(荒瀬川)	〃	〃
相沢川田沢		酒田市田沢(相沢川)	〃	〃
小牧川上流		酒田市こがね町(小牧川)	〃	〃
相沢橋		酒田市田沢(田沢川)	〃	〃
豊 岡		遊佐町豊岡(日向川)	〃	〃
新北俣橋		酒田市北俣字村下地先(相沢川)	〃	〃
新田橋		酒田市田沢字田沢新田地先(田沢川)	〃	〃
白玉橋		酒田市下青沢字大坪地先(荒瀬川)	〃	〃
上黒川橋		酒田市赤剝地先(日向川)	〃	〃
鶴田橋	酒田市下安町字一丁目地先(幸福川)	〃	〃	
家根広橋	庄内町家根合字大下地先(京田川)	〃	〃	

※ 気象庁の地震情報、津波情報での発表はしていない。

2 その他関係機関の観測体制

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

駅及び橋りょう等に雨量計・風速計を設置し観測している。

(2) 東日本高速道路株式会社

県内の高速道路沿線の各所に気象観測装置を設置し、データを遠隔操作により取得している。

第2節 防災教育計画

1 計画の方針

市地域内の官公署及び公的施設の管理者並びに電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む者は、災害時に応急対策の主体となるそれぞれの職員又は従業員に防災教育を行うとともに、一般住民に対する自主防災意識の普及・啓発を図る。市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体として防災意識の向上を図る。

また、災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、それぞれ災害予防責任者及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を行う。

2 主な実施機関

酒田市	危機管理課 人事課 総務課 商工港湾課 まちづくり推進課 共生社会課 地域福祉課 高齢者支援課 教育総務課 学校教育課
関係機関	庄内総合支庁 酒田地区広域行政組合消防本部 酒田警察署

3 防災教育・防災訓練

庁内職員及び公共機関等の職員に対し、災害震災対策計画の内容、災害時の役割や行動等の所管防災業務について周知徹底する。また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努めるとともに、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

また、防災担当部門と男女共同参画担当部門が連携し、男女共同参画の視点からの災害対応に関して、情報提供や研修会等の開催により周知を図る。

4 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合、すべての応急対策について行政が対応することは極めて困難であり、市は、被害の防止・軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知するものとする。この際、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、気候変動の影響を踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通し、一般住民に防災知識の普及を図る。なお、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるものとする。

市及び県は、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。

また、男女共同参画の視点及び地域共助体制の強化のため、地域の防災リーダーとなる女性人材の育成を図り、防災コーディネーターとしての活動を促進するとともに、男性リーダ

一の理解促進に取り組む。

(1) 啓発内容

ア 災害に備えた普段の心得、災害発生時の心得

(ア) 住宅の安全点検

(不安定なアンテナや屋根瓦等の点検・補修及び工作物の落下、飛散防止)

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレト
トペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買
って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで
常に一定量を確保しておく備蓄方法。

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動

(カ) 家族の実情に応じた食料等の備蓄と服用している医薬品の情報等の把握

(キ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あら
かじめ決めておくこと

(ク) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子に
ならないための対策、避難用品や備蓄品の確保等）

(ケ) 水害保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え

(コ) 地域の災害史や危険情報の把握

(サ) マイ・タイムライン(個人の防災行動計画)

イ 災害予想区域図の周知

市は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難路等を示した災害予
想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、
住民等に周知する。その際、河川の近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立
退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠
水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや
住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に
努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先と
して安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所か
ら全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動についての啓発

(ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時
にとるべき行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、
正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない
適切な行動

(ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのな
い適切な避難場所、避難経路

(エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(オ) 応急救護の方法

(カ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(ク) ライフライン途絶時の対策

(ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(サ) 生活再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発方法

市は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布を行い、防災ビデオの貸し出し、ホームページなどの活用を促進するとともに、住民を対象とした講座等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

5 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市は、気候変動の影響を踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

なお、市は、事業所等が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

(1) 啓発内容

ア 災害の備えについての啓発事項

(ア) 施設の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(カ) 地域の災害史や危険情報の把握

(キ) 地域住民との協力体制の構築

(ク) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

イ 災害予想区域図の周知

市は、国及び県と連携し、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難

路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を作成し、事業所等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きな区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、事業所の所在する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動についての啓発

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動
 - (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することのない適切な行動
 - (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
 - (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (オ) 応急救護の方法
 - (カ) 通信システムの適切な利用方法
 - (キ) 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮
 - (ク) ライフライン途絶時の対策
 - (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (2) 啓発方法
- 市は、広報誌、パンフレット等の配布や防災ビデオの貸し出し及びラジオ、コミュニティFM放送、テレビ、新聞、ホームページ等を活用して効果的に防災知識の啓発活動を行う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。
- (3) 事業所の責務
- 事業所は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

6 学校教育における防災教育

市及び県は、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。なお、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、市及び県は、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

市及び県は、防災教育を学校教育の中に位置づけ、児童・生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して指導する。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ 児童生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等の教材を活用し指導する。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成する。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 市・県教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、防災対策の基礎知識、児童・生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 学校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

7 避難行動要支援者に対する防災知識の普及

市は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

避難行動要支援者の安全確保を図るためには、避難行動要支援者及び介護者、保護者が防災知識を持つとともに、災害時には地域住民の避難行動要支援者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、避難行動要支援者に対する具体的な施策の推進を図るとともに、パンフレット、広報誌等の発行により防災知識の普及に努める。また避難支援者及び地域住民等へ避難行動要支援者の支援に関する知識の普及を図る。

8 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特徴をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

9 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

県は、市町村長が必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状態に応じた簡易な方法も用いて市町村等へ水位や浸水想定の情報を提供するよう努める。

市町村長は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3節 防災訓練計画

災害による被害の防止又は軽減を図るため、市、防災関係機関及び自主防災組織等が行うべき防災訓練の実施並びに推進を図るため必要な対策について計画する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 学校教育課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田市消防団（酒田市水防団） 国土交通省酒田河川国道事務所 庄内総合支庁 酒田海上保安部 東北電力ネットワーク(株) NTT東日本(株)宮城事業部山形支店 酒田天然ガス(株) 危険物取扱事業所

2 総合防災訓練

- (1) 市は、基本法第48条の規定により、実地又は図上で総合防災訓練を実施する。
- (2) 市は、防災関係機関、住民及び事業所等の参加、協力を得て応急対策について実地訓練を実施する。
 - ア 実施場所
協議のうえ実施場所を決定する。
 - イ 実施時期
協議のうえ実施時期を決定する。
 - ウ 実施方法
市防災計画に定められている各種の応急対策計画に基づいて「訓練実施要領」により実施する。

3 水防訓練

市は、酒田市水防計画の定めるところにより、水防工法、避難救助及び非常招集等を内容とする水防訓練を実施する。

4 消防訓練

- (1) 火災防ぎょ訓練
市は、消防活動の円滑かつ充実を図り、実戦的能力をかん養するため関係機関及び地域住民の参加、協力を得て、火災警報伝達、出動、飛火警戒、危険物火災防ぎょ、救出救助、避難誘導、消火その他必要な内容について訓練を実施する。
- (2) 消防操法技術訓練
市は、消防団員を対象とする消防操法技術訓練を実施する。
- (3) 教育訓練
市及び酒田地区広域行政組合消防本部は、県の消防学校又は国の消防大学校で行う教育訓練に所属の消防職員及び消防団員が積極的に参加するよう配慮する。

5 通信訓練

市は、災害時における通信の円滑な疎通を図るため独自に、衛星携帯電話又は防災行政無線移動系を用い、防災通信訓練をおおむね次により実施する。

(1) 実施時期

訓練効果の期待される時期に実施する。

(2) 実施事項

災害に関する情報の収集、伝達、被害状況、災害応急措置についての報告、その他必要な事項について実施する。

6 火災避難訓練

市は、防災関係機関及び地域住民の参加、協力を得て火災避難訓練を実施する。また、学校、病院、工場、事業所、デパート等消防法第8条の規定による防火対象物の防火管理者は、その作成する消防計画に基づき避難訓練を実施し、常に利用者の生命を災害から保護するよう努める。

7 ライフライン施設応急復旧訓練

交通、電力、電話、ガス及び上下水道等、住民の活動の重要な施設の管理者は、災害時における施設の保全、応急復旧が迅速かつ円滑に行われるように、それぞれ応急復旧訓練を実施する。

8 土砂災害避難訓練

市は、防災関係機関及び地域住民の参加、協力を得て土砂災害避難訓練を実施する。土砂災害警戒区域を含む自主防災組織にあっては、市の計画に係わらず、土砂災害避難訓練を年1回以上実施するものとする。

9 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

国、県、市町村及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

10 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、

関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

11 実践的な訓練の実施と事後評価

市及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

市及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じて訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第4節 自主防災組織育成計画

1 計画の方針

災害発生時においては公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が必要であり、住民自身の判断に基づく適切な行動が特に望まれ、生命、身体及び財産を守るため、互いに協力して被害の防止又は軽減を図るためにも防災意識を高めることが重要である。

このため、自主防災組織を基盤として組織単位で訓練を積み重ね、災害への対応策を体得し、家庭、地域、職場等で活用できるよう努める。

自主防災組織の活動は、災害発生時に市民の生命、財産を守る上で重要な役割を果たすことが期待され、安全・安心なまちづくりにつながる。

2 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田市消防団

3 地域住民等の自主防災組織

(1) 市の指導及び助成

ア 自主防災組織づくりの推進

市は、基本法第5条第2項の規定により、地域の防災対策が円滑に行えるよう積極的に自主防災組織づくりに努めるとともに、酒田市自主防災協議会の活動を支援する。

イ 自主防災組織に関する意識の高揚

市は、住民の自主防災組織に関する意識の高揚及び組織の充実を図るため、必要な資料の提供、研究会等を開催し積極的に自主防災組織の育成強化に努める。

ウ 自主防災組織への助成及び連絡体制の強化

市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するために必要な助成措置を講ずるとともに、自主防災組織の育成を支援し、災害時における自主防災組織と市災害対策本部との情報の収集及び伝達が円滑に行えるよう連絡体制の強化を図る。

エ 自主防災組織の育成指導

市及び酒田地区広域行政組合消防本部は、相互に協力し、自主防災協議会、自治会、コミュニティ振興会等と密接な連携を図りながら、自主防災組織づくりの推進、自主防災組織の活動において中核となる人材の育成を行うとともに、防災機関の協力を得て防災意識の高揚、各種訓練その他の活動を推進する。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりとする。

ア 平時の行動

- (ア) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (イ) 情報の収集伝達体制の確立
- (ウ) 避難場所及び避難路の確認

- (エ) 地域の危険度の把握
- (オ) 火気使用設備器具の点検
- (カ) 防災用資機材の整備
- (キ) 在宅の避難行動要支援者に関する情報の把握等
- (ク) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
 - (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
 - (ウ) 救出救護の実施及び協力
 - (エ) 避難指示等の伝達
 - (オ) 避難誘導
 - (カ) 給食給水及び救助物資の配分
 - (キ) 避難生活の指導、避難所運営への協力
 - (ク) 避難行動要支援者の避難活動への支援
- (3) 関係団体との連携

自主防災組織は、次により、女性（婦人）防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

- ア 女性（婦人）防火クラブとの一体的な活動体制づくり
- イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力
- ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体と連携した避難行動要支援者の支援の実施

4 事業所等の自衛消防組織等

地域の安全と密接な関係のある事業所等は、従業員、利用者等の安全を確保するとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。このため消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられている事業所だけでなく、その他の事業所等についても、関係地域の自主防災組織と連携をとり、地域の安全確保を積極的に図る。また、企業は、事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

市及び県は、事業所等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

市、県及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(1) 自衛消防組織等の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりとし、それぞれ事業所の実情に応じて実施する。

ア 平時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 従業員等の防災教育
- (ウ) 消防用設備等の維持管理
- (エ) 防災訓練の実施

イ 災害時の活動

- (ア) 消火活動
- (イ) 避難誘導
- (ウ) 地域の防災活動への協力

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市及び県は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう、普及啓発を図る。

(3) 事業継続力強化支援計画の策定促進

県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化支援計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

市は、災害時において帰宅することが困難な従業員等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、必要に応じて、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 自発的な防災活動の推進

市内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

(2) 地区防災計画の設定

市は、市防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めるものとし、市地域防災計画資料編に明記する。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

6 コミュニティ（防災）センター及び防災資機材庫の整備

市は、地域住民の連帯意識に基づく自主防災活動を積極的に推進し、地域防災体制を確立するため地域防災活動の核となるコミュニティ（防災）センター及び防災資機材庫を計画的に整備する。

第5節 災害ボランティアの受入計画

市及び関係機関は、ボランティアの自主性を阻害しないよう留意しつつ、災害発生時のボランティア活動が円滑かつ効果的に進められるよう関係機関の支援・協力体制の確立に努める。

1 主な実施機関

酒田市	共生社会課 地域福祉課 高齢者支援課 国保年金課 納税課
関係機関	酒田市社会福祉協議会 酒田市ボランティア・公益活動センター 日本赤十字社

2 地域コミュニティへの支援

災害時においては、住民の主体的な意志に基づく共助体制が必要なことから、市は、酒田市社会福祉協議会と連携を図り、見守りネットワーク支援台帳の活用等により相互扶助活動を強化し、適切な対応が確保されるよう、自治会やコミュニティ振興会及び学区地区社会福祉協議会等を支援する。

3 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

市は、災害救援ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるために、事前の登録、研修等の実施、また、ボランティア活動の第一線の拠点として被災者のニーズ把握や具体的な活動内容の指示等を行うボランティア現地本部が迅速に組織できる体制を酒田市社会福祉協議会、酒田市ボランティア・公益活動センター等関係機関との連携を図りながら整備する。

4 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救護物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 家財の搬出、家屋の片づけ、瓦れきの撤去
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 活動の環境整備・連携体制の強化

市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとし、さらに、避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、酒田市社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、さらに、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する酒田市社会福祉協議会との役割分担を定めるよう努めるものとする。

なお、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、令和5年11月13日に締結した「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」により酒田市地域福祉センターとしているが、災害の規模や被害地域により、他に適当な場所がある場合は、酒田市社会福祉協議会と協議の上、設置場所を決定するものとする。また、協定に規定されていない事項については、別途協議するとしている。

- ア 災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- イ 災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保と設営シミュレーションの実施
- ウ 災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- エ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

5 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政、企業、民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	社会福祉士、介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者

手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体(ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否の判定	建築物応急危険度判定士
宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線の資格者
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの

(3) 活動環境の整備

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、酒田市社会福祉協議会（酒田市ボランティア・公益活動センターを含む）、日本赤十字社及びNPO等との連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取り組みを進める。

ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ 酒田市ボランティア・公益活動センター等のNPO・ボランティア等と連携し、ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ ボランティア登録者等が、災害時において行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険への加入促進を図る。

第6節 避難計画

大規模な災害が発生した場合は、二次災害と相まって広域的なものとなるおそれがあるため、あらかじめ住民の避難に関する適切な計画を定めておく必要がある。

市は、この計画に基づきあらかじめ避難場所、避難路等を定め、住民等に周知しておく。(第2編第2章第10節「避難計画及び避難所運営計画」参照)

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 地域福祉課 高齢者支援課 土木課 整備課
関係機関	庄内総合支庁 酒田地区広域行政組合消防本部

2 指定避難所等の指定及び避難路の安全確保

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、グラウンド、学校等の公共施設等の管理者(設置者)の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要な指定避難所(以下「指定避難所等」という。)をあらかじめ指定するとともに、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

避難路の安全を確保し、災害時に住民の安全な避難を確保するとともに、避難行動要支援者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部門と保健福祉担当部門が連携して、必要な場合には、旅館・ホテル等の活用等も含めて検討するよう努める。

また、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う人材を育成する。

(1) 指定避難所等の指定要領

ア 指定緊急避難場所

市は、指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を

行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(資料編3-6(1)指定緊急避難場所(災害種別)及び指定避難所一覧参照)

イ 指定避難所

市は、指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(資料編3-6(1)指定緊急避難場所(災害種別)及び指定避難所) 一覧参照)

ウ 福祉避難所

避難行動要支援者を受入れるため、一定の配慮がなされた部屋やエリアが確保でき、保健・福祉サービスを提供できる施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定の留意事項

指定避難所等の指定にあたっては次のことに留意する。

ア 耐震構造等の安全性の考慮

イ 地震、地すべり、風水害、浸水等の災害種別の考慮

ウ 地区別に均衡のとれた指定

エ 余裕のある受入れ可能面積(要避難人口は、昼間人口を考慮)の確保

オ 公園等の指定緊急避難場所にあつては、火災の輻射熱を考慮した広さの確保

カ 危険物を取り扱う施設などが周囲にないよう配慮

キ 避難行動要支援者にあつては、バリアフリー化された施設を指定

ク 避難を開始した場合、直ちに開設できる体制の整備

ケ 市は、学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に学校や教育委員会、市関係課及び地域住民等の関係者と調整を図ること。

コ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力量の拡大に努める。

サ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

シ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家等、ボランティアと定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材確保・育成に努めること。

ス 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

セ 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ソ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(3) 避難路の指定

避難路の指定にあたっては次のことに留意する。

ア 十分な幅員の確保

イ 万々に備えた複数路の確保

ウ 浸水、がけ崩れ等の危険個所のない経路への考慮

3 指定避難所等・避難路の事前周知

市は、指定避難所等及び避難路を指定（変更）したときは、次の方法等により住民に周知徹底を図る。

(1) 誘導標識、避難地案内板等の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 広報誌、防災マップ、チラシ配布

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(3) ホームページへの掲載

(4) 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

4 指定避難所等の整備・避難路の整備

市は、指定避難所等・避難路について、自ら若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

(1) 指定避難所等・避難路の耐震化の推進

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、ガス設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努める。

(3) 食料、水（給水用機材）、炊き出し用具（燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等避難生活に必要な物資のほか積雪期、寒冷期を考慮した暖房器具、夏季を考慮した扇風機や段ボールベッド、パーティション等感染症対策に必要な物資等の整備

(4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備

(5) バリアフリー化されていない施設を利用する場合で避難の長期化が予想されるときには、高齢者・障がい者等が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ等の整備

(6) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設等の環境整備

(7) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備

(8) 感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部門と保健福祉担当部門が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所開設に努める。

(9) 国（内閣府等）と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるとともに、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

5 避難行動要支援者の避難支援計画

市は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

6 避難支援等関係者の安全保障

避難支援等関係者は、平時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うが、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知する。避難支援はあくまで地域における助け合い・共助の活動であることから、避難支援等関係者には必ず支援しなければならないという義務が課せられるものではない。また、避難支援中に避難行動要支援者に与えた損害についての責任は原則として問われない。避難支援中に避難支援関係者が事故にあった場合に備え、保険に加入するなどの対応を検討する。

7 避難誘導體制の整備

市は、避難指示等が発表された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

市は、消防（水防）団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

8 防災上特に注意を要する施設の避難確保計画

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院及び、社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難確保計画を策定しておく。

- (1) 地域の実情に応じた避難場所への経路、誘導及びその指示伝達の方法
- (2) 集団的に避難する場合の避難場所の確保、保健衛生、給食の実施方法
- (3) 入院患者、障がい者等自力避難の困難な避難行動要支援者の避難誘導方法
- (4) 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

また、市及び県は、避難確保計画について、定期的に確認するものとする。

9 福祉避難所の指定の留意事項

市は、避難生活において一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所と

して指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

- (1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

10 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

11 災害種別に応じた避難体制の整備

市は、水害、高潮災害、土砂災害、津波等について、浸水想定区域図、過去の災害実績を踏まえつつ、住民の避難を要する自然条件やその現象の発生に警戒を要する区間・箇所等を特定し、明確な基準を設定し、住民に対する避難指示等の避難情報・伝達方法等を策定しておく。

(1) 水害（外水氾濫・内水氾濫）

外水氾濫は河川ごとに、また、内水氾濫は予想される浸水区域及び過去の災害実績を踏まえた箇所の避難指示等の判断基準・伝達マニュアルを策定する。

洪水に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす水害のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すように努める。

(2) 高潮災害

台風等の接近により急激に潮位が上昇する機会が多いため、潮位の上昇が観測されるのを待つのではなく、予測に基づいた区間・箇所を特定した避難指示等の判断基準・伝達マニュアルを策定する。

(3) 土砂災害

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が極めて高いため、土壌雨量指数に基づいた土砂災害の危険度分布を可能な限り利用し、また前兆現象を確認したら災害発生前に避難を完了することが必要である。地形や地質から、土石流、がけ崩れ等の発生しやすい箇所を把握するとともに、過去の実績からどの程度の雨量になれば土石流等の発生の危険があるかを発令基準とした避難指示等の判断基準・伝達マニュアルを策定する。

また、土砂災害防止法第7条の規定に基づき土砂災害警戒区域の指定を受けた区域については、次のとおり警戒避難体制を定める。

ア 市と指定区域の住民等は協力して指定緊急避難場所及び避難路を選定し、周知する。

イ 指定区域の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合や市から「自主避難」の呼びかけがあった場合は、あらかじめ自分で探しておいた知人宅等に自主避難を行う。

ウ 指定区域の住民等は、市から「避難指示」があった場合は、あらかじめ定められた指定緊急避難場所等に避難する立退き避難（水平避難）が基本であるが、立退き避難する余裕がない場合や立退き避難が危険な状況である場合には、急傾斜地等の反対側の上階に屋内安全確保（垂直避難）する。

エ 本市と指定区域の住民等は協力して、迅速かつ適切な災害対応を図るため、指定緊急避難場所、避難経路、緊急連絡先（網）や住居者状況等を記載した台帳等の整備に努める。

オ 市は、気象台から大雨注意報が発表され、引き続き降雨があると予想される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を実施する。

カ 市は、土砂災害の避難指示等の発令基準により、「高齢者等避難」「避難指示」を発令する。

キ 市は、カの場合で、かつ今後の降雨が見込まれない場合であっても、指定区域を巡視し、危険性の高い区域には、「自主避難」の呼びかけ、「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令する。

ク 避難指示等の防災情報については、防災行政無線、広報車、サイレン、テレビ・ラジオ等の放送機関への協力依頼、携帯マイク、戸別訪問等あらゆる手段により伝達する。

ケ 避難にあっては、自主防災組織等が中心になって、重度障がい者や寝たきり高齢者などの避難行動要支援者に配慮し、地域ぐるみで行う。

12 要配慮者の自主避難・早期避難の促進

市は、大雨や台風等の災害発生が予測される場合、要配慮者の自主避難・早期避難のため、ホテル・旅館の空き室を確保し避難者を受け入れるものとする。なお、受け入れを行った場合は、宿泊費等を支援するものとする。

第7節 救助・救急計画

市、県及び防災関係機関は、災害発生時、家屋の倒壊、火災等により同時に多発する被害者に対し、迅速かつ的確な救助措置及び救急医療活動を行うため、救助救急体制の整備を図る。

市及び防災関係機関は、災害発生時の救助活動、救急搬送について、関係機関が有機的に連携した体制整備を図る。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 健康課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田市消防団 酒田海上保安部 酒田地区医師会十全堂 酒田地区歯科医師会 日本海総合病院 酒田医療センター 日本赤十字社 自主防災組織

2 消防団の対策

市は消防団に対して、災害発生時、地域における初動対応組織となることから、団員の連絡・参集体制の整備を図るとともに、地域住民と協力し救助救急を行えるよう体制の確保に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団における救助・救急用資機材の整備に努める。

3 酒田地区広域行政組合消防本部の対策

(1) 救急高度化に伴う隊員等の整備・育成

酒田地区広域行政組合消防本部は、救助隊員、救急隊員の訓練の充実などで資質の向上に努めるとともに、救急救命士の養成、高規格救急自動車及び救助工作車等の救急救助資機材の整備を図る。

(2) 救助救急活動における交通確保

建物等の倒壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を警察、関係機関とあらかじめ協議しておく。

(3) 民間等による救助救急支援体制の確保

同時多発災害に備え、企業等からの救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備を図る。

(4) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入れ確保体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

4 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに市町村又は消防機関、警察機関若しくは酒田海上保安部に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を、速やか

に地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要な資機材を市の支援を受け、整備するよう努める。

5 住民等に対する防災意識の啓発

市及び消防機関は、応急手当などの住民等に必要な防災知識等の普及・啓発活動を実施し、市民の防災知識の高揚を図るとともに、災害発生時に要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう啓発に努める。

6 情報収集体制の整備

(1) 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察、海上保安部及び県等と適切に情報交換できる体制を整備するなど、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努める。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

(2) 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、コミュニティFM放送等のメディア活用やアマチュア無線の協力等について検討し、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、タクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備する。

7 酒田地区医師会十全堂及び酒田地区歯科医師会の対策

酒田地区医師会十全堂及び酒田地区歯科医師会（以下「医師会等」という。）は、市から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また、緊迫した事情のある場合及び医療機関において救護を行う必要がある場合の協力体制を整備する。

8 日赤山形県支部酒田地区の体制

日赤山形県支部酒田地区は、市から援助の要請があったとき又は必要と認めるときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

9 消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの運用方法の確立

医療スタッフの現場投入、救出された重傷者等を医療機関に搬送する場合や、海上等に

おける捜索・救助活動における消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの運用方法を関係機関と協議し、確立しておく。

第8節 火災予防計画

災害発生時には、火気使用設備・器具から出火する危険度が高く、同時多発火災の発生と延焼による火災の拡大が予想されることから、市及び消防機関は、防火意識の普及徹底と消防体制等の充実強化を図る。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田市消防団

2 出火防止

(1) 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化

市及び消防機関は、火災の発生を予防するため、耐震安全装置付石油暖房器具の普及、火気使用設備・器具周囲の保安距離の保持等の各種安全対策を推進するとともに、建築物の内装材料、家具調度品、装飾品等の不燃化を推進するよう指導する。

(2) 予防査察及び防火診断の実施

消防機関は、特に防災対策が必要な次の防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

ア 不特定多数の者が利用する飲食店、百貨店等

収容人員が一定規模以上のもの若しくは特定用途の防火対象物のうち避難が困難なものについては、防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

イ 多数の火気を使用する工場、作業場等

ウ 構造上の特殊性により避難や消火活動に困難が予想される高層建築物等

また、その他の事業所及び一般住宅等についても防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等における災害時の出火防止対策を徹底する。

(3) 防火管理者等に対する指導

酒田地区広域行政組合消防本部は、防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導する。

ア 従業員に対する消防計画の周知徹底

イ 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理者に関する協議事項の徹底

ウ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備

エ 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育

オ 実践的かつ定期的な訓練の実施

カ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒転落防止措置

(4) 住民指導の強化

市及び消防機関は、住民の防火に関する知識及び災害に対する備え等の普及のため、次の項目について啓発に努める。

- ア 発災対応型の訓練の普及
- イ 消火器、消火バケツ等消火器具の普及
- ウ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- エ 耐震安全装置付火気器具の普及及び点検整備の推進
- オ 火を使う場所の不燃化
- カ カーテン、じゅうたん等防災製品の普及
- キ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- ク 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置の徹底

3 消防用設備の点検整備

酒田地区広域行政組合消防本部は、施設の設置者（管理者）に対し、火災発生時において十分消防設備の機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう点検整備の実施について指導する。

また、要配慮者や不特定多数の者を受入れする病院、社会福祉施設及び物品販売店舗等については、特にスプリンクラー設備等を適正に設置するよう指導する。

4 初期消火体制の強化

市及び消防機関は、初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織及び自衛消防組織）に対し、次の対策を指導する。

- (1) 訓練、集会、印刷物等を通じて住民の防災意識並びに消火、避難及び通報等の防災行動力の向上を図る。
- (2) 防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域における消防訓練への積極的な参加を呼びかける。
- (3) 消防機関は、予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、火災予防の指導の徹底を図る。

5 火災の拡大防止体制の強化

市及び消防機関は、災害時には同時多発火災の発生と延焼による火災の拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努める。

(1) 災害時における体制

市及び消防機関は、災害時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準と参集方法を定めておく。

(2) 消防力の整備充実

市及び消防機関は、要員、消防車両等の消防力の整備指針を満たすよう、その整備充実に努める。

(3) 重要防火対象物等の把握

市は、危険物施設、消火優先地域、重要防火対象物及び災害救護用物資の貯蔵施設等の重要防火対象物について、優先的に火災防ぎょ活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図（重要防火対象物マップ）を整備保管し、迅速な火災防ぎょ活動に努める。

(4) 消防水利の確保

市は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、多角的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓に頼ることなく地域の実情に即した次のような有効な消防水利の整備及び確保を推進する。

- ア 河川、池、プールの活用
- イ 農業用水、消雪用井戸、下水処理水の活用
- ウ 耐震性を有する防火貯水槽の整備

(5) 積雪期の消防水利対策

積雪期における水利の確保は困難な場合が多く、消防団及び地域住民の協力による消防水利除雪の確保に努める。

第9節 医療救護計画

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 健康課
関係機関	酒田地区医師会十全堂 酒田地区歯科医師会 酒田地区薬剤師会 日本海総合病院 酒田医療センター 日本赤十字社

2 医療救護体制の整備

市は、災害から市民の生命、健康を守るため、地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

(1) 救護所設置予定施設の指定

市は、避難所に指定した学校及び市有施設の中から、救護所となる施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。（第2編第2章第14節参照）

(2) 救護所のスタッフの編成

市は、医師会等と協議し、救護所設置に係る医師1～2名、看護師及び保健師2～3名、薬剤師1名、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び事務職員1名の編成計画を定める。

(3) 救護所設置予定施設の整備

市は、災害発生時、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に行われるよう平時より救護所設置予定施設の設備等の整備に努める。

(4) 医薬品・医療資器材等の確保、救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所において応急医療処置に必要な医薬品・医療資器材等については、医薬品業者と連携し、緊急調達に応じられるよう努める。ただし、保存血液等については、医師の指示により日本赤十字社山形県支部に緊急輸送の手配により確保する。

3 災害医療救護対策の充実

(1) 病院等防災マニュアル等の策定

病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、防災訓練を行う。

(2) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

ア 災害対策委員会の設置

イ 防災体制に関する事項（ライフラインの確保、備蓄等の方策、支援協力病院の確保）

ウ 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）

エ 病院内の入院患者等への対応策に関する事項（重病患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練等）

オ 病院に患者を受入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）

- カ 人工透析実施の医療機関にあつては、医療機器及び水の確保対策
- キ その他（医療設備等の確保、発災後72時間の事業継続可能な非常用電源の確保等）

第10節 通信手段の確保計画

災害時の応急活動を実施するためには、通信の確保が特に重要である。このため、無線設備を保有する防災機関は災害時の通信確保のため、無線通信施設の耐震対策の強化、通信の多ルート化を図る。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田警察署

2 県防災行政無線

衛星系防災行政無線により、県、市町村及び酒田地区広域行政組合消防本部等が結ばれており、これら機関の情報伝達や被害報告等の通信手段として有効に活用する。

3 市防災行政無線

災害対策は、市災害対策本部を中心に消防、警察等の防災関係機関や生活関連機関が連携して対処することが重要である。情報収集において不可欠である防災行政無線設備の停電・耐震対策を実施し、災害時の通信を確保する。

4 防災関係機関無線

無線設備を保有する防災関係機関等は、各自の無線設備の停電・耐震対策を実施し、災害時の通信を確保する。

5 通信の多ルート化

市及び各防災関係機関は、通信設備の故障等いかなる事態においても通信が確保できるよう、携帯電話をはじめ複数の通信手段を整備する。

第11節 土砂災害予防計画

がけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害を未然に防止し又は被害の軽減を図るため、災害予防対策について整備を図る。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 土木課 整備課 建築課 農林水産課
関係機関	国土交通省酒田河川国道事務所 国土交通省新庄河川事務所 庄内総合支庁 酒田地区広域行政組合消防本部 酒田警察署 酒田市消防団 庄内森林管理署

2 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を市に通知するとともに、警戒区域等に相当する区域を明示して公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には住民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ住民等の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市は、県とともに関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

市は、これらの土砂災害警戒区域等を市地域防災計画に明記するとともに、土砂災害警戒区域等に指定された区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

また、市は、土砂災害防止法第8条に基づくハザードマップを作成・配布するとともに、ホームページで公開する。

3 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査の実施

県は、山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その結果を市に提供する。

(2) 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

また、市は、これらの「山地災害危険地区」を市地域防災計画資料編に明記するとともに、地域住民等に周知徹底を図る。

4 総合的な土砂災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定等

国及び県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し一定の行為を禁止・制限する。

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域

(2) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害防止法第8条に基づき、県知事より指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、土砂災害警戒区域内に、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

更に、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

(3) 緊急用資機材の備蓄

市及び県は、崩落の予防や亀裂への雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

(4) 情報交換・連絡体制の確立

市は、災害の発生に備え、関係機関や自主防災組織と常に密接な情報交換を行い、相互の連携を確立しておくとともに、建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておく。

また、市及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

5 災害防止に配慮した土地利用の推進

(1) 災害防止に配慮した土地利用の指導

市は、確認申請時において、当該建築物等が土砂災害特別警戒区域にある場合には必要な対策を講じるよう所有者、申請者及び設計者に指導、助言を行う。

宅地開発を行う者は、災害危険区域や地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等の開発行為に適合しない区域は開発区域に含めない計画とするよう努めるものとする。

(2) 危険箇所における住宅の移転

市及び県は、危険箇所における災害予防及び住宅移転の必要性について普及啓発に努めるとともに、安全な区域への移転を促進する。

6 二次災害の予防

(1) 危険箇所の調査点検

市は、大雨後や急激に融雪が進んだ場合、関係機関、地元住民等の協力を得て危険箇所及び対策施設の点検調査を速やかに行う。

(2) 危険箇所の応急対策

市及び県は、地すべりの徴候や斜面に亀裂が確認された場合等、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等必要な応急対策工事を実施する。

(3) 二次的な土砂災害予防のための監視

危険箇所が植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や地盤内部で亀裂が発生するなど脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。そのため、市及び県は、降雨後や急激に融雪が進んだ場合には監視を強める。

第12節 孤立集落対策計画

中山間地域など、地震・土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進し、孤立した際の救援が届くまでの、食料などの物資や通信機器類など防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行う。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 土木課 整備課 農林水産課
関係機関	各道路等施設管理者

2 防災資機材等の整備

集落が孤立した際の連絡手段の確保、通信機器類の整備、食料等の備蓄、避難所の確保、発電機や暖房器具などの防災資機材の整備、負傷者や食料等の搬送、住民の避難などの緊急事態に備えたヘリ離着陸可能な場所の確保に努める。

3 孤立予防対策の推進と防災体制の整備

交通途絶を防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進し、周辺住民に危険箇所を周知する。

また、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の育成を進め、消防団や地域の企業などとの連携を促進する。

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第13節 都市防災計画

都市地域を火災等、災害による被害から守るために、災害に強いまちづくりを推進する。

1 主な実施機関

酒田市	都市デザイン課 土木課 整備課
関係機関	庄内総合支庁

2 一体的な面的整備事業の推進による防災性の強化

(1) 災害危険市街地の解消

防災上危険な木造密集市街地の解消のためには、幹線道路などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強い都市構造とするため、各種の都市整備手法により、災害に強いまちづくりを行う。

(2) 災害に強い新市街地の整備

市街地周辺部において、良好な新市街地の形成を図る際は、防災上危険となる無秩序な開発を防止し、土地区画整理事業等の事業手法により一体的な面的整備を行う。

(3) 市街地不燃化の促進

既成の市街地のうち、低層の木造建築物が密集し、防災上不健全な地域においては、建築物の不燃化・耐震化や公園・緑地等のオープンスペースの確保などにより、防災性の向上を図る。

3 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

道路用地・公共空地の確保と、地域地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導及び根幹的な都市施設の整備、市街地開発事業の実施により望ましいまちづくりを推進することで、防災効果を高める。

市街地における火災の延焼拡大を防除するため、必要な地域において防火地域及び準防火地域の指定を行う。

4 防災空間の整備による安全性の確保

市街地における火災に対する安全を確保するため、建築物の不燃化並びに公園、緑地及び街路等の防災空間の整備に努める。

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

(2) 街路整備事業の推進

都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに、緊急輸送及び避難路としての機能をも併せて確保する。

(3) 緊急輸送路ネットワークの整備

災害時の緊急支援物資の輸送、消防・緊急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するための緊急輸送路ネットワークの整備を関係機関と協力して推進する。

第14節 建築物等災害予防計画

災害による建築物の被害の未然防止と軽減が図られるよう、防災上重要な拠点となる公共施設の不燃性の強化等を促進し、適切な維持管理に努める。

また、一般の住宅・建築物等については、所有者に対して災害予防の重要性についての啓発に努める。

1 主な実施機関

酒田市	総務課 建築課 各施設管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 各施設管理者

2 防災上重要な建築物の災害予防

(1) 防災上重要な建築物として位置づける公共建築物

- ア 災害対策本部が設置される施設(市役所)
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設(病院など)
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設(総合支所、消防署など)
- エ 避難所(学校、体育館、コミュニティ(防災)センター、文化施設等)
- オ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム、障がい者施設等)

(2) 防災対策

防災上重要な建築物は、災害時の避難場所として重要であるばかりでなく、応急復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策の推進に努める。

ア 建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 飲料水の基本水量の確保
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 配管設備類の固定強化
- (エ) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備
- (オ) 段差部をスロープ化するなど、避難行動要支援者に配慮した施設、設備の整備
- (カ) 消防防災用設備等の充実
- (キ) 情報・通信システム等の耐震・耐浪性能の向上等

ウ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整理し、日常点検の励行に努める。

3 建築物等に対する防災上の指導等

市は、建築物等の安全を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

区 分	災害留意事項	指導等の内容
建築物	不特定多数の者が使用する建築物の安全確保について	必要により防災査察を行い、その結果に応じた指導、助言
	著しく劣化している建築物の安全確保について	防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要の啓発
	住宅の耐震化の促進について	平成12年5月31日以前に建築された木造住宅等の耐震改修の促進と耐震に関する相談、助言
	落下物等による災害防止について	建物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓発
敷 地	崖地等における安全立地について	建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転の促進

第15節 輸送体制整備計画

市は、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するために、迅速かつ効率的な輸送体制の整備を図る。

1 主な実施機関

酒田市	総務課 危機管理課 土木課 整備課
関係機関	庄内総合支庁 酒田地区広域行政組合消防本部 酒田警察署

2 緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し

災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するために必要な緊急輸送道路は、防災活動拠点施設等と有機的に結合したネットワークとして機能することが重要であることから、県は社会情勢その他の変化に応じてネットワーク計画の適宜見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画の定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市、警察署及び消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、鉄道駅及び臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点等を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

(2) 緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路の基準

ア 高速道路を基幹とし、これにアクセスする主要国道を主体に、防災活動拠点、輸送施設、輸送拠点及び防災備蓄拠点を有機的に結ぶ国道、県道及び市道で構成される道路網

イ 隣接市町や隣接生活圏（最上・村山）との接続道路

ウ 病院、広域避難地等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワーク計画で接続される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

3 物資輸送拠点の整備等

(1) 市及び県は、物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、国と連携して以下の環境整備を図る。

ア 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化

イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信施設の設置促進

ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

(2) 市及び県は、地域の社会的・地理的状況、災害による被害想定、避難所等の配置状況等を考慮し、物資拠点の候補となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、あらかじめ複数選定しておく。（第2編第2章16節「輸送計画」参照）

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国はこれを支援する。

- (3) 市及び県は、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておき、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

4 輸送施設の安全性の確保

- (1) 輸送施設の管理者は、各施設の防災対策を推進し、災害時における施設の機能確保を図る。
- (2) 緊急輸送道路ネットワーク計画として指定された輸送施設については、特に災害時に安全性確保に努める。また、災害時における緊急輸送が円滑に実施できるよう、平素から情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整えておく。

5 臨時ヘリポート選定・整備

市は、緊急輸送道路ネットワーク計画を設定する施設として、小中学校のグラウンド、陸上競技場等を次により、臨時ヘリポートとして指定しておく。（資料編3－5臨時ヘリポート開設場所参照）

- (1) 離着陸に必要な面積（概ね500㎡以上）があること。
- (2) 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。
- (3) 陸上交通上の利便性を有する場所であること。
- (4) 避難場所との重複指定は極力避けること。
- (5) 指定にあたっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。

なお、指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくように努める。

6 緊急輸送用車両等の確保・整備

市及び県は、車両、船舶等の所要数、調達先、物資の集積場所等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。この際、県及び市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

7 緊急通行車両等確保のための事前対策

- (1) 緊急通行車両の災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認申出について災害発生前における確認申出及び事前届け出の普及に努め、次により申出及び届出を受け、事務の迅速化を図る。

ア 緊急通行車両

- (ア) 災害発生前における確認の対象車両

a 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び防災計画等に基づき、基本法第

50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- (a) 警報の発表・伝達、避難指示等に関するもの
 - (b) 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・上下水道等の応急措置に関するもの
 - (c) 被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの
 - (d) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関するもの
 - (e) 施設、設備の応急の復旧に関するもの
 - (f) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
 - (g) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
 - (h) 緊急輸送の確保に関するもの
 - (i) 上記のほか、災害の発生防ぎよ又は拡大防止のための措置に関するもの
- b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関活動専用で使用される車両又は災害発生時の他の関係機関、団体から調達する計画がある車両

(イ) 申出手続

対象車両の管理者等は、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類、緊急通行車両書確認申出書、及び自動車検査証の写しを、酒田警察署又は警察本部に提出する。

(ウ) 緊急通行車両確認証明書等の交付

審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を申出者に交付する。

イ 規制除外車両

(ア) 事前届出対象車両

民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。

- a 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両
- b 医薬品・医療機器、医療用資機材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び規制除外車両事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

(ウ) 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、規制除外車両事前届出済証等を届出者に交付する。

第16節 交通関係施設災害予防計画

災害による道路、空港、公共ヘリポート、港湾及び鉄道施設の被害を未然に防止又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これらの交通施設の管理者が実施する災害予防対策について整備を図る。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 企画調整課 商工港湾課 土木課 整備課
関係機関	国土交通省酒田河川国道事務所 国土交通省酒田港湾事務所 庄内総合支庁 県港湾事務所 酒田警察署 東日本旅客鉄道(株)

2 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、災害発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 施設の点検

災害発生時の緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努める。

(3) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、緊急輸送道路ネットワークに含まれる交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

(4) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

(5) 施設構造図等資料の整備

各施設の管理者は、円滑な災害復旧を図るため所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

3 道路の災害予防対策

(1) 市道の災害予防

市道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(2) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講ずる。

ア 信号機等の整備

県警察本部は、信号機等交通管制施設について、耐震性に配慮しながら整備を推進

する。

イ 非常用電源付加装置等の整備

主要交差点に非常用電源付加装置の設置を促進する。

(3) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

ア 道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、緊急輸送道路等の災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器（地震計、雨量計、I T V）の整備を推進する。

イ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

ウ 道路利用者への広報

災害発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平素から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

(4) 防風対策

各道路管理者は、防風柵、防雪柵の延長とその維持を図り、被害の軽減に努める。

4 港湾施設の災害予防対策

港湾施設の設置者及び管理者は、次により酒田港における各港湾施設等の災害予防対策を講じる。

- (1) 港湾は、海上交通の安定性を活かし、災害時においても一定の物流機能を維持することが可能であることから、港湾計画等において重要な防災拠点として位置づけ、施設整備等を計画的に推進する。

市は、海上からの緊急物資の搬入、仕分け及び配送を円滑に実施できるよう、外港地区の港湾関連用地を機能的に配置するとともに、緑地について、臨時ヘリコプターあるいは自衛隊の受入れ場所、災害廃棄物の一時保管場所としての利用も考慮した整備を図る。

- (2) 酒田港施設周辺には石油等危険物の輸送施設や貯蔵施設等、災害発生時に二次災害を引き起こす可能性のある施設が立地していることから、港湾の安全性をより高めるため、地盤液状化の可能性の点検を行い、液状化対策を推進するとともに、災害発生時に危険物貯蔵施設等へ致命的な影響が及ばないよう岸壁等の耐震強化に努める。

5 漁港施設の災害予防対策

市は、災害発生時における被災者の迅速かつ安全な避難、救援活動、物資の緊急輸送及び応急復旧活動等が速やかに実施できるよう、飛島における防災拠点漁港として飛島漁港を位置付け、飛島漁港の勝浦地区に整備した耐震強化岸壁（-4.0m L=80m）を避難及び救援物資の海上輸送の基地として活用する。

6 鉄道施設の災害予防対策

鉄道事業者は、次により鉄道施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

鉄道施設すべての構造物について定期検査を行うとともに、必要に応じ随時検査を実施する。

イ 近接施設からの被害予防

路線に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理者に關係施設の整備等災害予防対策の推進を要請する。

(2) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

関係防災機関、地方自治体との緊急連絡並びに部内機関相互間における予警報の伝達及び情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。

(ア) J R 電話及び N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及び F A X

(イ) 自動車無線及び列車無線とその中継基地、携帯無線機

(ウ) 風速計、雨量計、水位計及び地震計

(3) 避難誘導體制の整備

災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、施設利用客の避難誘導の方法を定める。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に適切な処置がとれるよう、次の防災訓練を適宜実施する。

ア 非常呼出訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 消火訓練

エ 脱線復旧訓練

(5) 竜巻等突風対策

特殊な気象条件下においては、竜巻等突風が発生する可能性があり、運行に支障が予想されるため、次により災害が発生した場合の被害等の軽減方策の強化に努める。

ア 風速計の新設等による風の観測体制の整備

イ 風観測、防風設備の手引きの作成

ウ 運転規制、突風対策について引き続き調査・研究

7 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策

空港又は公共ヘリポート施設の管理者は、次により施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設内の土木施設や航空灯火に関する施設等の異常の有無を常時点検し、災害予防対策を講じる。

- (2) 空港ターミナルビル等の施設における二次災害の誘発や避難の障害となるおそれのある物品について、日常点検により安全の確保に努める。
- (3) 空港は、速やかに災害支援の拠点となるよう体制整備を図る。

第17節 公共土木施設等災害予防計画

災害時において、公共土木施設の被害を最小限にとどめるための構造強化など事前の予防措置を講じておくとともに、直ちに機能回復に努める。

また、各施設を管理する関係機関や施設占有者は、災害時において応急復旧対策活動の円滑実施を図るため、相互に協力体制・情報・連絡系統を確立する。

1 主な実施機関

酒田市	土木課 整備課 農林水産課 下水道課
関係機関	国土交通省酒田河川国道事務所 庄内総合支庁 庄内森林管理署

2 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(1) 河川管理施設等の災害予防

ア 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

イ 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

ウ 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

(2) 海岸保全施設の災害予防

ア 海岸管理者は、海岸保全施設の災害に対する安全性を確保するため、計画的に点検を実施し、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に施設の改善に努める。

イ 海岸管理者は、災害危険箇所の定期的点検を実施して危険箇所整備計画を策定し、計画的な整備に努める。

(3) 海岸林による防風対策

海岸林は、防風、飛砂防止等を目的に造成され、今後も、クロマツ等の植栽等による飛砂防止対策の実施や林帯の保全管理の徹底を図り、その維持に努める。

(4) 下水道施設による雨水排水対策

ア 市街地においては、少なくとも7年に一回程度の大雨に対する浸水防除を図るため、雨水排水計画を策定し、雨水排水施設の整備を計画的に推進する。

イ 下水道システム全体の機能停止を避けるため、処理場及びポンプ場（特に電気及び機械関係設備、機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

ウ 被災時において、処理場及びポンプ場内での各種薬品類、重油等の燃料の漏洩等、二次災害発生防止のための対策を講じる。

(5) 浸水拡大を抑制するための災害予防計画

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(6) 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

気候変動による影響を踏まえ、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防

止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築する。

(7) 流域治水の取組の推進

下記の事項を重点として流域治水の取組を推進する。

ア 流域水害対策計画の策定

特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

イ 貯水機能保全区域の指定

県知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

ウ 浸水被害防止区域の指定

県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

(8) 浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

第18節 農地・農業用施設災害予防計画

災害による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、災害予防対策について整備を図る。

1 主な実施機関

酒田市	農政課 農林水産課
関係機関	庄内総合支庁 土地改良区

2 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

3 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道の管理者は、重要度に応じて法面崩壊・土砂崩壊及び落石等に対する防止工を行い、橋りょうについては落橋防止措置を設ける。

4 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、桶管及び揚排水機場等は、洪水量等を考慮して設計・施工されているが、不十分な施設については、改修時において機能の向上を図る。

5 ため池施設の災害予防対策

市、県及び国は豪雨や地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、「防災重点農業用ため池」という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。

県では、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき防災工事等推進計画を策定し、防災重点農業用ため池を対象として、劣化状況評価及び豪雨・耐震性評価を実施し、その結果を踏まえて防災工事等の必要性を判断して優先付けを行い、計画的に対策を実施する。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画 (令和6年1月1日現在)

ため池数 ①	①のうち、 防災重点農業用ため池数 ②	②に係る防災工事等の計画 (令和12年度)	
		防災工事 計画箇所数	廃止工事 計画箇所数
83	34	5	17

6 農地等の災害予防対策

ビニールハウス及びその他の農業施設の管理者は、強風時や暴風時における倒壊やビニールの破損等を防止するため、その施設管理に万全を期す。

また、特殊な気象条件下においては、竜巻等突風が発生する可能性があり、農作物への被害が予想されるため、市は、災害が発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努める。

第19節 電力施設災害予防計画

東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センター及び関連事業所は、災害発生時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	東北電力ネットワーク(株)酒田電力センター

2 設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全対策

電力設備は、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により予防対策を講ずる。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連携して運用しており、山形系統も基幹送電線により東北全系統と連携し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線とするなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も二重化を行う。

(3) 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(4) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

3 体制面の災害予防

(1) 電力の安定供給の体制

東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センター及び関連事業所において24時間の監視体制を行っており、災害時などの非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

災害等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に

推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

4 災害対策用資材等の確保

(1) 災害対策用資材等の確保及び整備

災害時に備え、平時から災害対策用資材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受け渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

5 防災時広報活動

東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センターは、災害発生時における停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止のため、平時から防災体制等について広報するとともに、広報活動を速やかに行うため事前に広報例文等を整えておく。

6 応援協力体制

各電力会社との電力融通、災害対策用資器材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

第20節 ガス供給施設災害予防計画

ガス事業者は、災害によるガス供給施設の被害を最小限にとどめ、ガスの供給と安全を確保するため、ガス工作物を新設する場合や既設のガス工作物にあっては、耐震性の見直し及び二次災害の防止に重点をおき、維持管理に努める。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田天然ガス(株) 庄内町 LPガス販売事業者

2 設備面の災害予防

(1) 施設対策

ガス施設の安全性向上を基本として、特に医療機関等の人命に関わる施設や防災拠点となりうる施設等の重要施設へのガス供給施設の重要度を考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講ずる。

ア 製造所の対策

- (ア) 新設する施設は、その重要度及び設置地盤の安全性と基礎の構造・強度等を十分検討し、ガス事業法等の関係法令等に基づき、合理的な安全設計を行う。
- (イ) 既設の施設については、定期的に安全性の点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

イ 導管の対策

- (ア) 新設する導管は、安全性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は、溶接、融着及び抜け出し防止機構を備えた機械的接合など耐震性能を有する方式を使用する。また、重要な導管は、供給系統の分離や液状化への対応についても考慮する。
- (イ) 安全性が十分でない既設管は、ガス供給先施設の社会的重要度や地盤条件（液状化への対応についても考慮する。

(2) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は災害発生時のガス漏洩による二次災害を防止することである。そのため緊急措置に必要な設備の整備を図るとともに、速やかで適切な措置がとれるよう平時より教育・訓練を実施し運用体制を整備しておく。

ア 製造所の対策

- (ア) 検知・警報（地震計、漏洩検知器、火災報知機等）装置を設置する。
- (イ) ガスホルダー等は緊急時に備え、緊急停止のための設備を設置する。
- (ウ) 防火設備・消火設備の整備を図る。

イ 導管の対策

- (ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- (イ) 耐震性が十分でない既設管については、耐震性のある導管への取替え、あるいは更生処理を推進する。
- (ウ) 迅速・確実に供給停止を行うための緊急遮断装置を整備する。
- (エ) 供給停止地区の圧力を速やかに減圧するため、必要により減圧設備を設置する。

(オ) 需要家での二次災害を防止するため、マイコンメーターを設置する。

(3) 代替性の確保

ガス供給施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

3 体制面の災害予防

(1) 動員の基準

ア 災害発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、災害発生時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知しておく。

イ 災害発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておく。

(2) 災害対策本部の設置

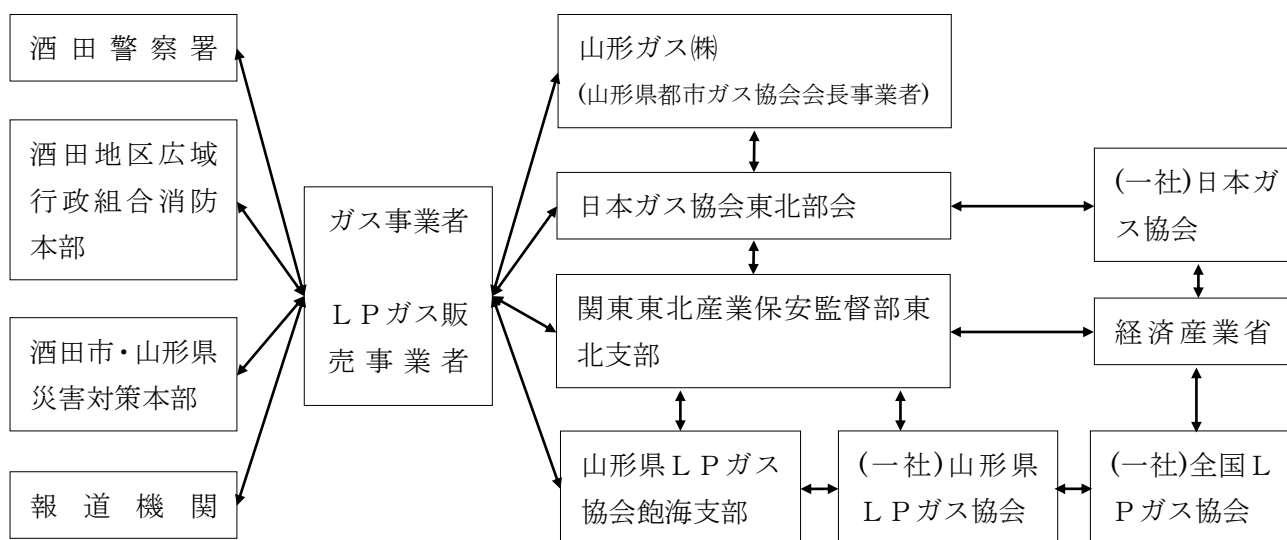
ア 災害対策本部の設置については、あらかじめ周辺被害状況等からその設置基準及び規模を定めておき、災害発生後速やかな対応ができるよう体制を調整しておく。

イ 災害対策本部の組織及び動員者の役割を明確にしておく。

ウ 災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう、あらかじめ特定しておくとともに、非常通信設備、FAX、複写機等の必要な備品並びに必要な図書、帳票類を平時から整備しておく。

(3) 緊急時連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は、災害対策本部、経済産業省、日本ガス協会、消防、警察等防災関係機関との相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておく。



4 防災広報活動

災害発生時の二次災害防止と効果的な対策活動を行うため、平時、災害発生時、供給停止時等の広報の時期に応じた具体的な手段をフロー図、チェックリスト、広報例文等で準備しておく。

(1) 平時の広報

平時から二次災害防止のためのPRを実施するとともに、広報活動を円滑に実施するため、需要家をはじめ報道機関、市等関係各所との広報ルートを整備しておく。

(2) 災害発生直後の広報

大規模災害が発生した直後は、需要家はもちろん関係機関の協力のもと二次災害の防止を図るため、報道機関、広報車等を通じて、需要家に対してガスについての注意事項及び協力のお願いの広報を行う。

(3) ガス供給停止時の広報

大規模災害により供給が停止した場合、二次災害の防止とともに需要家の不安の解消を目的とした広報活動が必要である。そのため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する事項についても、引続き広報を行う。

5 災害対策用資材等の整備

(1) 災害発生時の被害を最小限にするための応急措置に必要な器材及び早期復旧に必要な器材を備えておく。

(2) 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査し、体制を整備しておく。

6 応援協力体制の整備

(1) 応援措置要領の整備

広範囲にわたり供給が停止し、大規模な応援が必要となる場合は、「災害時連携計画」に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請する。

(2) 工事会社への協力要請

防災時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するために工事会社などの関係協力会社と非常時の連絡、動員体制についてあらかじめ協議しておく。

第21節 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、電気通信事業者は設備の防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	N T T東日本(株)宮城事業部山形支店 その他電気通信事業者

2 設備面の災害予防

災害時においても、重要通信を確保できるよう平素から設備自体を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり、麻痺したりしないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の防災対策

地震、風水害、津波又は火災等に備えて、主要な電気通信設備等について耐震、耐水、耐浪及び耐火構造化を行う。

(2) バックアップ対策

災害等における通信の疎通を維持、確保するため通信網についてシステムの信頼性の向上を更に促進する。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成による通信網の整備について、今後も計画的に整備促進を図る。

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。

ウ 交換機、電送・無線システム等の分散化を図る。

エ 通信の異常に迅速に対応できるようデータベースの整備を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 孤立防止用衛星電話及び災害復旧用無線電話機

イ 可搬型移動無線装置

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧用光ケーブル及びメタルケーブル

オ ポータブル衛星車載局

カ その他応急復旧諸装置

(4) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

3 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、災害に

関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた規模以上の災害発生時における出社体制と本部長不在時の代行者を明確にしておく。

ア 情報連絡室

予想される非常災害の発生に備えた対策活動の実施

イ 準備警戒体制

明らかに予測される非常災害の発生に備えた対策活動の実施

ウ 支援本部

非常災害対策活動の支援

エ 災害対策本部

非常災害対策活動の実施

オ 現地災害対策本部

現地における非常災害対策活動の実施

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ 関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ 市、県が実施する防災訓練に積極的に参加又はこれに協力する。

ウ 災害復旧対策訓練を実施し災害対策機器操作等の習熟を図る。

エ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会へ参加する。

4 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を配備し充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、県内及び全国より調達を行う。

ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資機材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリコプター及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

5 防災広報活動

風水害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため、関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

- ア 広報紙での呼びかけ
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じた広報
- ウ インターネットによる広報

(2) 広報項目

- ア 被害状況
- イ 復旧見込
- ウ 特設公衆電話設置場所の周知
- エ 臨時お客様対応窓口の周知

6 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、必要に応じて全国からの応援を要請し、迅速な復旧を可能とするよう平時から、あらかじめ措置方法を定めておく。

第2.2節 上水道施設等災害予防計画

大規模な災害の発生に伴う、減断水を最小限にとどめるため、庄内広域水道企業団は、施設面及び体制面の災害予防対策を実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平時において災害時連絡体制の確立、災害用資機材の確保、防災広報活動等を実施する。

1 主な実施機関

酒田市	環境衛生課
関係機関	県企業局 庄内広域水道企業団

2 施設面の災害予防

庄内広域水道企業団は、上水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め、施設の更新・改良計画にあわせ計画的に上水道施設の災害予防に努める。

(1) 災害予防計画の作成

災害予防計画の作成にあたっては老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、上水道システム全体としてのバランスを考慮したうえで、次の事項の耐震化、近代化事業を推進する。

ア 浄水施設、配水施設等の建造物の耐震化

イ 管路の耐震化の促進

ウ 老朽管路の計画的な更新及び基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化

エ 浄水場での供給予備力、配水池容量の増加（12時間貯水容量確保）等によるゆとりの確保

オ 施設の運転状況、被害状況を把握できる情報ネットワークの強化

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築等

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア 水源、浄水場及び配水池等の重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）、電気計装設備等の二重化

ウ 緊急時代替水源の確保（緊急用井戸等の利用）

エ 他水道事業者との緊急連絡管の整備

オ 配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

(4) 薬品管理における予防対策

ア 水質試験用薬品類の破損防止対策及び混薬を防止するための分離保管

イ 水道用薬品の適正な量の備蓄

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

3 体制面の災害予防

庄内広域水道企業団は、平時から応急復旧用の上水道施設図面等の整備を図るとともに、被害想定等を行い、緊急時の災害対策マニュアルに基づき、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

(1) 災害による上水道施設及び需要者の被害想定

ア 災害直後の被害状況をきめ細やかに把握する体制を強化する。

イ 災害の規模、地盤の状況、施設整備状況等から被害を予測し、給水目標及び応急対策計画を策定する。

(2) 応急対策の迅速化

災害対策マニュアルに基づき、従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア 計画的な研修、講習会を開催することにより、災害時における判断力の養成、防災上必要な知識及び人材の育成に努める。

イ 緊急時に迅速的確な対応が図られるよう、平時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。

(4) 図面・災害予防情報の整備及びO A機器のバックアップ機能の強化

ア 拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面の整備を進める。

イ 水道システムの基本情報（水道システム図、施設図、管路図等）は、2箇所以上で管理する。

ウ パソコン等のO A機器のバックアップシステムを構築し、補完機能の強化に努める。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

応急給水、応急対策用車両の緊急通行の事前届出、確認等について警察等関係機関との連絡調整を図る。

(6) 上水道用機材の規格の統一

バルブキャップ等の特殊型式上水道用機材を全国統一規格である日本水道協会規格に統一するよう検討する。

4 災害時連絡体制の確立

庄内広域水道企業団は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等により、緊急時連絡体制の確立に努める。

5 災害対策用資材等の整備

(1) 庄内広域水道企業団は、計画的に給水車、給水タンク、非常用給水袋等の応急対策用

資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材等の整備

ア 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機、漏水探知器等の応急復旧用資機材の整備に努める。

イ 配管材料等の応急復旧用資材の備蓄

ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

エ 資機材の製造及び取引業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

オ 作業員の安全装備用品等の常備

6 防災広報活動

(1) 住民に対し、防災体制、飲料水の確保、衛生対策等の留意事項について広報紙等により広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 自治会や自主防災組織等と連携し、応急給水計画を周知し、共同訓練等により防災活動の研修を充実させ、緊急時における支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設、福祉施設等に対し、飲料水の備蓄のため受水槽等の整備の向上について広報、指導に努める。

7 生活用水水源の確保

市は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第23節 下水道等施設災害予防計画

災害による被害を最小限に防止するため、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするための対策についてあらかじめ定めておく。

1 主な実施機関

酒田市	下水道課
関係機関	庄内総合支庁 県企業局 NTT東日本(株)宮城事業部山形支店 東北電力ネットワーク(株) 酒田天然ガス(株)

2 防災体制の整備

市は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平時において総合訓練や各種訓練を行う。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、消防（水防）団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係る作業と連携して行うことができるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制の構築を図る。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握したうえで、消防（水防）団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7) 管理協定の締結

公共下水道管理者は、浸水被害対策区域における浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内にある雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うなどして浸水被害の軽減を図る。

(8) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外のものでも維持・修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(9) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（事業継続計画）を策定し、PDCAサイクルによる随時見直しに努める。

3 災害予防対策

(1) 浸水対策

ア 耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じて補強対策を講じる。

イ 耐水対策の計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての機能が保持できるよう、処理場における流入・放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。また、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。

(2) 重要施設の耐震性の強化

ア 処理場及びポンプ場

処理施設、ポンプ場の耐震補強を図るとともに、ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入の配管などについても耐震性を強化し、定期的に点検を実施する。

イ 管きよ施設

管きよは、マンホールとの接続部及び継手部を耐震性の高い性能の材料とし、被害の軽減に努める。

(3) 安全確保対策

ア 基本的図書の整備

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めて行くうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるので、これらの基本的図書の整備と保管に努めるとともに、そのバックアップを設けて安全性の向上を図る。

イ 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に漏水や湧水等何らかの変状が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

ウ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(4) 代替性の確保

下水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を考慮した設備構築に努める。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

4 災害復旧用資機材の確保

市は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、建設業協会等の協力を得て、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、東北・北海道ブロックの行政機関の協力を得て広域的な支援体制を確立しておく。

なお、非常用電源及び車両用燃料として、72時間分の備蓄を目標とする。

5 広報活動

市は、下水道施設の被災箇所を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から市民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

第24節 危険物等施設災害予防計画

危険物、高圧ガス、毒物劇物、有害物質、火薬類等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設の関係者は、自主保安対策を講ずることとし、監督機関（国、県、消防機関）は、施設の関係者と協力しながら災害予防の指導にあたる。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 庄内総合支庁 庄内保健所 危険物取扱事業所

2 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

3 危険物施設の安全対策

危険物等による災害は初期対応が特に重要なことから、危険物取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等、災害の未然防止を図る。

(1) 災害に対する安全性の強化

監督機関は、危険物施設の災害に対する安全性に関し、消防法の規定による基準に適合した状態を維持するよう指導する。

(2) 指導の強化

ア 監督機関は、危険物施設の位置、構造及び設備が消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、立入り検査を励行するなど指導を強化する。

イ 監督機関は、危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物等の取扱いについて技術上の基準の遵守、予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導するなど危険物取扱者制度に関する適正な運用を図る。

(3) 保安教育

監督機関は、酒田地区危険物安全協会の協力のもとに、危険物取扱事業所の管理責任者及び保安総括管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物等の自主保安体制の確保に関する指導、啓発に努める。

(4) 自衛消防組織の育成

ア 監督機関は、危険物取扱事業所に対し、自衛消防組織等の活動要領を定めるなど、自主的な災害予防体制の確立を図るよう指導し、自衛消防組織の組織化を推進する。

イ 監督機関は、危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協議を促進し、災害時における具体的な応援措置を盛り込んだ「実施要領」を

定めるなど、効率の高い自衛消防力の確立を図るよう指導する。

(5) 防災訓練の強化

監督機関は、危険物取扱事業所に対し、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との関係を考慮した、より実践的な防災訓練及び避難訓練等の実施について指導する。

(6) 化学消防資機材の整備

ア 消防機関は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を図るものとする。

イ 監督機関は、危険物取扱事業所に対し、化学消火薬剤及び必要機材の備蓄を図るよう指導する。

(7) 関係機関との連絡体制の確保

危険物取扱事業所は、防災無線等の通信手段の整備充実を図るとともに、被災した場合に備え消防、警察等の関係機関及び関係事務所と連絡体制を図る。

(8) 災害発生時の自衛消防組織の整備

危険物取扱事業所は、災害発生時の自衛消防組織等の体制づくりや活動要領を定め、災害時に迅速な対応が図られるよう努める。

(9) 近隣事業所等の連携

危険物取扱事業所は、危険物取扱従事者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定めるなど体制整備に努める。

(10) 初動体制の整備

危険物取扱事業所は、初期消火訓練を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のため訓練の徹底を図る。

4 各施設に共通する安全対策

各事業者は、危険物関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域当の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

5 高圧ガス製造施設等の安全対策

高圧ガス保安法で定める高圧ガスは、その毒性、化学的特性により漏洩すると、爆発性や毒性から大災害につながるおそれがある。このため、高圧ガス取扱事業所は関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底によるヒューマンエラーの防止等により災害の未然防止を図る。

(1) 保安措置の指導

監督機関は、高圧ガス製造施設、取扱施設、貯蔵所、液化石油ガス販売事業所、一般消費設備に対し、容器の転倒防止措置の徹底を指導するとともに、ガス放出防止弁の設置を指導する。

(2) 指導の強化

ア 監督機関は、高圧ガス取扱事業所の位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるため、保安検査及び立入検査を強化する。

イ 監督機関は、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱等の適正化や危害予防規程の作成など安全管理体制の確立を指導する。

(3) 保安教育

監督機関は、高圧ガス保安協会東北支部、(一社)山形県LPガス協会飽海支部、山形県冷凍空調設備工業会(以下「高圧ガス関係協会」という。)の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者に対し、保安に関する講習会を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

(4) 防災訓練の強化

監督機関は、高圧ガス取扱事業所等に対し、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連携をも考慮した、より実践的な訓練等の実施について指導する。

(5) 関係機関及び高圧ガス取扱事業所間の連絡体制の確保

ア 高圧ガス取扱事業所は、災害発生時に関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所と連絡体制の確保を図る。

イ 高圧ガス関係協会は、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備する。

(6) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス取扱事業所は、災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行うなど災害時に迅速な対応ができるよう努める。

(7) 初動体制の強化

高圧ガス取扱事業所は、初期消火訓練を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のため訓練の徹底を図る。

6 毒物劇物貯蔵施設の安全対策

毒物及び劇物取扱法の適用を受ける毒物劇物は、その特性、科学的特性のため、漏洩するとその毒性により大きな被害が想定される。このため、監督機関は、毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者のうち、毒物劇物を大量に取り扱う者の把握に努め、適正な取扱について指導する。

(1) 毒物劇物営業者及び届け出を要する毒物劇物業務上取扱者に対する指導監督機関は、毒物及び劇物取締法に基づく、監視指導の際、毒物劇物の貯蔵状況、事故発生時の毒物劇物等による危害防止規程等を調査し、対策や改善が必要な場合は、整備、補強等を指示する。

(2) 届け出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対する指導

届け出を要しない毒物劇物業務上取扱者の実態把握に努めることにより、毒物劇物を対象に取り扱う者を把握し、研修会や立入検査を実施するなど指導の強化を図る。

7 有害物質取扱施設の安全対策

有害物質はその特性、化学的特性から、流出又は漏洩するとその有害性により人の健康及び生活環境に大きな被害が生じることが想定される。このため監督機関は、水質汚濁防止法の特定事業場等に対して、法に基づき監視、指導を行うとともに、届け出を要しない有害物質取扱事業場等の把握に努め、有害物質の流出、漏洩防止について指導する。

(1) 水質汚濁防止法の特定事業場等に対する指導

監督機関は、水質汚濁防止法に基づく監視指導の際、法に基づく有害物質の流出及び地下への浸透の防止等について指導するとともに、水質汚濁防止法第14条の2第1項に基づく、事故時の措置及び報告の遵守を徹底させる。

また、大気汚染防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律においても必要な指導を行う。

(2) 届け出を要しない工場又は事業場等に対する指導

監督機関は、届け出を要しない工場又は事業場等の実態調査を実施し、有害物質を取り扱う工場又は事業場等を把握し、有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策や事故時の関係機関への連絡等を指導する。

8 火薬類製造施設等の安全対策

火薬類取扱事業所は、関係機関と連携して、保安体制の強化及び施設構造について関係法令で定める技術上の基準等の遵守により、適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び防災訓練を実施し、自主保安体制を充実させることにより災害の未然防止を図る。

(1) 施設構造基準等の遵守

火薬類取扱関係事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

火薬類取扱事業所は従業者を各種講習会等に積極的に参加させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。また、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

火薬類取扱関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

(4) 連絡体制の確立

火薬類取扱関係事業者は、被災した場合に備え、消防、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

9 放射線使用施設の安全対策

国は、放射線使用事業所に対し、災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導を徹底する。

県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に、空間放射線量率の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害を防止するための措置を講じるよう指導する。

第25節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について整備を図る。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 商工港湾課 観光物産課 地域福祉課 高齢者支援課 健康課 農政課
関係機関	東北農政局山形県拠点 庄内広域水道企業団

2 基本的な考え方

- (1) 災害発生後しばらくの間、食料等については平時と同様の供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資の確保対策を講ずるとともに、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点登録に努める。
- (2) 市は、住民が各家庭や職場で平時から食料等を備蓄するよう、自主防災組織、自治会、コミュニティ振興会等を通じて啓発する。
- (3) 応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (4) 市は、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果を参考に、指定避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料、飲料水及び生活必需品等を備蓄（流通備蓄を含む。）することを基本とし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。
- (5) 市は流通備蓄を行うため、あらかじめ市内又は近隣の関係業者等と協定を締結し、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるようにするとともに、平時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (6) 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- (7) 市は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

3 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目

を中心に確保する。

- (ア) 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳幼児用粉ミルク・液体ミルク等の主食
(イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

- (ア) 市は、2の(4)及び(5)により備蓄を行うときは、要配慮者の状況及び指定避難所の配置に考慮する。
(イ) 市は、次により必要な食料の供給体制を整備し、災害発生時の供給確保に努める。
A 米穀…農林水産省農産局長との協議に基づく供給体制の確立
米穀供給業者との供給協定締結と供給体制の確立
大量精米及び炊き出し施設との協定締結又は協力体制の確立
B 乾パン…供給業者との供給体制の確立
C 乾燥米飯、乳児用粉ミルク・液体ミルク…供給協定締結先及び他業者からの供給体制の確立
D 副食…供給協定締結先及び他業者からの供給体制の確立
(ウ) 県は、市町村の要請に対応できるよう、必要な食料の供給体制を整備し、災害発生時の供給確保に努める。

(2) 給水体制の整備

ア 1人1日3リットルの水を確保することを目安に、庄内広域水道企業団は耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、市は2の(4)及び(5)により飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

イ 上水道事業者等は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める。

(3) 生活必需品

ア 品目

区 分	品目例（特に重要な品目）
寝 具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキングほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

イ 方法

- (ア) 市は、2の(4)及び(5)により備蓄を行うときは、要配慮者の状況及び避難所の配置に考慮する。
- A 備蓄品目
毛布、仮設トイレ、暖房器具、鍋、釜、発電機
- B 備蓄場所
コミュニティ防災資機材庫等を充てる。
- (イ) 県は、市町村の要請に対応できるよう、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結する等、供給体制の確立に努める。
- (ウ) 民間から調達する場合は、あらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておく。

第26節 文教施設等における災害予防計画

集中豪雨や暴風等により災害が発生した場合に、児童・生徒、教職員、入館者、施設利用者、施設職員等の安全確保並びに施設及び収蔵物の安全に関する迅速な対応を図る。

1 主な実施機関

酒田市	文化政策課 まちづくり推進課 教育総務課 学校教育課 社会教育課 スポーツ振興課 各施設管理者
関係機関	

2 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

学校長は、災害発生に備え、下記の予防対策を盛り込んだ学校安全計画を策定・実施する。

ア 安全教育に関する事項

(7) 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

(4) 学年別・月別の安全指導の指導事項

A 学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

B 学校行事（避難訓練など安全に関する行事）における指導事項

C 児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

D 課外における指導事項

E 個別指導に関する事項

(ウ) その他必要な事項

イ 安全管理に関する事項

(7) 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

(4) 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

ウ 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（学校防災マニュアル）の作成

学校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

学校長は、学校安全計画に定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

学校長は、学校防災組織の編成にあたって次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する教職員の役割分担を定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

イ 避難計画

児童・生徒を安全に避難させるため、災害の状況や積雪期に応じた避難場所、避難経路、避難方法等についての避難計画を作成する。

ウ 登下校中の対策

登下校中の災害発生に備えて、教職員等は次のことを実施する。

- (ア) 児童・生徒に対して、基本的に学校が近い場合は学校へ、それ以外の場合は指定避難場所に避難するか自宅に戻るよう指導しておくこと。
- (イ) P T Aと連携して児童・生徒の交通手段掌握、通学路における危険箇所（ブロック塀、狭い道路等）の事前点検及び避難場所の周知を図っておくこと。
- (ウ) 小学校低学年等については、名札等に学校名、児童名等を明記しておくこと。
- (エ) 小学生・中学生については、P T Aや上級生が避難誘導するよう日頃から体制を整備しておくこと。

エ 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修に努める。特に児童・生徒の避難経路の確保と安全確認及び積雪時の避難経路を確保する。

オ 防災用具等の整備

- (ア) 救急用品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員等に周知する。
- (イ) 児童・生徒名簿、部活動名簿を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

カ 教職員等の緊急出動体制

学校長は、夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に備え、事前に出動体制を定め、教職員に周知しておく。

キ 家庭との連絡

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童、生徒の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

(5) 教職員、児童、生徒等に対する防災教育

ア 教職員等に対する防災教育

- (ア) 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において防災対策の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。
- (イ) 学校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

イ 児童、生徒に関する防災教育

- (ア) 避難訓練を計画的、実践的に実施し、災害時に安全かつ迅速に避難できるようにするとともに、避難場所を児童、生徒等に周知する。
- (イ) 指導にあたっては、各教科や学級活動、道徳の時間、体験学習等を通じて、児童、

生徒の発達段階に応じた適切な副読本、ビデオ等を活用し、計画的に指導を行う。

(6) 防災訓練

学校長は、児童、生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。

3 学校以外の文教施設等における災害予防対策

コミュニティ（防災）センター、図書館、美術館、博物館、体育施設等の学校以外の文教施設等は、学校と違い不特定多数の者が利用する施設であるので、組織的な統制、避難誘導は困難である。

また、貴重な文化財、美術品、蔵書等を収蔵している施設においては、これら収蔵物を災害による損傷、滅失から守る必要がある。

施設の管理者は、これらの事情を考慮して防災計画を作成し、防災設備の整備、充実に努めるとともに、非常時の措置についてあらかじめマニュアル等を作成し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(1) 施設、設備等の安全対策は、基本的に学校に準ずるが、避難路の表示を増やすなど、不特定多数の利用者の迅速、安全な避難を考慮したものとする。

また、収蔵物を火災、浸水、転倒等から守るため、消火装置や防火、防水扉の設置、展示方法の工夫、非常時の措置等の対策を講じるよう努める。

(2) 災害発生時に、施設内の利用者等に外の状況を的確に伝達し、迅速、安全に施設外に避難させるため、管内放送設備の充実に努めるとともに、その運用方法と避難誘導の手段、方法を定めておく。

(3) 災害発生時に対応する自主防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

4 地域防災機能強化に対応した文教施設の整備

学校等文教施設の設置者は、市防災計画に定めるところに従い、防災機能の強化のため、必要な施設、設備の整備に努める。

なお、防災施設等の整備にあたっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

(1) 施設・設備の整備

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難者場所の確保

A 和室の整備

B シャワー施設の整備

C 冷暖房設備を備えた部屋等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの確保

(イ) 救護所設置を念頭に置いた救急用具、薬品の確保

(2) 情報連絡体制

- ア 携帯電話、衛星電話、防災無線等の導入
- イ インターネットによる通信体制の整備

第27節 要配慮者の支援計画

市は、県、防災関係機関及び社会福祉施設等と相互に連携し、近隣住民をはじめとした地域社会で要配慮者を支援する体制づくりを推進し、災害時における要配慮者の安全確保対策を講じる。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 共生社会課 地域福祉課 こども未来課 保育こども園課 高齢者支援課
関係機関	酒田警察署 酒田市社会福祉協議会 酒田市ボランティア・公益活動センター 社会福祉施設 自治会 自主防災組織 コミュニティ振興会

2 平時における在宅の避難行動要支援者の支援計画

(1) 平時における在宅の避難行動要支援者の支援計画

ア 避難行動要支援者情報の把握・共有

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を確実にを行うためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が重要である。平時から避難行動要支援者の居住地や生活状況を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新することにより、災害時には避難支援等関係者の安全を確保しつつ、これらの情報を迅速に活用できるようにする。その際、名簿情報の漏洩防止の措置を講じる。

また、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成者の同意を得て、個別避難計画を作成するよう務める。この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

(ア) 情報の把握

市は、次に掲げる通常業務を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。

- A 高齢者や障がい者などへの保健医療サービスの提供や相談
- B 民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員からの情報収集
- C 自治会、自主防災組織、福祉団体、国際交流団体など関係団体からの情報収集

(イ) 情報の共有

市は、個人情報保護条例に則り、危機管理課と健康福祉部がそれぞれ把握している避難行動要支援者に関する情報の共有に努めるとともに、福祉団体、関係団体と幅広く連携をとり、情報の共有化に努める。

(ウ) 記載事項

- A 避難支援等関係者となる者
- B 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- C 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- D 名簿の更新に関する事項
- E 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講

ずる措置

F 要配慮者の円滑な避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

G 避難支援等関係者の安全確保

イ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する情報を基に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。県は、市における個別避難計画に係る取り組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取り組みを通じた支援に努める。また、国（気象庁）は市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて個別避難計画等の作成を支援する。

市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(ア) 名簿の作成

避難行動要支援者の避難の支援、安否確認その他の避難支援等を実施するための基礎となる名簿を作成する。

A 名簿の更新

居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

B 個別避難計画の管理

個別避難計画の内容は、詳細な個人情報を含むものであることから、名簿の提供を受けるものに対して名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるよう求める。

(イ) 対象者の特定

対象者の範囲は、介護保険の要介護度、障がいの程度、家族構成を考慮する。

(ウ) 個別避難計画の作成

A 個別避難計画の作成

支援の対象となる避難行動要支援者本人とともに個別避難計画を作成し、個別避難計画は本人、避難支援者、本人が同意した者に配布する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

B 個別避難計画の更新

個別避難計画に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに個別避難計画を更新する。

C 個別避難計画の管理

個別避難計画の内容は、詳細な個人情報を含むものであることから、本人が同意した者以外の者が閲覧することのないようにする。

D 避難支援者の明確化

自治会、自主防災組織、コミュニティ振興会、消防団、福祉関係者と連携し、個々に対応する避難支援者を明確にする。

ウ 情報伝達体制の整備

(ア) 関係課、関係機関との連携強化

福祉関係機関・団体のネットワークを構築し、避難支援者に対し確実に伝達する体制を整備する。

(イ) 要配慮者の特性を踏まえた情報伝達手法の選択、機器の整備

要配慮者の特性を踏まえた情報伝達を選択し、必要となる機器の整備、導入等について推進する。

A 視覚障がい者

音声、点字、携帯ラジオ

B 聴覚障がい者

携帯電話メール、文字・絵図、FAX、テレビ放送、インターネット

C 外国人

「やさしい日本語」と外国語による標示・看板、図・イラスト

エ 近隣住民の役割

災害時における在宅の要配慮者への情報伝達・避難誘導等は、近隣住民が果たすべき役割が大きいことから、市は民生委員・児童委員、自治会、コミュニティ振興会、地域の自主防災組織等と協力し、要配慮者と近隣住民の交流の場を設けるよう努め、共助意識の醸成を図る。

(2) 避難行動要支援者に配慮した避難所等の確保

ア 避難行動要支援者に適した避難所等の確保

(ア) 避難所の指定

市は、指定避難所を指定する際には、できるだけ強固な施設を選定し、避難行動要支援者の利用に配慮し、バリアフリー化された施設を選定する。

(イ) 福祉避難所の指定

指定避難所は、階段や段差があり、障がい者用トイレがないなど、必ずしも障がい者等に配慮した構造になっていない場合が多い。また、介助が必要な者にとっては、指定避難所での生活は困難を強いられることから、市は、福祉避難所の更なる指定に努める。

(ウ) 指定避難所等及び福祉避難所の周知

指定避難所等及び福祉避難所を新たに指定した場合には市民及び関係機関に周知する。

イ 避難所運営マニュアルの整備

市は、指定避難所を円滑に運営するため「避難所運営マニュアル」を作成する。

(3) ボランティア受入れ体制の整備等

市は、災害時におけるボランティアの受入れが円滑にできるよう、社会福祉協議会、酒田市ボランティア・公益活動センターと協力しながら、ボランティア制度の普及とボランティア・コーディネーター養成に努め、専門ボランティアのネットワークの構築を

図る。

(4) 降雪期における避難行動要支援者対策

市は、地域住民、NPO、ボランティアなどの協力を得て、避難行動要支援者の自宅周辺の除排雪を行う体制を推進する。

(5) 社会福祉施設など関係機関との連携体制の整備

関係団体との連携を密にし、災害発生時の協力体制の構築を図る。

(6) 防災知識の普及啓発

要配慮者が被る被害を最小限に抑えるため、避難行動要支援者、避難支援者、地域住民、外国人に対し、配慮事項、災害発生時の対応等を記載したパンフレットを作成し、災害に関する知識の普及を図る。

3 平時における施設の避難行動要支援者の支援計画

避難行動要支援者が利用する社会福祉施設等の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害から避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(1) 防災組織体制

ア 自衛防災組織の設置

防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛のための自衛防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班、応急物資班等を置き、業務を分担する。

イ 情報連絡・応援体制の確保

消防本部等の防災関係機関との非常通報装置の設置に努めるほか、必要に応じて消防、警察、近隣施設等との連絡会議を設置し、災害時の救助及び協力体制の整備に努める。

ウ 夜間体制の充実

夜間における災害も考慮し、各施設における入所者の状況、建物の構造等総合的に勘案のうえ、夜間職員の配置体制の整備に努める。

(2) 社会福祉施設等の安全性強化

建築基準法による技術基準に基づき、施設の安全性を確保するとともに、平時から施設の設定の設備の点検を実施し、安全性の維持・強化に努める。

(3) 物資の確保

災害時に備え、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具、避難生活用具等の備蓄及び井戸、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練

職員・入所者等に対し日頃から防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練を実施し、実施に当たっては、地域の自主防災組織や消防機関の参加を求め、避難行動要支援者の避難・救出訓練、夜間における避難に重点を置いた訓練等を実施する。

(5) 職員の迅速な確保及び地域住民等との協力体制の構築

災害発生時の職員の迅速な確保を図るため、社会福祉施設等は、職員の緊急連絡体制

及び初動体制を整備する。

また、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等との協力を得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

(6) 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

市及び県は、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

社会福祉施設等の管理者は、近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

(7) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市の地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

県（要配慮者利用施設所管部）及び市は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、市長は必要な指示をすることができる。なお正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

第2章 災害応急計画

第1節 災害対策本部の設置・運営計画

市の地域内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で市長が必要と認めるときは、基本法第23条の2の規定により市災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務を迅速かつ的確に推進する。

災害に対処する当面の災害応急対策責任者又は市内防災関係機関が、災害対策を総合的に実施し、併せて他機関との連絡調整に当たるため、それぞれの災害対策本部を設置したときは、市防災会議会長に通知する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 各課（各班）
関係機関	

2 市災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次に掲げる場合は、直ちに基本法第23条の2の規定に基づき市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

ア 災害が本市の大半に発生し、又は発生するおそれがあるとき。

イ 災害が本市の数箇所に発生し、又は発生するおそれがあるとき。

ウ 災害救助法による救助を適用する災害が発生し、特にその対策を要するとき。

エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が市の行政上、特に応急対策等の措置を必要と認めるとき。

オ 油の流出事故又は油火災による災害が発生した場合で、市長が広域災害の可能性があると認めるとき。

カ 総合支所に地域災害対策本部を設置したとき。

(2) 職務権限の代行

災害発生時に市長が不在の場合は、副市長がその職務を代行し、市長及び副市長ともに不在の場合は、危機管理監がその職務を代行し、市長、副市長及び危機管理監がともに不在の場合は、酒田市長の職務を代理する職員の順序を定める規則（平成17年規則第6号）に規定する順序により、各部の部長がその職務を代行する。

(3) 設置場所

本部は、酒田市役所に置く。

ただし、市庁舎が建物損壊等により、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の順位により本部を設置する。

順位	設置場所	所在地	電話番号
1	酒田市民会館	酒田市本町二丁目2番10号	0234-26-5450
2	酒田市役所中町庁舎	酒田市中町一丁目4番10号	—
3	酒田市総合文化センター	酒田市中央西町2番59号	0234-24-2991

(4) 廃止基準

本部長は、当該災害に係る応急措置がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合は、本部を廃止する。

(5) 班連絡員

本部の各班に本部事務局との連絡及び班員の動員等を行うために正副2名の班連絡員を置くものとし、班長が指名する。

(6) 本部を設置及び廃止した場合の通知公表

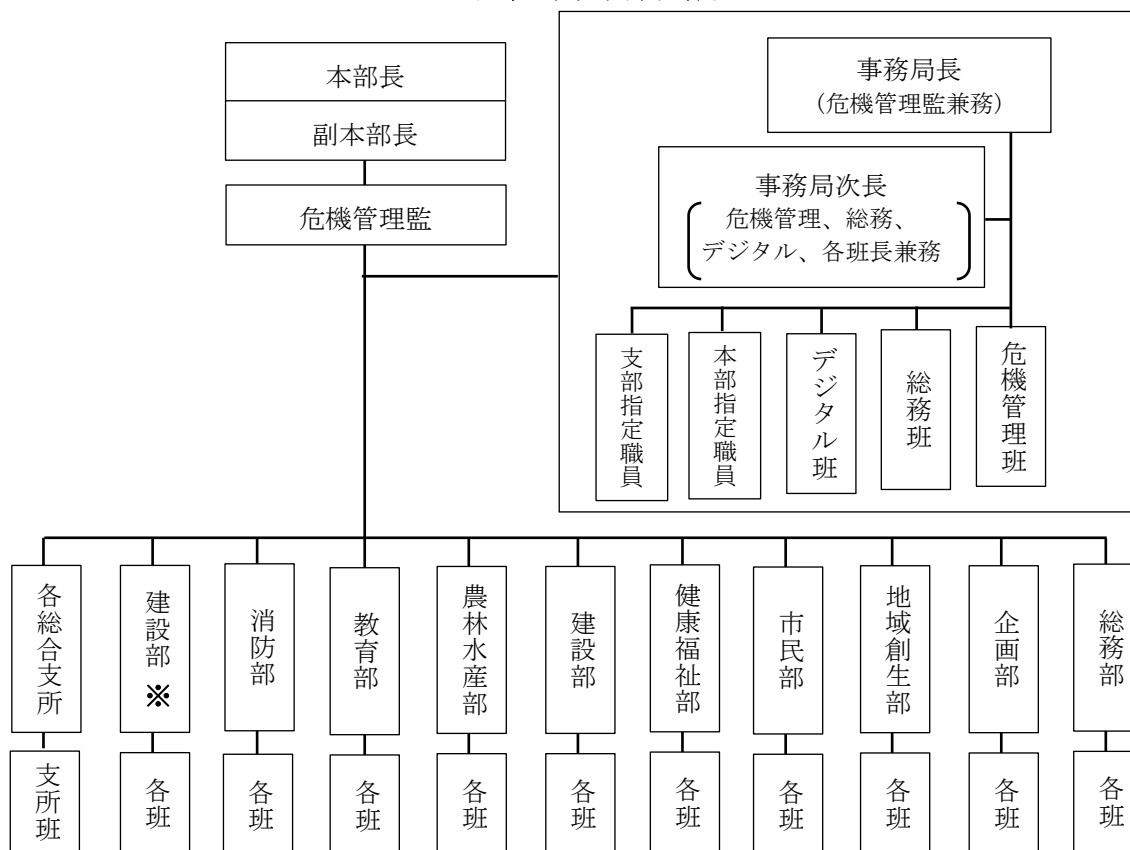
本部を設置又は廃止したときは、次の機関等に通知公表する。

通知公表先	伝達方法	伝達責任者
市本部各班 県防災危機管理課 市議会議員	庁内放送又は電話 電話・FAX・県防災行政無線 電話・FAX・防災行政無線	総務班長 危機管理班長 総務部協力班長 (議会事務局)
市防災会議委員 コミュニティ振興会長 報道機関 一般住民	電話・FAX・防災行政無線又は文書 電話・FAX 電話・FAX 報道機関・コミュニティ振興会経由	総務班長 まちづくり推進班長 総務班長 総務班長・まちづくり 推進班長

(7) 本部の組織

本部は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員、本部事務局、各部・班からなり、本部員会議において意思決定を行う。

災害対策本部組織図



※ 建設部（酒田市下水道事業組織及び処務規程（平成17年企業管理規程第4号）に定める部）

(8) 本部員会議

ア 組織

- (ア) 本部長 市長
- (イ) 副本部長 副市長
- (ウ) 全般指揮統制 危機管理監
- (エ) 本部員 酒田市行政組織規則（平成17年規則第5号）に定める部長、調整監及び技監並びに本部長が指名する課等の長、建設部長（酒田市下水道事業組織及び処務規程（平成17年企業管理規程第4号）に定める部長）、教育長、教育次長、議会事務局長、酒田地区広域行政組合消防本部消防長。ただし、行政委員会等については所管部長が代行することができる。

イ 所掌事務

- (ア) 本部の非常配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の報告に伴う対策活動に関すること。
- (ウ) 自治会長及び公共的団体に対する応急対策の要請に関すること。
- (エ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (オ) 県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援の要請に関すること。
- (カ) 災害対策に要する経費に関すること。
- (キ) その他災害対策に関する重要な事項。

ウ 本部長は、必要に応じて防災関係機関の長を会議に出席させる。

エ 決定事項の通知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部事務局から各班連絡員を通じて速やかにその徹底を図る。

(9) 本部事務局

ア 組織

- (ア) 事務局長 危機管理監（兼）
- (イ) 事務局次長 危機管理課長、総務課長、デジタル戦略課長
- (ウ) 危機管理班長 危機管理課長
- (エ) 総務班長 総務課長
- (オ) デジタル班長 デジタル戦略課長

イ 所掌事務

（危機管理班）

- (ア) 本部の運営全般に関すること。
- (イ) 本部長の命令伝達に関すること。
- (ウ) 県災害対策本部及び関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (エ) 協力機関との連絡調整及び相互協力に関すること。
- (オ) 自衛隊の派遣及び他自治体等への応援要請手続に関すること。
- (カ) 災害救助法の適用要請手続に関すること。
- (キ) その他事務局長の命ずる事務処理に関すること。

(総務班)

- (ア) 被害情報等の災害情報の収集、分析及び統計に関すること。
- (イ) 総合支所、支部との連絡に関すること。
- (ウ) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (エ) 市民に対する情報の発信に関すること。
- (オ) 本部事務局危機管理班での業務に関すること。

(デジタル班)

- (ア) 防災情報システムの準備及び運用に関すること。
- (イ) クロノロジーの作成に関すること。
- (ウ) クロノロジー作成要員の確保及び教育に関すること。
- (エ) ネットワークの機能保全に関すること。
- (オ) コンピュータシステムの機能保全に関すること。
- (カ) 本部事務局危機管理班での業務に関すること。

(本部指定職員)

- (ア) 被害情報等の災害情報の収集、分析及び統計に関すること。
- (イ) 本部事務局危機管理班での業務に関すること。
- (ウ) その他他の班に属さないこと。

(支部指定職員)

- (ア) 管内における災害情報の収集及び本部への報告に関すること。
- (イ) 管内における関係機関との連絡調整に関すること。
- (ウ) その他本部からの情報の伝達等に関すること。

(10) 各部・班、総合支所

各部・班及び総合支所の職員は、本部の指示に基づき、別表の事務分掌に係る災害対策業務に従事する。

なお、各部・班及び総合支所においては、所管する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

3 地域災害対策本部

市長は、市災害対策本部を設置したときは、酒田市（八幡・松山・平田）地域災害対策本部（以下「地域本部」という。）を設置する。

ただし、緊急を要する場合、総合支所長は市長に代わり地域本部を設置することができる。この場合において、総合支所長は、その旨を速やかに市長に報告する。

(1) 設置基準

地域本部は、災害対策本部の基準に準じるほか、災害の状況等により、特に当該地域において災害応急対策を実施するため必要と認められるときに設置する。

(2) 設置場所

地域本部は、総合支所に置く。

(3) 廃止基準

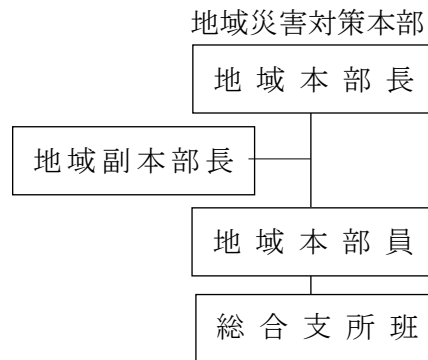
地域本部は、次のいずれかに該当するときは廃止する。

ア 総合支所管内の災害応急対策が概ね終了したとき。

イ 災害応急対策に備えて設置した場合で、総合支所管内で災害が発生するおそれが解消したとき。

(4) 地域本部の組織

地域本部は、地域本部員会議及び総合支所班からなる。



(5) 地域本部員会議

ア 組織

- | | |
|------------|------------------|
| (ア) 地域本部長 | 総合支所長 |
| (イ) 地域副本部長 | 総合支所長補佐 |
| (ウ) 地域本部員 | あらかじめ地域本部長が指名した者 |

イ 運用

地域本部員会議の所掌事務等については、本部員会議に準じる。

(6) 各班

各班の職員は、地域本部の指示に基づき、別表の任務分担に係る災害対策業務に従事する。

なお、各班においては、所管する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

(7) 災害対策に係る地域本部長の行為

地域本部長は、防災対策上緊急を要するときは、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、地域本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。

- ア 高齢者等避難の発令（避難指示等に関するガイドライン、市長の権限）
- イ 避難指示の発令（基本法第60条、市長の権限）
- ウ 避難指示の発令（水防法第29条、水防管理者の権限）
- エ 警戒区域の設定（基本法第63条、市長の権限）
- オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）
- カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

4 支部

災害対策の円滑かつ適切な実施を図るため、市内各地区に支部を置く。

(1) 組織

- ア 支部長 とびしま総合センター所長及び本部長が指名した者
- イ 支部員 とびしま総合センターに所属する職員及びあらかじめ支部員に指定された職員

(2) 所掌事務

- ア 管内における災害情報の収集及び本部への報告に関すること。
- イ 管内における関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ その他本部からの情報の伝達等に関すること。

5 現地災害対策本部

- (1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。ただし、副本部長は、緊急を要する場合、本部長に代わり現地本部を設置することができる。この場合において、副本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。
- (2) 現地本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、その都度本部長又は地域本部長が、本部員その他の職員のうちから指名する。
- (3) 現地災害対策本部長は、現地本部の事務を掌理する。
- (4) 現地本部は、被災地に近い学校、コミュニティ（防災）センター等の公共施設に設置する。この場合できる限り警察等協力機関と同じ施設とする。

6 合同調整所

大規模災害発生時において、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有、活動調整及び部隊間の相互協力を行う。また、災害現場活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも綿密に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

7 小規模災害発生時の状況把握

(1) 災害警戒本部

災害対策本部を設置するまでに至らない災害により市内に被害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、副市長の指示により災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

ア 警戒本部の組織

警戒本部は、副市長を本部長に総務、企画、地域創生、市民、健康福祉、建設、農林水産、下水道の各部長、教育次長、調整監、技監及び危機管理監、酒田地区広域行政組合消防本部消防長からなる本部員会議、関係課長からなる班長会議で構成する。

イ 所掌事務

- (ア) 本部長の命令伝達
- (イ) 警戒本部員会議と所属部及び支所並びに支部との連絡
- (ウ) 部相互間の連絡調整
- (エ) 所属部及び支所並びに支部の災害情報の収集
- (オ) 災害対策活動に関する情報の整理
- (カ) その他本部長の命ずる事務処理

(2) 地域災害警戒本部

地域本部を設置するまでに至らない災害により地域内に被害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、副市長又は総合支所長の指示により地域災害警戒本部（以下「地域警戒本部」という。）を設置する。

ア 地域警戒本部の組織

地域警戒本部の組織は、総合支所長を地域警戒本部長に、地域振興、建設産業の各課長からなる地域警戒本部員で構成する。

イ 所掌事務

(ア) 地域警戒本部長の命令伝達

(イ) 地域警戒本部員会議と所属班及び警戒本部並びに支部との連絡

(ロ) 班相互間の連絡調整

(ハ) 所属班及び支部の災害情報の収集

(ニ) 災害対策活動に関する情報の整理

(ホ) その他地域警戒本部長の命ずる事務処理

8 業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を的確な場所に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等、業務継続性の確保を図るものとする。

また、市及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。加えて、実効性ある業務継続体制の確保のため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況による体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続体制の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

9 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

市及び県、防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

10 複合災害への対応

(1) 市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それら

の影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生の可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。

- (2) 複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 市及び防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- (4) 市及び防災関係機関は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域の特性に応じて発生の可能性が高い複合災害（風水害時の地震、地震の後の津波等）を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

別表 災害対策本部及び地域本部の各部・各班任務分担表

【災害対策本部】

部 名 ●部長	班 名 ●班長	任 務 分 担
事務局 ●危機 管理監	危機管理班 ●危機管理課長	1 本部の設置及び廃止手続に関する事。 2 本部長の命令伝達に関する事。 3 本部員会議に関する事。 4 防災行政無線の運用に関する事。 5 気象通報の受領及び伝達に関する事。 6 被害情報等の災害情報の収集、分析及び統計等のとりまとめに関する事。 7 所属部等が行う災害情報の収集、対策案の調整、対策の実施等の災害応急対策活動の取りまとめに関する事。 8 県災害対策本部との連絡に関する事。 9 関係行政機関及び公共機関との連絡調整に関する事。 10 協力機関との連絡調整及び相互協力に関する事。 11 地域災害対策本部との連絡に関する事。 12 現地災害対策本部との連絡に関する事。 13 被害状況の県への報告に関する事。 14 防災関係機関への派遣申請等手続に関する事。 15 自衛隊の派遣要請及び他自治体への応援要請手続に関する事。 16 災害救助法の適用要請手続に関する事。 17 消防（水防）団員の活動に関する事。
	総務班 ●総務課長	1 庁舎の応急対策に関する事。 2 勤務職員の管理事項に関する事。 3 市有車両の配車及び燃料確保に関する事。 4 災害輸送の実施に関する事。 5 電話交換に関する事。 6 被害情報等の災害情報の収集、分析及び統計に関する事。 7 報道機関との連絡調整に関する事。 8 市民に対する情報の発信に関する事。 9 記者会見等災害情報の広報に関する事。 10 災害写真の撮影、記録に関する事。 11 本部事務局危機管理班での業務に関する事。

	デジタル班 ●デジタル戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災情報システムの準備及び運用に関すること。 2 クロノロジーの作成に関すること。 3 クロノロジー作成要員の確保及び教育に関すること。 4 ネットワークの機能確保に関すること。 5 コンピュータシステムの機能確保に関すること。 6 本部事務局危機管理班での業務に関すること。
	本部指定職員 ●事務局付	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の災害情報の収集、分析及び統計に関すること。 2 本部事務局危機管理班での業務に関すること。 3 その他、他の班に属さないこと。
	支部指定職員 ●事務局付	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内における災害情報の収集及び本部への報告に関すること。 2 管内における関係機関との連絡調整に関すること。 3 その他本部からの情報の伝達等に関すること。
総務部 ●総務部長	人事班 ●人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集に関すること。 2 災害時における職員の動員計画の作成及び実施に関すること。 3 他自治体からの応援派遣職員に関すること。 4 職員及びその家族の被災状況の把握に関すること。 5 本部及び部内等との連絡調整に関すること。
	財政班 ●財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予算に関すること。 2 災害予算の経理に関すること。
	税務班 ●税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家等の被害調査に関すること。 2 災害に伴う市税の減免に関すること。 3 災害調査班の編成に関すること。
	納税班 ●納税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による市税等の徴収猶予、換価猶予、執行停止、納税義務消滅及び還付に関すること。 2 その他災害による納税相談に関すること。 3 ボランティアの受入れ、配備及び連絡調整の協力に関すること。
	契約検査班 ●契約検査課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の調達に関すること。
	出納班 ●出納課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害義援金及び災害支援金の受理及び出納・保管に関すること。
	協力班 (議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 その他部長の命ずる応急対策に関すること。

企画部 ●企画部長	企画調整班 ●企画調整課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害調査班の編成及び被害調査に関すること。 2 災害直後の市民からの問い合わせ等への対応に関すること。 3 市民からの要望書に関すること。 4 災害関係者の視察に関すること。 5 本部及び部内等との連絡調整に関すること。 6 復旧・復興計画に関すること。
	都市デザイン班 ●都市デザイン課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通（民間事業者運営分を含む。）及び駐車場の所管施設等の被害調査、保全並びに応急対策に関すること。 2 災害調査班の編成及び被害調査に関すること。 3 復旧・復興計画に関すること。
	文化政策班 ●文化政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化施設、文化財等の施設被害調査、保全及び応急対策に関すること。 2 所管施設の避難所の開設及び管理運営に関すること。
地域創生部 ●地域創生部長	商工港湾班 ●商工港湾課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業者の被害状況の把握・報告に関すること。 2 港湾施設等の被害状況の把握・報告に関すること。 3 被災商工業者の経営相談指導に関すること。 4 本部及び部内等との連絡調整に関すること。 5 罹災者の食糧、生活必需品の調達及び配送並びに救援物資の配分に関すること。
	観光物産班 ●観光物産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設の被害状況の報告に関すること。 2 観光客の避難計画及び避難誘導に関すること。 3 罹災者の食糧、生活必需品の調達及び配送並びに救援物資の配分に関すること。
	地域みらい創生班 ●地域みらい創生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。
市民部 ●市民部長	まちづくり推進班 ●まちづくり推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 とびしま総合センターとの連絡調整に関すること。 2 コミュニティ（防災）センター等の被害調査、保全及び応急対策に関すること。 3 避難所の開設及び管理運営に関すること。 4 本部及び部内等との連絡調整に関すること。
	共生社会班 ●共生社会課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの受入れ、配備及び連絡調整に関すること。 2 在日外国人の対応に関すること
	市民班 ●市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行に関すること。 2 罹災者の安否問い合わせに関すること。 3 罹災者の総合相談窓口の開設に関すること 4 避難所の開設及び管理運営の協力に関すること。

	<p>環境衛生班 ●環境衛生課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の清掃及び環境衛生に関すること。 2 仮設トイレの設置に関すること。 3 埋葬に関すること。 4 災害廃棄物の回収及び処理に関すること。 5 公費解体に関すること。
	<p>定期航路班 ●定期航路事業所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 航海中の定期船との連絡調整に関すること。 2 乗客の避難及び誘導に関すること。
<p>健康 福祉部 ●健康福祉部 部長</p>	<p>地域福祉及び 高齢者支援班 ●地域福祉課長 高齢者支援課 長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 2 避難行動要支援者の援護に関すること。 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 4 災害義援金の配分及び物品の受理、配分に関すること。 5 罹災者に対する災害援護資金等の貸付に関すること。 6 福祉施設の被害調査に関すること。 7 遺体の受入れ及び処理の協力に関すること。(身元不明遺体に関すること) 8 本部及び部内等との連絡調整に関すること。
	<p>子ども未来及び 保育子ども園班 ●子ども未来課 長 保育子ども園 課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災園児の支援・保護に関すること。 2 保育園等の施設被害調査、保全及び応急対策に関すること。 3 妊婦用福祉避難所の開設及び運営に関すること。
	<p>健康班 ●健康課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所の開設に関すること。 2 医師、歯科医師及び助産師の協力要請に関すること。 3 医薬品、衛生資材の確保及び配分に関すること。 4 災害時における疾病の予防に関すること。 5 医療機関の被害調査に関すること。 6 罹災者の保健指導に関すること。 7 救護班の編成に関すること。 8 災害派遣チーム、医療関係支援チームの受け入れに関すること。
	<p>国保年金班 ●国保年金課 長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災者に対する保険料等の減免に関すること。 2 ボランティアの受入れ、配備及び連絡調整の協力に関すること。 3 福祉避難所の開設及び運営に関すること。
<p>建設部 ●建設</p>	<p>土木班及び 整備班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木施設、公園施設の被害状況の調査・報告に関すること。 2 交通途絶箇所及び迂回路線の表示に関すること。

部長	●土木課長 整備課長	<p>3 応急修理資材及び資材器具の調達、運搬及び建設業者との連絡調整に関すること。</p> <p>4 道路橋りょうの応急対策、河川関係の災害対策及び排水作業に関すること。</p> <p>5 被災宅地危険度判定に関すること。</p> <p>6 本部及び部内等との連絡調整に関すること。</p>
	建築班 ●建築課長	<p>1 被災建築物応急危険度判定に関すること。</p> <p>2 市が設置する建築物の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>3 応急仮設住宅の確保（みなし仮設住宅を含む）に関すること。</p> <p>4 応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p>5 応急仮設住宅の入居に関すること。</p> <p>6 被災住宅の応急修理に関すること。</p>
	下水道班 ●下水道課長 ※	<p>1 下水道施設及び設備の被害状況の調査・報告に関すること。</p> <p>2 農業集落排水施設及び設備の被害状況の調査・報告並びに対策に関すること。</p> <p>3 市が管理する合併浄化槽の被害状況の調査・報告並びに対策に関すること。</p> <p>4 下水道施設の排水対策に関すること。</p> <p>5 災害応急復旧資材の確保に関すること。</p> <p>6 その他下水道施設の応急修理に関すること。</p> <p>7 下水道等施設の応急復旧対策の広域的な応援要請に関すること。</p> <p>8 本部及び部内等との連絡調整に関すること。</p>
農林 水産部 ●農林 水産部長	農政班 ●農政課長	<p>1 罹災者用食糧（炊き出し用）の調達に関すること。</p> <p>2 農産物の被害調査に関すること。</p> <p>3 病虫害の発生予防及び防除に関すること。</p> <p>4 本部及び部内等との連絡調整に関すること。</p>
	農林水産班 ●農林水産課長	<p>1 排水施設及び揚水施設等土地改良施設の被害状況の調査並びに対策に関すること。</p> <p>2 農地及び農業用施設の災害調査並びに対策に関すること。</p> <p>3 農業用ため池の被害状況の調査・報告に関すること。</p> <p>4 林地及び林業用施設の災害調査並びに対策に関すること。</p> <p>5 水産関係施設の災害調査並びに対策に関すること。</p> <p>6 その他災害時における農林水産関係の応急対策に関すること。</p>

	協力班 (農業委員会事務局)	1 その他部長の命ずる応急対策に関する事。
教育部 ●教育次長	教育総務班 ●教育総務課長	1 教育関係義援金及び物品の配分に関する事。 2 学校施設等の被害調査、保全及び応急対策に関する事。 3 避難所(受入れ施設)の供与に関する事。 4 教育関係の応急対策救助災害復旧予算の要求に関する事。 5 教育関係被害状況の調査・報告に関する事。 6 県教育委員会との連絡に関する事。 7 本部及び部内等との連絡調整に関する事。
	学校教育班 ●学校教育課長	1 教職員・児童生徒の実情の把握及び避難等の行動指示に関する事。 2 班内の連絡及び行動指示に関する事。 3 罹災児童生徒の支援・保護に関する事。 4 児童生徒に対する応急教育に関する事。 5 通学路及び学校をとりまく環境の安全確認と指導に関する事。 6 罹災児童生徒の学用品の給与に関する事。
	社会教育班 ●社会教育課長	1 社会教育施設の被害調査、保全及び応急対策に関する事。 2 所管施設の避難所の開設及び管理運営に関する事。 3 所管施設の避難所に備蓄されている備品等の運搬に関する事。
	スポーツ振興班 ●スポーツ振興課長	1 体育施設等の被害調査、保全及び応急対策に関する事。 2 所管施設の避難所の開設及び管理運営に関する事。 3 遺体の受入れ及び処理に関する事。
消防部 ●消防長	総務班 ●総務警防課長	1 消防(水防)資機材の確保に関する事。 2 本部及び部内等との連絡調整に関する事。
	調査班 ●予防課長	1 災害情報に関する事。 2 被害の調査・報告に関する事。
	統制班 ●警防主幹	1 消防応援・受援に関する事。 2 消防施設及び水利の応急対策に関する事。
	救急班 ●救急課長	1 救急業務に関する事。

	情報収集班 ●通信指令課長	1 通信業務に関すること。
	署隊管理班 ●消防署長	1 消防（水防）活動に関すること。 2 救助業務に関すること。
	各班 共通事項	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 2 所管事項に関する被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 3 その他命ぜられたこと。

【地域災害対策本部】

<p>班 名 ●班長</p>	<p>任 務 分 担</p>
<p>総合支所班 ●総合 支所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域災害対策本部及び地域災害警戒本部の設置及び廃止手続に関する こと。 2 市災害対策本部長の命令伝達に関すること。 3 支所管内の被害状況の把握及び市災害対策本部への報告に関する こと。 4 支所管内の各支部との連絡に関すること。 5 支所設置防災行政無線の運用に関すること。 6 気象警報等の災害情報の伝達に関すること。 7 支所職員の非常招集に関すること。 8 支所管内の指定避難所の運営支援及び自主避難所の開設に関する こと。 9 支所管内の罹災者の安否問合せに関すること。 10 支所管内の罹災者の各種相談に関すること。 11 支所管内の罹災者の状況把握、保健指導に関すること。 12 支所管内の土木施設の被害状況の調査・報告及び応急対策に関する こと。 13 支所管内の交通途絶箇所及び迂回路線の表示に関すること。 14 支所所管施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 15 支所管内の農地及び農業用施設の災害調査及び応急対策に関する こと。 16 支所管内の林地及び林業用施設の災害調査及び応急対策に関する こと。 17 大台野飲雑用水施設の被害状況の調査及び対策に関すること。（八幡 総合支所）

第2節 職員の配備・招集計画

災害応急対策を迅速に推進するための情報の伝達及び職員招集体制等を、次のとおり定める。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 人事課
関係機関	

2 配備基準・体制

配備種別	配備基準	配備体制
第1警戒配備	大雨、洪水等の警報が発表された場合、又は台風接近時等の大雨洪水注意報発表時など、情報の収集と注意が必要な場合の配備とする。	情報連絡活動のため、人事班、危機管理班、土木班、各支所総合支所班の少人数の職員をもって警戒にあたるもので、状況によって更に次の配備に円滑に移行できる体制とする。
第2警戒配備	大雨、洪水等の警報が発表され、市の区域内で短時間に相当量の降雨が予想される場合や台風の接近に伴い警戒の必要がある場合、若しくは土砂災害の発生が予想される場合の配備とする。	第2章第1節第7項により警戒本部を設置し、本部各部・班及び各支所総合支所班の指定された職員をもって警戒にあたるもので、状況によって更に次の配備に円滑に移行できる体制とする。
第1非常配備	大雨、洪水、水防の警報が発表され、市の区域内で局地的に相当な被害が発生するおそれがある場合又は発生し、更に被害の拡大が予想される場合で本部長が当該配備を指令したとき。	関係各部の所要人員をもって充てるもので、事態の推移に伴い速やかに第2非常配備に切り替えられるものとし、切り替え前においても災害発生とともに、直ちに活動を開始できる体制とする。
第2非常配備	市の全域にわたり重大な災害が発生するおそれがある場合又は一地域に被害甚大な災害が発生し、本部長が当該非常配備を指令したとき。 その他予想されない重大な災害が市域内に発生したとき。	本部長以下全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれ災害救助活動の開始ができる完全な体制とする。

3 職員の非常配備計画

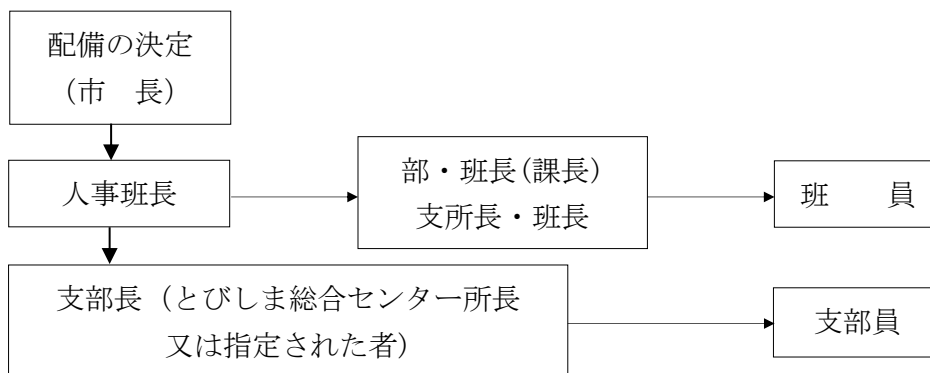
部	班	配 備 計 画			
		第1 警戒配備	第2 警戒配備	第1 非常配備	第2 非常配備
本部事務局	危機管理班	○	●	●	●
	総務班		○	●	●
	デジタル班		○	●	●
本部・支部指定職員及び避難所連絡員			○	●	●
総務部	人事班	○	○	●	●
	財政班		○	△	●
	税務班		○	△	●
	納税班		○	△	●
	契約検査班		○	△	●
	出納班		○	○	●
	協力班			○	●
企画部	企画調整班		○	△	●
	都市デザイン班		○	△	●
	文化政策班		○	△	●
地域創生部	商工港湾班		○	△	●
	観光物産班		○	△	●
	地域みらい創生班		○	△	●
市民部	まちづくり推進班		○	△	●
	共生社会班		○	△	●
	市民班		○	△	●
	環境衛生班		○	△	●
	定期航路班		○	△	●
健康福祉部	地域福祉班		○	△	●
	こども未来班		○	△	●
	保育こども園班		○	△	●
	健康班		○	△	●
	高齢者支援班		○	△	●
	国保年金班		○	△	●
建設部	土木班	○	○	●	●
	整備班	○	○	●	●
	建築班		○	●	●
	下水道班	○	○	●	●
農林水産部	農政班		○	△	●
	農林水産班		○	△	●
	協力班			○	●

教 育 部	教育総務班		○	△	●
	学校教育班		○	△	●
	社会教育班		○	△	●
	スポーツ振興班		○	△	●
消 防 部	総務班		○	●	●
	調査班		○	●	●
	統制班		○	●	●
	救急班		○	●	●
	情報収集班		○	●	●
	署隊管理班		○	●	●
各総合支所	総合支所班	○	○	●	●

注) ○・・・指定された職員をもって配備、その他は待機
△・・・2分の1配備、2分の1待機
●・・・全員配備

4 勤務時間内における職員の招集

(1) 勤務時間内の動員は、庁内放送及び電話等により、下記系統図に従って総務班長が各部班長に連絡する。



(2) 各部班長が前号の連絡を受けたときは、「非常配備計画」により班員を配備につかせる。

5 勤務時間外（夜間・休日）における職員の招集

(1) 災害対策指令

勤務時間外に災害が発生した場合、災害の発生をもって職員に災害対策の指令がされたものとする。

(2) 自主参集基準

勤務時間外における職員の自主参集は、所属長の指示を待つことなく原則として負傷者等による参集不可能者を除き、全員が速やかに所属する各職場に参集する。

自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に報告するとともに、参集が可能となった時点で速やかに参集する。

ア 自主参集基準

自主参集基準は、第2節第2項及び第3項の配備基準に基づくものとする。

イ 参集手段

参集時の交通手段は、原則として、自転車、バイク又は徒歩とする。

ウ 参集途上の措置

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属班長に報告し、各班長は危機管理班（情報担当）に被害状況を報告する。

6 職員配備の把握

各部長は、職員の配備状況及び活動状況を把握し、所属職員のみでは災害応急対策が困難な場合は、総務部長に応援を求める。

総務部長は、災害の状況及び職員の動員状況を把握し、職員の適正配備を行う。

なお、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

7 各班の非常配備計画

各班長は、非常配備計画に基づき、各班の「職務分担及び配備計画」並びに「災害応急電話連絡系統図」を作成し、毎年4月1日までに危機管理班長に提出するとともに、各職員に通知しておく。

なお、各班の非常配備計画作成に当たっては、支部指定職員及び危機管理班指定職員並びに長期休業者等をあらかじめ除外する。

第3節 広域応援要請計画

災害の規模が大きく、本市単独では応急対策の実施が困難なときは、県、他市町村、民間団体、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て、防災対策を行い、災害の拡大を抑止する。

なお、市は事前に県外都市等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築しておく。

また、市は派遣を受ける場合は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するとともに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	県防災危機管理課 酒田地区広域行政組合消防本部 庄内総合支庁自衛隊

2 行政機関に対する応援要請種別

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関職員の派遣要請	基本法第29条第2項
県知事	(1) 指定地方行政機関職員の派遣あつせん要請 (2) 他の地方公共団体職員の派遣あつせん要請 (3) 応援の要求及び応急措置の実施要請 (4) 職員の派遣要請	基本法第30条第1項 基本法第30条第2項 基本法第68条 地方自治法第252条の17
他の市町村等	(1) 応援の要求 (2) 職員の派遣要請 (3) 災害応援に関する協定に基づく要請	基本法第67条及び 地方自治法第252条の17 消防組織法第39条に基づく 消防相互応援協定
消防庁長官	(1) 消火部隊の派遣要請 (2) 救助部隊の派遣要請 (3) 救急部隊の派遣要請	消防組織法第44条に基づく 広域的応援出動等の措置

3 市が行う応援要請

(1) 知事への要請

ア 市長は、災害応急対策を実施するため、必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あつせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により被災市町村長において応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。

県は、県内で災害が発生した場合で、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときは、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

(7) 連絡先及び方法

県（防災危機管理課 災害対策本部が設置された場合は同本部）へ、口頭、防災行政無線、電話又は文書（FAXを含む）により行う。

なお、口頭又は防災行政無線、電話で要請した場合は、事後速やかに文書を送付する。

〈応援要請事項〉

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等
- c 応援を必要とする場所
- d 応援を必要とする期間
- E その他応援に関し必要な事項

〈応急措置要請事項〉

- a 応急措置の内容
- b 応急措置の実施場所
- c その他応急措置の実施に関し必要な事項

(イ) 知事は、市長から応援要請等を受けたときは、県が実施する応急対策との調整を図りながら、必要と認める事項について最大限の協力を行う。

イ 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）からの職員派遣のあつせんを要請する。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 他の市町村に対する応援要請

ア 市長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、「災害時相互応援協定」に基づき応援協定締結市町村の長に対し応援を要請する。

〈応援協定締結市町村〉

市町村	連絡先
北区と酒田市災害時における相互援助協定 (東京都北区)	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15-22 北区役所 危機管理室防災課 電話03-3908-8184 FAX03-3908-4016
武蔵野市と酒田市との災害援助協定 (東京都武蔵野市)	〒180-8777 東京都武蔵野市緑町二丁目2-28 武蔵野市役所 防災安全部防災課 電話0422-60-1821 FAX0422-51-9184
酒田市・新庄市・由利本荘市及び湯沢市における災害援助協定 (環鳥海四市サミット)	〒996-8501 山形県新庄市沖の町10-37 新庄市役所 環境エネルギー課 電話0233-22-2111 内線435 FAX 0233-22-0989 〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎1-7 由利本荘市役所 総務部危機管理課 電話0184-24-6238 FAX0184-23-8191 〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1-1 湯沢市役所 総務部総務課 電話0183-73-2111 FAX 0183-73-2117
大規模災害時の山形県市町村相互応援協定 (山形県内全市町村)	
石巻市・大崎市・新庄市及び酒田市における災害援助協定	〒986-8501 宮城県石巻市穀町12-1 石巻市役所 危機管理部危機対策課 電話 0225-95-1111 内線4156 FAX 0225-25-6835 〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1-1 大崎市役所 総務部防災安全課 電話0229-23-5144 FAX 0229-24-2249 〒996-8501 山形県新庄市沖の町10-37 新庄市役所 環境エネルギー課 電話 0233-22-2111 内線435 FAX 0233-22-0989
多賀城市と酒田市との災害時相互援助に関する協定	〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1-1 多賀城市役所 総務部 危機管理課 電話 022-368-2079 FAX 022-368-1360

イ 市長は、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、基本法等の規定に基づき他の市町村長に対し応援を要請する。

〈応援要求事項〉

- (ア) 応援を求める理由
 - (イ) 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等
 - (ウ) 通行路及び集結場所の指定
 - (エ) 応援を求める期間
 - (オ) その他必要な事項
- (3) 民間団体等に対する協力要請

市は、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、民間団体に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

ア 協力要請事項

- (ア) 応援を必要とする作業内容
- (イ) 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所及び集合場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他必要事項

イ 応援協力を要請する民間団体等

- (ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体
- (イ) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、建築士会等の職業別団体
- (ウ) その他市に対して協力活動を申し出た団体

(4) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

ア 市長は、災害の発生に際し住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 市長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

4 県が行う応援要請

県は、市から応援要請を受けたとき、又は必要と認めたときは、県防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。

- (1) 他の市町村に対する応援の要請及び指示又は調整
- (2) 他の都道府県に対する応援の要請
- (3) 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づく要請

ア 被災市町村における、災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性、当該派遣要請人数・職種・期間等及び総括支援チーム派遣の必要性についてニーズを速やかに把握する。

イ 総務省及び北海道東北ブロック幹事県に対し、把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。

ウ 国（総務省）は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、応援職員派遣の調整等を実施する。

(4) 総務省の「復旧・復興支援技術職員派遣制度」に基づく要請

ア 県は、県内の被災市町村における、復旧・復興事業を支援するための応援職員の派遣の必要性、当該派遣必要人数・業務又は職種・期間等についてニーズを速やかに把握する。

イ 県は、総務省及び北海道東北ブロック幹事道県に対し、把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して復旧・復興事業を実施することが困難である場合又は困難である

ことが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。

ウ 国（総務省）は、「復旧・復興支援技術職員派遣制度に関する要綱」に基づき、応援職員派遣の調整等を実施する。

- (5) 指定行政機関等に対する職員派遣の要請
- (6) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する災害応急対策の要請
- (7) 内閣総理大臣に対する災害応急対策又は災害復旧対策要請
- (8) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (9) 県域を統括する民間団体等に対する協力要請

5 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- (1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する災害応急対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、知事、市長又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、災害応急対策の実施を要請又は指示することができる。
- (2) 知事、市長及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長から災害応急対策の実施を要請されたときは、所掌する災害応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに災害応急対策を実施する。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、知事又は市長に対し、労務、施設、設備及び物資の確保について応援を求めることができる。
- (2) 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、知事及び市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する災害応急対策との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

7 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点

- (1) 市は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (2) 県及び市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
- (3) 市は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。
- (4) 県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
- (5) 市は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

第3節の2 被災県等への応援計画

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な風水害発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への応援について定める。

1 主な実施機関

酒田市	人事課 危機管理課
関係機関	県防災危機管理課 庄内総合支庁

2 応援計画

県、市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう応援体制を定める。

3 被災した他県等への応援活動

県、市及び防災関係機関は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援体制又は関係地方公共団体により締結された応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、県及び市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

県、市及び防災関係機関は、国との密接に連携しなから、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るように努める。また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互連携して活動するものとする。

(1) 県の対応

ア 被災した他県等からの要請を受け、県内市町村に対し、他県等への応援要請を行う。

イ 県は、被災した他県等への応援活動を円滑に実施するため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県広域支援対策活動マニュアル」に従って対応する。

ウ 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、必要に応じて応援職員を派遣する。また、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(2) 市の対応

市は、被災した他県等への応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった場合には、迅速に応援活動を行う。

(3) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、県及び市と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう、必要な対策を講じておき、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。

第3節の3 広域避難計画

大規模な風水害発生時に、自治体の区域を超えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	県防災危機管理課 庄内総合支庁

2 他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

ア 県内の市町村は、災害の予測規模、避難者数に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

(ア) 県内の他の市町村への受入については、当該市町村に直接受入を要請する。

(イ) 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告したうえで、他県等の市町村に協議することができる。

イ 県は、県内の被災市町村から他県等への広域避難等の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。

ウ 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

(2) 広域一時滞在

ア 県内の被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

(ア) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

(イ) 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

イ 県は、県内の被災市町村から他県等への広域一時滞在の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。また、被災市町村の行政機能が被災により著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待つ時間的余裕がないときは、当該被災市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

ウ 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

エ 市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する

(3) 広域避難者への配慮

ア 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ 県、市町村及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(ア) 被害の情報

(イ) 二次災害の危険性に関する情報

(ウ) 安否情報

(エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

(オ) 医療機関等の生活関連情報

(カ) 各機関が講じている施策に関する情報

(キ) 交通規制に関する情報

(ク) 被災者生活支援に関する情報

(4) 広域避難に係る事前の備え

ア 市町村は、大規模災害に伴う広域避難及び一時滞在に関する手順、移動方法とともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

イ 県は、防災関係機関と連携しながら、市町村が行う広域避難の事前の対策について助言を行う。

3 他県等からの避難受入れ要請への対応

(1) 受入れ要請に係る協議

ア 県は、被災した他県等から受入れ要請があった場合には、市町村における被災住民の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について市町村と協議する。なお、市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ選定しておくように努める。

イ 県は、協議が整い次第、要請を行った他県等にその旨を伝える。

(2) 避難者への情報提供

県、市及び防災関係機関は、他県等からの避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡を取り合い、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

ア 被害の情報

イ 二次災害の危険性に関する情報

- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- オ 医療機関等の生活関連情報
- カ 各機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制に関する情報
- ク 被災者生活支援に関する情報

第4節 自衛隊の災害派遣要請・受入計画

1 自衛隊の災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

2 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	県防災危機管理課 自衛隊

3 自衛隊災害派遣による救助活動の区分及びその概要

(1) 救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要性があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消火用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救助活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

4 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 市長の知事に対する派遣要請依頼

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）へ文書（FAXを含む）、防災行政無線、電話又は口頭により行う。

ただし、防災行政無線、電話又は口頭で依頼した場合は、事後速やかに文書を送付する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 市長の自衛隊に対する緊急通知

市長は、緊急避難、人命救助の場合、通信の途断等により知事に災害派遣要請依頼をすることができない場合は、基本法第68条の2第2項の規定により直接関係する自衛隊にその旨の通知をすることができる。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知する。

知事は、市長からの要請がない場合であっても、自衛隊の情報等に基づき、自衛隊の救援活動が必要と認められた場合は、関係自衛隊に対し派遣を要請する。

(3) 知事の要請を待つ時間的余裕がない場合の自衛隊の自主出動

各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つ時間的余裕がないと認められるときは、自衛隊法第83条第2項の規定に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

- ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待つ時間的余裕がないと認められること。

5 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

- (1) 自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を速やかに知事に連絡する。
 - ア 派遣部隊名及び人員等の派遣規模
 - イ 指揮官の官職及び氏名
 - ウ 部隊の受入れに必要な体制
 - エ その他必要な事項
- (2) 知事は、自衛隊からの酒田市地域への災害派遣の連絡を受けたときは、速やかにその内容を市に連絡する。

6 自衛隊災害派遣部隊の受入体制

- (1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

市長、知事、その他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、緊密に連携し、効率的な作業分担を定める。
- (2) 作業計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の作業を円滑に実施できるよう、次により可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

 - ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 作業に必要な図面の確保
 - エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保
 - オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定
- (3) 受入れ施設等の確保

市長及び知事は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

 - ア 事務室
 - イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
 - ・小型機：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地
 - ・中型機：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地
 - ・大型機：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地
 - ウ 駐車場（車1台の基準3m×8m）
 - エ 宿营地（グラウンド、広場、学校、コミュニティ（防災）センター等）

7 災害派遣部隊の撤収

- (1) 知事は、災害派遣部隊の撤収にあたっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、決定する。

(2) 災害派遣撤収手続

知事は、先ず電話等をもって派遣自衛隊に撤収要請をし、事後速やかに文書を送達する。

8 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、市と自衛隊が協議する。

9 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	住 所 等
防災くらし安心部 防災危機管理課	所在地 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電 話 023-630-2231、023-630-2255 防災無線 （無線専用電話）7-800-1242 (FAX) 7-800-1500 7-800-1501 NTT FAX 023-633-4711
庄内総合支庁総務企画部 総務課 防災安全室	所在地 〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1 電 話 0235-66-2111（代表・夜間） 0235-66-4791・4792（直通） 防災無線 （無線専用電話）7-870-120 (FAX) 7-870-150 NTT FAX 0235-66-2835

(2) 派遣要請先及び連絡窓口等

災害派遣担当窓口	住 所 等
陸上自衛隊第6師団 第3部防衛班	所在地 〒999-3797 東根市神町南三丁目1-1 電 話 0237-48-1151 内線5075 (夜間・休日 当直 内線5207・5019) 防災無線 617-1 (FAX) 617-8 NTT FAX 0237-48-1151 内線5754

第5節 災害ボランティア活動支援計画

市は、大規模な災害が発生し、災害ボランティアセンターの設置が認められた場合、酒田市社会福祉協議会に対し、災害ボランティアセンターの設置を要請する。酒田市社会福祉協議会は、市からの要請を受けて速やかに災害ボランティアセンターを設置し、酒田市ボランティア・公益活動センター、ボランティア関係団体と連携してその運営に当たる。

市は、ボランティア支援本部を開設・運営し、災害ボランティアセンターの活動を支援する。市の支援は、市民部共生社会班が担当する。

1 主な実施機関

酒田市	共生社会課 国保年金課 納税課
関係機関	県防災危機管理課 県消費生活・地域安全課 酒田市社会福祉協議会 酒田市ボランティア・公益活動センター

2 災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）

(1) 設置

酒田市社会福祉協議会は、大規模な災害が発生した場合、市からの要請を受けて災害ボランティアセンターを設置する。

(2) 役割

災害ボランティアセンターは、酒田市ボランティア・公益活動センター、ボランティア関係団体と連携し、次の活動を行う。

- ア 個人宅や避難所等における被災者の状況調査・被災者ニーズの把握
- イ ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し、関係機関などへの情報の提供
- ウ 各種広報媒体等によるボランティア活動希望者への情報発信
- エ 災害ボランティア活動を支援する物資の確保
- オ ボランティアの受付、登録及び被災者ニーズとの調整・マッチング
(派遣先、活動内容の決定)
- カ その他、被災者ニーズに基づいた活動

3 市災害ボランティア支援本部

(1) 設置

市は、災害ボランティアセンターの活動を支援するため、大規模な災害が発生した場合、酒田市社会福祉協議会・酒田市ボランティア・公益活動センター及びボランティア関係団体と密接に連携し、必要に応じて市災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

(2) 運営

市災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

- ア ボランティアの受入れ
- イ 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握
- ウ ボランティア活動の調整及び派遣要請等

- (ア) 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。
- (イ) 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ ボランティア活動への支援・協力

ボランティアセンターに対し必要に応じ、活動拠点の提供、情報の提供、資材・教材
救援物資の確保等の必要な支援・協力を行う。

4 県災害ボランティア支援本部

(1) 設置

県は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じて県災害ボランティア支援本部を設置する。

(2) 運営

県災害ボランティア支援本部は、各総合支庁災害ボランティア対応班と連携し、市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の支援を行う。

ア 被災市町村に設置される市町村災害ボランティア支援本部の設置状況を把握するとともに、その設置及び運営が困難な市町村には、運営アドバイザーやボランティアの派遣等の支援策を講じる。

イ 県内外の災害支援NPOやボランティア活動希望者に対し、市町村災害ボランティア支援本部等の情報を提供する。

ウ 市町村災害ボランティア支援本部から要請があった場合や、必要と判断した場合には、各種広報媒体を通じて、広くボランティアの募集等を行う。

第6節 通信計画

災害発生時において応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、市及び防災関係機関等は各種の有線・無線等の通信体制を整備し、円滑な運用を図る。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	県防災危機管理課 自衛隊 国土交通省酒田河川国道事務所 酒田警察署 NTT東日本(株)宮城事業部山形支店 酒田地区広域行政組合消防本部 酒田海上保安部

2 通信施設の応急対策

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたりるとともに代替通信手段を確保し、復旧までの通信需要をまかなう。

3 災害時の通信連絡

- (1) 公衆電話施設において公衆通信施設（加入電話）は、局地的あるいは全面的に途絶する場合は予想されるため、防災関係機関は電気通信事業法の規定による災害時優先電話を使用する。

なお、防災関係機関は、非常・緊急電話にするため、既設の電話機をあらかじめ指定して当該電話番号をNTT東日本株式会社宮城事業部山形支店に申請し、承認を受けておく。

- (2) 無線通信

ア 市防災行政無線

災害現場の情報収集・伝達を優先的かつ迅速に行うため、防災行政無線を有効に活用する。

イ 県防災行政通信ネットワーク（県防災行政無線）

市、県及び県内消防本部等、県防災情報システム加入機関相互の通信及び地域衛星通信ネットワーク加入の消防庁、他県の自治体との通信は、県防災情報システムを有効活用する。

4 他機関の通信設備の使用等

- (1) 他機関の通信設備の使用

災害に関する通知、要請、伝達及び災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めるときは、電気通信事業法第8条第1項により市長は、有線電気通信法に掲げる者が設置する有線電気通信施設又は無線設備を使用することができる。

使用することができる主な通信設備

- ・警察通信設備
- ・電力通信設備
- ・消防通信設備
- ・鉄道通信設備

- (2) 非常通信の利用

市、県及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある

場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

5 自衛隊の通信支援

市長及び防災関係機関の長は、災害応急対策のため自衛隊の災害派遣（通信支援）を必要とする場合は、県知事に対して要請する。

県知事は、自ら又は市長等の要請を受けた場合で、自衛隊による通信支援の必要を認めるときは、必要な要員、資機材等の派遣を要請する。

6 非常無線通信の利用

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害対策等のため必要と認めるときは非常無線通信を利用する。（市域内配備機関は、酒田警察署・国土交通省酒田河川国道事務所）

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び緊迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

7 防災相互通信用無線の利用

災害現場において、防災関係機関が連絡を行う場合は、防災相互通信無線を利用する。（市域内配備機関は、酒田警察署・酒田地区広域行政組合消防本部・酒田海上保安部）

8 移動式通信設備の活用

災害時において、携帯電話等の移動式通信設備を使用し、緊急時や災害復旧活動における通信手段として有効に活用する。

9 アマチュア無線の活用

災害時においては、同免許を有する職員及びボランティアのアマチュア無線通信により、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達など被災地及び指定避難所等における連絡手段として有効に活用する。

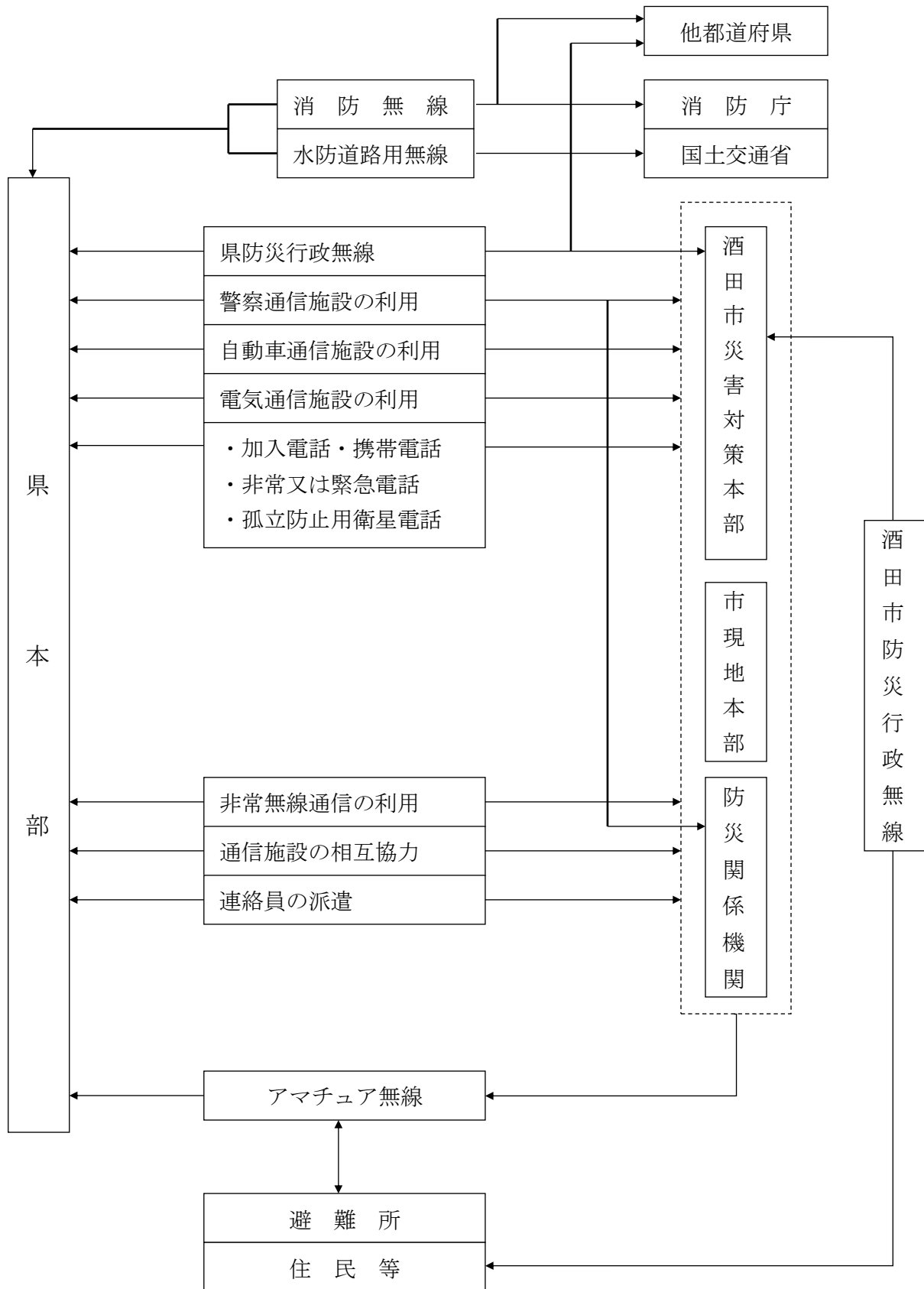
10 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保する。

11 無線通信体系

市及び防災関係機関などの無線通信体系は、別表のとおり。

無線通信体系



第7節 気象情報等の伝達計画

風水害等は、気象、水防情報等の分析により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講じることが可能なことから、関係機関や市民に速やかに情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	県防災危機管理課 県砂防・災害対策課 山形地方気象台 国土交通省酒田河川国道事務所 庄内総合支庁

2 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生の恐れの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直観的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても市等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

3 気象業務法に定める注意報・警報等

気象庁は、気象業務法第13条、第13条の2、第14条及び14条の2に基づき、一般の利用、航空機、船舶の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。また、電気、鉄道その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

(1) 注意報・警報等の種類と概要

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 一般の利用及び水防活動の利用に適合する予報及び警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表

される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

発表官署 山形地方気象台（令和7年5月29日現在）

酒田 市	府県予報区	山形県			
	一次細分区域	庄内			
	市町村等をまとめた地域	庄内北部			
特別警報	(略)	(略)			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	111	
	洪水		流域雨量指数基準	京田川流域=21.4 相沢川流域=27 小牧川流域=4.9 中野俣川流域=12.3 荒瀬川流域=19.5 愛沢川流域=6.3 白玉川流域=11 小林川流域=10.7 楯山川流域=9.3 新井田川流域=12.9	
			複合基準※1	荒瀬川流域=(10, 18.3), 新井田川流域=(8, 10.3)	
			指定河川洪水予報による基準	最上川下流【白ヶ沢・下瀬】、赤川【浜中】、日向川【穂積】、大山川【面野山・大山】	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s ^{**2}	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s ^{**2} 雪を伴う	
			海上	20m/s雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ30cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ45cm	
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	酒田	2.0m	
飛島			1.5m		
注意	大雨	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	85		
報	洪水	流域雨量指数基準	京田川流域=17.1		

		相沢川流域=21.6 小牧川流域=3.9 中野俣川流域=9.8 荒瀬川流域=15.6 愛沢川流域=4.9 白玉川流域=8.8 小林川流域=8.5 楯山川流域=7.4 新井田川流域=10.3	
	複合基準※1	最上川流域=(7, 55) 京田川流域=(5, 12.5) 相沢川流域=(8, 17.3) 大山川流域=(9, 16.1) 日向川流域=(7, 20.6) 中野俣川流域=(8, 7.8) 荒瀬川流域=(8, 12.5) 愛沢川流域=(8, 4) 白玉川流域=(8, 7) 小林川流域=(5, 8.5) 楯山川流域=(8, 5.9) 新井田川流域=(5, 9.3)	
	指定河川洪水予報による基準	最上川下流【臼ヶ沢・下瀬】、 赤川【浜中】、日向川【穂積】、 大山川【面野山・大山】	
強風	平均風速	陸上	13m/s ^{※3}
		海上	15m/s
霽風雪	平均風速	陸上	13m/s ^{※3} 雪を伴う
		海上	15m/s雪を伴う
(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 飛島(アメダス)の観測値は、風向が南西～北西の場合25m/sを目安とする。

※3 飛島(アメダス)の観測値は、風向が南西～北西の場合20m/sを目安とする。

警報・注意報基準一覧表の解説

(ア) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

(イ) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想されたときに発表する。

(ウ) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(エ) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山沿い」等の地域名

で基準値を記述する場合がある。

- (オ) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (カ) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (キ) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、本表には酒田市内における基準の最低値を示している。
- (ク) 洪水の欄中、「〇〇川流域=16.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数16.5以上」を意味する。
- (ケ) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (コ) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (サ) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (シ) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、飛島ではMSL（平均潮位）を用いる。
- (ス) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<参考>

- 1 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- 2 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。
- 3 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- 4 山沿いとは標高がおおむね300m以上のところをいう。

- (2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険性があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険性があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険性があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(3) 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒が呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する山形県気象情報」、「記録的な大雨に関する東北地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する山形県気象情報」、「顕著な大雨に関する東北地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する山形県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼び掛けるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・東北地方・山形県気象情報が発表される場合がある。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。

大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、その対象となる市町村名（酒田市は北部・南部・飛島に細分化）を特定して警戒を呼びかける。

市町村内での危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

(6) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発表しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、

気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(村山、置賜、庄内、最上)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(村山、置賜、庄内、最上)で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(8) 船舶の利用に適合する予報及び警報

新潟地方気象台は、日本海中部(庄内沖を含む)の海上を対象として地方海上予報及び警報を発表する。(海上風警報、海上濃霧警報等)

4 注意報、警報等の伝達

(1) 気象業務法第15条及び第15条の2に基づき、県は山形地方気象台が気象警報等を発表したときは、県防災行政無線により市へ速やかに伝達するものとする。

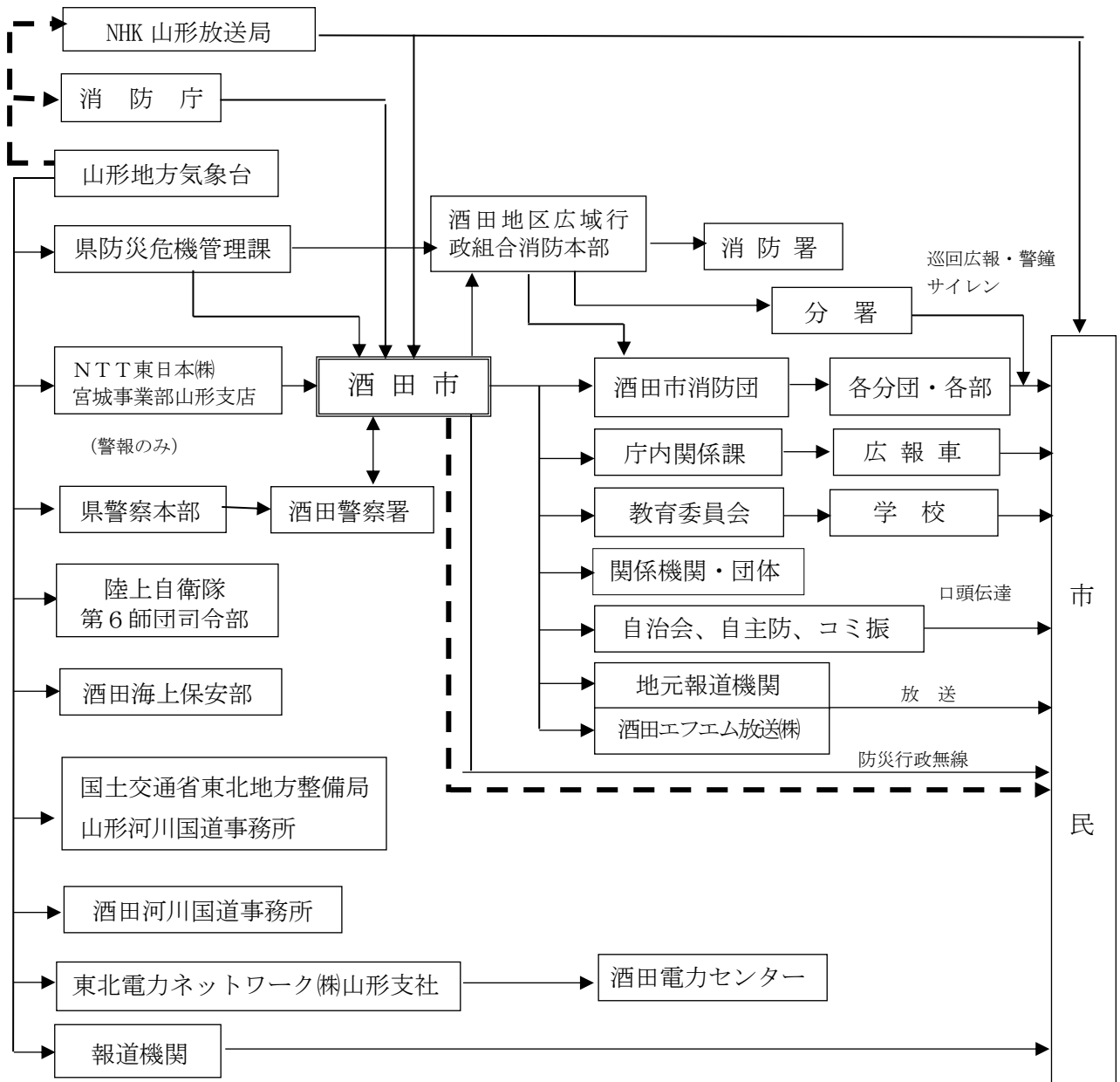
(2) 報道機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は番組を中断し、テレビにあっては、字幕又は番組を中断し、公衆に周知するものとする。

なお、基本法第57条に基づいて、県知事及び市長から災害による避難指示等の放送要請があったときは、緊急警報放送を実施するものとする。

(3) その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じて公衆又は所要機関に周知する。

(4) 気象業務法第15条及び第15条の2に基づき、市は特別警報を受領したときは、速やかに住民及び官公署等に周知の措置をとることとし、警報、注意報、情報を受領したときは、速やかに住民及び官公署等へ通知するものとする。その伝達系統は次のとおりとする。

気象注意報・警報等伝達系統図



---▶ は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

5 消防法に定める火災気象通報及び火災に関する警報

(1) 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに山形地方気象台が山形県知事に対し通報し、県を通じて市及び酒田地区広域行政組合消防本部に伝達される。

種類	内 容
火災気象通報	通報基準は、山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

	<p>【定時に行う通報】</p> <p>山形地方気象台は、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。</p> <p>この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として以下のとおり「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。</p> <p>ただし、火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。</p> <p>〔通報区分〕</p> <p>乾燥注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥】</p> <p>強風注意報 ⇒ 火災気象通報【強風】</p> <p>乾燥注意報及び強風注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥・強風】</p> <p>【随時に行う通報】</p> <p>定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。</p>
--	---

(2) 火災に関する警報

酒田地区広域行政組合管理者は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定により、「火災に関する警報」を発することができる。

6 水防法及び気象業務法に定める洪水予報

山形地方気象台と国土交通省酒田河川国道事務所が共同して発表する洪水予報

(1) 最上川下流（庄内町清川から河口までの範囲）

種類		発表基準
洪水 注意報	氾濫注意情報	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>基準地点氾濫注意水位（警戒水位） 白ヶ沢 14.00m、下瀬 2.20m</p>
洪水 警報	氾濫警戒情報	<p>基準地点の水位が避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、又は氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。</p>

		高齢者等避難の発令判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 基準地点避難判断水位 白ヶ沢 16.20m、下瀬 2.80m
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 基準地点氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） 白ヶ沢 16.50m、下瀬 3.00m
	氾濫発生情報	予報区間において、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当。

(2) 赤川

種類		発表基準
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 基準地点氾濫注意水位（警戒水位） 熊出 3.00m、羽黒橋 3.00m、浜中 3.00m
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、又は氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 高齢者等避難の発令判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 基準地点避難判断水位 熊出 4.30m、羽黒橋 4.20m、浜中 4.00m
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき

	<p>に発表される。</p> <p>いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>基準地点氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） 熊出 4.50m、羽黒橋 4.60m、浜中 4.20m</p>
氾濫発生情報	<p>予報区間において、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当。</p>

山形地方気象台と山形県庄内総合支庁が共同して発表する洪水予報

(1) 大山川

種類		発表基準
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。</p> <p>避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>基準地点氾濫注意水位（警戒水位） 大山3.10m、面野山4.80m</p>
	氾濫警戒情報	<p>基準地点の水位が避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、又は氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。</p> <p>高齢者等避難の発令判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>基準地点避難判断水位 大山 3.90m、面野山 5.20m</p>
洪水警報	氾濫危険情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>基準地点氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） 大山 4.40m、面野山 5.60m</p>

	氾濫発生情報	<p>予報区間において、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当。</p>
--	--------	--

(2) 日向川

種類		発表基準
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自ら避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> <p>基準地点氾濫注意水位（警戒水位） 穂積4.30m</p>
	氾濫警戒情報	<p>基準地点の水位が避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、又は氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。</p> <p>高齢者等避難の発令判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>基準地点避難判断水位 穂積4.90m</p>
洪水警報	氾濫危険情報	<p>基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、又は急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>基準地点氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） 穂積5.60m</p>
	氾濫発生情報	<p>予報区間において、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当。</p>

7 水防法に定める水防警報

(1) 国土交通省酒田河川国道事務所及び山形県が発表する水防警報

種類	基準
水防警報	洪水又は高潮により、国民経済上重大な損害が生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めた場合

(2) 酒田市が発表する警報

種類	基準
水防警報	気象の状況が水害の予防上危険であると認めた場合

8 5段階の警戒レベルと住民の避難行動等を支援する防災気象情報の提供

国（国土交通省、気象庁）及び県は、市町村の避難情報（避難指示等）の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報	防災気象情報	相当する警戒レベル
5	「命の危険 直ちに安全確保！」 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。	緊急安全確保	・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 ・キキクル（危険度分布）「災害切迫」（黒）	5相当
4	「危険な場所から全員避難」 避難指示が出たら、災害が想定されている区域等ではこのレベルまで全員避難。避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難を判断する。	避難指示	・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報 ・キキクル（危険度分布）「危険」（紫）	4相当
3	「危険な場所から高齢者等は避難」 高齢者等避難が出たら、災害が想定されている区域等では、高齢者等は避難。高齢者等以外も普段の行動を見合わせたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり、自ら避難を判断をする。	高齢者等避難	・大雨警報 ・洪水警報 ・氾濫警戒情報 ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報 ・キキクル（危険度分布）「警戒」（赤）	3相当
2	「自らの避難行動を確認」 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。		・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 ・キキクル（危険度分布）「注意」（黄）	

1	「災害への心構えを高める」 最新の防災気象情報等に留意する など、災害への心構えを高める。		早期注意情報 (警報級の可能性)	
---	---	--	---------------------	--

9 現象を発見した者の措置

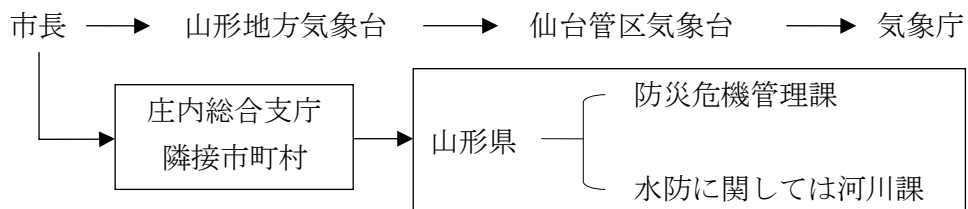
(1) 発見者の通報措置

異常現象を発見した者は、市長又は警察官及び海上保安官に通報する。

(2) 異常を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長に通報するとともに、それぞれ警察署あるいは海上保安部に連絡する。

(3) 市長の措置

上記(1)、(2)によって異常現象の通報を受理した市長は、次の系統により必要な連絡を実施するとともに、適切な措置をとる。



注：異常現象とは、竜巻・強い降ひょう・強い突風・噴火現象・津波の前兆である海面の急激な低下がみられたとき、又は堤防に小さな水漏れがあり放置すれば決壊のおそれがある場合等又は火災が発生するおそれがある有力な兆候をいう。

第8節 災害情報の収集・伝達計画

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合は、迅速に情報収集活動を開始するとともに、情報の共有化に努め、県及び関係機関への伝達、また民生安定のため市民への情報伝達を行う。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 総務課 まちづくり推進課 各総合支所
関係機関	県防災危機管理課 酒田警察署 酒田海上保安部 酒田地区広域行政組合消防本部 庄内総合支庁

2 災害発生後の各段階における情報収集・伝達

(1) 災害発生直後

ア 市の各部及び支所班は、関係機関、自主防災組織、自治会、コミュニティ振興会、市民からの情報を収集し、被害状況の早期把握に努める。

イ ヘリコプターによる情報収集

市は、災害による被害が発生したとき、県防災危機管理課に対して速やかに被害状況の偵察活動を要請し、情報を把握する。

要請する調査事項は、次のとおりとする。

- (ア) 火災の発生状況
- (イ) 道路、橋りょう被害状況
- (ウ) 道路交通状況
- (エ) 建築物被害状況
- (オ) 公共機関被害状況
- (カ) その他災害発生場所の把握

(2) 応急対策初動期

ア 市は、災害が発生した場合は、地域内の被害状況を調査し、庄内総合支庁に報告する。ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。なお、被害状況が十分把握できない場合であっても火災・災害等を覚知したときは、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概要を報告する。

また、県に被害状況等を報告できない場合は、内閣総理大臣（総務省消防庁）へ直接報告する。

消防庁防災課連絡先（N T T回線） 電話 03-5253-7525 FAX 03-5253-7535

県防災危機管理課 電話 023-630-2231 FAX 023-633-4711

庄内総合支庁総務課防災安全室 電話 0235-66-4791 FAX 0235-66-2835

イ 行方不明者数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが

判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

ウ 市（消防機関を含む。）は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及び総務省消防庁に報告する。

(3) 応急対策本格稼働期

ア 市は、庄内総合支庁と協力して、地域内の被害金額等詳細な被害状況を調査し、県防災危機管理課に報告する。また、県災害対策本部庄内支部又は県災害対策連絡会議庄内支部が設置されたときは、当支部に対して報告する。

イ 避難所が開設されたときは、避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を収集する。

3 情報の提供

(1) 防災関係機関への情報提供

市は、収集された被災情報等を集約し、応急対策の推進に係わる防災関係機関に逐次提供する。

(2) 報道機関に対する報道要請

（第2編第2章第9節「広報計画」参照）

4 積雪期の情報収集伝達体制

積雪期に災害が発生した場合、平野及び山間地に点在する集落は通信・交通が途絶状態となる可能性が高いので、市はこれらの地区に災害時も使用可能な通信装置を設置するよう努めるとともに、自主防災組織等の協力を得るなど、情報の収集伝達体制の確立に努める。

第9節 広報計画

災害発生時における住民の心の安定と適切な行動及び秩序の維持を図るため、市及び防災関係機関等は、被災地の情報の正確・迅速かつ的確な伝達により、被災者の立場に立った効率的な広報活動を実施するものとする。

1 主な実施機関

酒田市	総務課 危機管理課 まちづくり推進課 企画調整課
関係機関	報道機関各社

2 災害発生時の広報活動の目的

- (1) 被災者や関係者の避難・救援活動のための適切な判断を助ける。
- (2) 流言飛語等による社会的混乱を防止する。
- (3) 当該災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動や復興事業に対する社会的な協力を得やすくする。

3 広報活動の内容

- (1) 災害発生前
 - ア 気象情報（注意報・警報等）
 - イ 水防情報等
- (2) 災害発生直前
 - ア 気象警報
 - イ 水防警報等
 - ウ 災害発生の危険情報、警戒情報（広報車、緊急速報メール等）
 - エ 避難指示等（防災行政無線、広報車、報道機関各社、緊急速報メール等）
- (3) 災害発生直後（防災行政無線、広報車、報道機関各社、緊急速報メール等）
 - ア 災害対策本部の配置
 - イ 災害状況に関する情報
- (4) 応急対策初動期（災害発生後概ね2日以内）

被害状況説明及び市民への協力の呼びかけ

 - ア 災害応急対策の状況
 - イ 救護所・救護病院の開設状況
 - ウ 医療救護及び衛生に関する情報
 - エ 給水、炊き出し、生活物資提供情報
 - オ 避難所の開設状況
 - カ ライフライン被害状況及び使用に関する注意の呼びかけ
 - キ し尿、ごみ処理、防疫に関する呼びかけ
 - ク 交通規制、交通関係情報
 - ケ ボランティア活動協力要請（要配慮者の支援、外国語通訳、手話通訳等）
 - コ 住民の安否情報
 - サ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(5) 応急対策本格稼働期（災害発生後概ね3日目以降）

- ア 消毒・衛生・医療救護情報
- イ 保育・教育の再開に関する情報
- ウ 応急仮設住宅への入居に関する情報
- エ ライフラインの復旧状況に関する情報
- オ 被害認定、罹災証明の発行
- カ その他応急対策に必要な広報

(6) 復旧対策期

- ア 復旧対策方針説明及び市民への協力の呼びかけ（酒田エフエム放送を通じ）
- イ 避難所の統廃合に関する情報
- ウ 生活再開関連に関する情報（罹災証明の発行、生活再建資金の融資等）
- エ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- オ その他復旧対策に関する情報

4 安否情報の提供

市は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。

市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被害者の個人情報の管理を徹底する。

5 広報活動の実施

(1) 市の広報活動

市は、広報活動の実施主体として収集した情報について事実を確認し、速やかに防災関係機関及び放送・報道機関に公表するとともに、住民に対し上記広報活動の基準に基づき次の手段により広報活動を実施する。

- ア 防災行政無線、緊急速報メール、酒田エフエム放送及びインターネットによる広報
- イ 広報車、ハンドマイクによる呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- ウ 放送・報道機関を通じての広報
- エ ヘリコプターによる上空からの広報
- オ 自治会等を通じた情報伝達
- カ 住民相談所の開設

(2) 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、他の防災関係機関との密接な連絡のもとに広報体制を早期に確立し、災害状況を迅速に把握するとともに、上記広報活動の基準に基づき、各機関の災害対策事項について随時適切な広報活動を実施する。

(3) 放送機関の広報活動

放送機関は、市から公表された災害情報及び依頼された災害広報について、住民の安全の確保及び社会的混乱の防止を目的として、上記広報活動の基準に基づき正確かつ迅速に報道を実施する。

ア 災害発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的に各放送機関のマニュアルにより行う。

イ 市及び県は、緊急を要し、かつ放送以外に有効な通信、伝達手段がとれない場合は、基本法第57条の規定により、NHK鶴岡放送局及び民間放送各社に放送を要請する。

【各放送機関の連絡先】

機 関 名	所 在 地	電話(昼間)	F A X
酒田エフエム放送	酒田市中町2-5-10	0234-21-3788	0234-21-3787
エフエム山形	山形市松山3-14-69	023-625-0804	023-625-0805
NHK鶴岡放送局	鶴岡市上畑町10-52	0235-22-7711	0235-23-7813
山形放送 (YBC)	山形市旅籠町2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
		023-622-6161 (夜間電話)	
山形テレビ (YTS)	山形市城西町5-4-1	023-643-2821	023-644-2496
テレビユー山形 (TUY)	山形市白山1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン (SAY)	山形市落合町85	023-628-3900	023-628-3910

【災害時の放送体制】

区分	内 容
酒田エフエム放送	<p>1 情報提供 (1) 市は、「市災害対策本部」からの情報を提供する。 (2) 警察、消防、ライフライン関係機関は、被災者の不安、混乱等を防止するため速やかに情報を提供する。</p> <p>2 放送体制 市は、必要に応じて臨時災害放送局を開設する。その場合、酒田エフエム放送は、災害協定に基づきコミュニティ放送局を休止し、緊急報道体制をとって放送を行う。</p> <p>3 番組編成 災害発生とともに、その状況に応じて特別編成に切り替え、正確な情報の伝達に努める。</p>

6 広報活動にあたっての留意点

(1) 視覚・聴覚障がい者を考慮し、情報が十分に伝わるよう、掲示と音声の組み合わせ、手話通訳や誘導員を配置するなどの措置を行う。

- (2) 外国人の被災者のために、通訳の配置、図やイラストの使用、日本語並びに外国語及びやさしい日本語による表示、放送等の措置に努める。
- (3) 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

7 広聴活動の実施

市及び防災関係機関は、被災者からの相談・要望・苦情等を受け付け、災害応急対策及び復旧復興計画に対する提言・意見等を広く被災地内外に求めるとともに適切な処置を行う。

(1) 市の広聴活動

ア 避難所における相談、要望等の受付

イ 地域自主防災組織及び自治会、自治会連合組織、コミュニティ振興会等からの相談・要望等の受付

ウ 被災者のための相談所の設置

(2) ライフライン関係機関の広聴活動

利用者相談窓口の開設

第10節 避難計画及び避難所運営計画

市は、防災関係機関との相互連携を強化し、迅速な住民避難及び円滑な避難所運営に努める。

1 主な実施機関

酒田市	総務課 危機管理課 文化政策課 地域みらい創生課 まちづくり推進課 市民課 社会教育課 スポーツ振興課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田警察署 庄内総合支庁 陸上自衛隊 酒田海上保安部 山形県LPガス協会飽海支部 報道機関各社

2 避難指示等の発令

(1) 危険の覚知と情報収集

市は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用して適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア 市長

(ア) 高齢者等避難

市長は、災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて警察署長及び消防長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

市長は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

(イ) 避難指示等

市長は、市民の生命又は身体を災害から守ると同時に、災害を防止するために、必要があると認める地域の居住者等に避難のため立退きを指示し、速やかにその旨を知事に報告する。

イ 警察官又は海上保安官

住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に避難のた

めの指示ができる。指示を行ったときは直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとることができる。

エ 県

知事又はその命を受けた職員は、住民に避難のための立退きを指示し、直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 避難指示等

避難指示等は、次の事項を明示して行う。

(ア) 避難対象地域

(イ) 避難理由

(ウ) 避難先

(エ) 避難経路

(オ) 避難時の注意事項（立退き避難する余裕がない場合や立退き避難が危険な状況にある場合は、自宅の2階に避難するなど）

なお、市は、避難指示等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとし、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

また、市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

区分	実施責任者	措置	実施の基準（根拠法令）
			指示等を実施した場合の通知等
高齢者等 避難	市長	・高齢者等の要配慮者への避難開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者が避難を開始する必要があると認めるとき (避難情報の発令基準設定マニュアル)
			(報告) 市長→知事
避難指示	市長	・立退きの指示 ・立退き及び立退き先の指示	・災害が発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示する。 (基本法第60条)
			(報告) 市長→知事
	知事	・立退きの指示 ・立退き及び立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示する。

			→市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。 (基本法第60条)
避難指示等	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・立退きの指示	・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき (水防法第29条) (通知) 水防管理者→警察署長
	知事又はその命を受けた県職員	・立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき (地すべり等防止法第25条) (通知) 知事又はその命を受けた県職員 → 警察署長
	警察官	・立退き及び立退き先の指示	・市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 (基本法第61条) (通知) (報告) 警察官 → 市長→知事
		・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法第4条) (報告) 警察官 → 公安委員会
	海上保安官	・立退き及び立退き先の指示	・市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 (基本法第61条) (通知) (報告) 海上保安官 → 市長 → 知事
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置 (自衛隊法第94条) (報告) 自衛官 → 防衛大臣の指定する者 (第6師団長等)
緊急安全確保※	市長	・命を守るための最善の行動を促す (報告) 市長→知事	・土砂災害が発生した場合 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ・高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合

※ 緊急安全確保は、必ずしも発令されるものではない。

(3) 避難指示等の発令時の留意事項

市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

3 避難指示等の発令基準

(1) 高齢者等避難(警戒レベル3)

高齢者等避難とは、避難行動要支援者が避難を開始するとともに、避難指示等を発令した場合に住民が円滑に避難するため、あらかじめその準備を勧め又は促すための情報。

(2) 避難指示(警戒レベル4)

避難指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、市民を避難のため立退かせるもの。

(3) 緊急安全確保(警戒レベル5)

緊急安全確保とは、実際に災害が発生している状況下で、住民に命を守る最善の行動を促すもの

上記それぞれの発令基準は、下表のとおりとする。

土砂災害

区分	基準	対象区域等
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、気象庁が提供する土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)及び県が提供する土砂災害危険度情報(この表において2つ合わせて「土砂災害の危険度分布」という。)で「警戒」(赤)が出現した場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、土砂災害の危険度分布にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」が出現し、更に降雨が継続する見込みである場合。 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、土砂災害の危険度分布にて警戒が必要な区域の属する地区の土砂災害警戒区域
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生した場合 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 土砂災害キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「災害切迫(黒)」が出現した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 市の区域の土砂災害警戒区域等

洪水害

区分	基準	対象区域等
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
<p>高齢者等避難 (警戒レベル3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒」(赤)が出現した場合（流域雨量指数の実況値または予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ② 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒」(赤)が出現した場合（流域雨量指数の実況値または予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <p>※水位を観測していない場合、洪水警報の発表に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の河川に係る警戒が必要な浸水想定区域

	<p>加え、さらに上記②又は③を参考に目安とする基準を設定して発令する。</p>	
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ・指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 ・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域
	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数の実況値または予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知川に係る警戒が必要な浸水想定区域
	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ② 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数の実況値または予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の河川に係る警戒が必要な浸水想定区域

	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>	
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にある対象河川で決壊や越水等が発生した場合 ・水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達したか、その蓋然性が高い場合 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数の実況値または予測値が洪水警報基準に到達する場合） ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」が出現した場合 ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報河川、水位周知河川及びその他の河川に係る警戒が必要な浸水想定区域

高潮災害

区分	基準	対象区域等
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が言及された場合 ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかけると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知海岸ではその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域 ・それ以外の海岸は浸水するおそれのある区域
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報（警戒レベル4相当情報【高潮】）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報【高潮】）が発表された場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報【高潮】）が発表された場合 ・高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ・高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知海岸ではその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域 ・それ以外の海岸は浸水するおそれのある区域

<p>緊急安全確保 (警戒レベル5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防等が倒壊した場合 ・異常な越波・越流が発生した場合 ・水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知海岸ではその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域 ・それ以外の海岸は浸水するおそれのある区域
----------------------------	---	---

4 住民等の自主的な避難

(1) 自主避難の開始

住民等は、危険が切迫し、又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡するよう努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、避難行動要支援者の安全確保と避難の補助等を心がける。

(2) 市の支援措置

市は、住民が自主的避難を開始した場合は、直ちに職員を派遣し、避難行動の支援及び指定緊急避難場所開放等の措置を行う。

5 避難指示等の伝達方法

(1) 県に対する報告

避難指示等を市長が発令したときは、本部事務局危機管理班は発令者、発令理由、避難対象区、発令日時及び避難先を明らかにし、記録するとともに直ちに県に対し、その旨を報告する。

(2) 関係機関への連絡

市長が避難指示等を発令したとき、又は警察官等から指示を行った旨の通知を受けたときは、本部事務局危機管理班は次の要領により必要に応じて関係機関に対して連絡する。

ア 県の出先機関、警察官又は駐在所等に連絡し協力を得る。

イ 市内の避難場所として利用する学校、公共建物等の管理者に対して至急連絡し、協力を求める。

ウ 隣接市町村への連絡

地域市民が避難のため、隣接災害時応援市町村（以下「協定市町村」という。）内の施設を利用する場合、また避難の誘導経路によって、協力を求めなければならない場合、協定市町村に対して必要事項を連絡する。

(3) 伝達の方法

避難指示等を発令した市長は、直ちに次の方式により、伝達広報を行う。関係機関特に警察、消防機関、放送機関等に協力要請をとり、それぞれの実情に即した方法で地域住民、要配慮者利用施設の管理者等に周知徹底を図るよう定めておく。関係住民に対する避難指示等の伝達方法は、次のとおりとする。

ア 信号による伝達

警鐘及びサイレン等を利用する。

イ 放送による伝達

防災行政無線（個別受信機、防災ラジオを含む。）のほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）等の放送機関に対しては、Lアラート（災害情報共有システム）を介して指示を行った旨を通知し、住民に伝達する。

ウ 広報車等による伝達

市、警察署、消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回し、又は自治会長等を通じて住民に伝達する。

エ インターネット

緊急速報メール、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを使用し、迅速及び広範囲に情報伝達を行う。

オ 伝達員による戸別訪問

避難行動要支援者への避難指示等の発令にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する体制を整えておく。

カ 住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

キ 危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警報レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

6 地域ごとの指定避難所等及び避難方法

住民等は、各地区又は一集落の単位ごとに避難先、避難経路及び誘導責任者を決めておく、避難指示等が発令された場合に混乱しないよう避難できるように定めておく。

市は、平常時から、住民等が迅速に避難できるよう、指定避難所等及び避難経路等についての情報提供を行うとともに、避難誘導に当たっては、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(1) 避難誘導及び避難経路

ア 避難の誘導は、地域住民と自主防災組織が、警察官、消防機関の職員及び消防団員等の協力を得て行うものとし、市は、あらかじめ指定避難所等に誘導員を配置して住民等の誘導に努める。

イ 市は、指定緊急避難場所をあらかじめ周知しておくものとし、指定緊急避難場所への誘導看板等を設置するものとする。

ウ 市は、防災関係機関と連携し、積雪期における避難路の状況把握及びその確保に努める。

(2) 避難の順位及び移送の方法

ア 避難順位

避難させる場合は、要配慮者を優先的に避難させる。

イ 移送の方法

自力避難ができない場合又は避難中危険がある場合、あるいは病院の入院患者の場合、その他施設の高齢者及び子供の避難については、状況に応じ適切な方法で移送する。

7 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

区分	実施者	根拠法令
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき（基本法第63条）
	警察官・海上保安官	上記の者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（基本法第63条）
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う職員がその場にいない場合に限る。（基本法第63条）
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定（消防法第23条の2）
	消防職員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定（消防法第28条）
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（消防法第28条）
水災	水防団長・水防団員・消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定（水防法第21条）
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（水防法第21条）

(2) 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープで行い、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について周知を図る。

また、警察官、海上保安官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 避難所への受入れ

市長は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所を開設し、これらの者を受入れる。

8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報し、多様な手段、経路を通じて各種情報を提供するよう努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

市及び公共機関は、外国人及び旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて各種情報を提供するよう努める。

9 避難所の開設・運営

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、避難所で保護する。

(1) 避難所の開設

ア 市は、指定避難所を開設する必要があるときは、被災者の生活再建等を考慮し、居住地の近傍の小中学校、公共施設等を可能な限り当初から開設するよう努める。この場合、夜間、休日の指定避難所の開設は、鍵保管者が行う。また、一般スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

イ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ウ 市は、避難所を開設したときは、住民等に対し周知徹底を図るとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID等を適切に県及び酒田警察署、消防本部等に連絡する。あわせて、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

エ 災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事に要請し、所要の手続をとる。

オ 特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。また、避難所が不足する場合は、被災地以外の協定市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを要請する。

カ 施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の避難行動要支援者のために必要に応じて福祉避難所を開設し、避難所からの誘導を図る。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

キ 食物アレルギーを有する者への配慮

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に務める。

(2) 避難所の対応

ア 避難所連絡員の駐在

避難所を開設し、避難住民を受入れたときには、直ちに避難所ごとに職員を派遣して駐在させる。

イ 避難住民の把握及び本部との連絡

避難所連絡員は、避難住民の実態把握と保護にあたるものとし、自主防災組織と協力して避難所を管理運営し、常に市災害対策本部と情報連絡を行う。また、連絡のための通信手段を確保する。

ウ 避難者数の把握

市は、避難住民代表者と協力し、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所に食事のみ受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

エ 避難所運営への女性の参画促進

市は、指定避難所等の運営において、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、こども・若者の居場所の確保に努める。

オ 物資等の調達

市は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、早期調達が困難な状況も想定し、指定避難所ごとに必要最低限の備蓄に努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的な備蓄に努める。

(3) 避難所開設の報告及び記録

ア 県への報告

避難所を開設したときは、本部事務局危機管理班は、県に次の事項を報告する。

(ア) 避難所開設の日時、箇所数、場所及び施設名

(イ) 受入れ状況

イ 記録

各避難所連絡員は、指定避難所及び避難住民に関する記録を作成する。

(4) 避難所運営にあたっての留意事項

避難所運営にあたっては、次の点に留意するとともに、特に要配慮者について優先的に対応する。

ア 必要に応じ、指定避難場所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れする。

ウ 被災地において感染症発生、拡大がみられる場合は、防災担当部門と保険福祉部門が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

エ 避難者の栄養、健康等の対策

避難者の栄養確保及び年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品）

の確保に努める。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど避難所の実情を考慮する。

オ 避難所の衛生、給食及び給水管理

- (ア) 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- (イ) 炊き出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- (ウ) 必要に応じ、LPガス及びLPガス用燃焼器具を確保する。
- (エ) トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

カ 避難者のプライバシーの確保、メンタル相談等の対策

避難が長期化する場合は、生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初から避難者のプライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用、メンタル相談の対応について配慮する。

キ 男女のニーズの違いに配慮

男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等への配慮や子ども・若者の居場所確保に努めるものとする。特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力、DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ク 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いへの配慮

市は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるとともに、家庭動物の飼養に関する資材の調達に留意する。

ケ 避難所以外で生活している被災者への支援

市は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

コ 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

サ 車中泊避難者等への支援

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必

要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(5) 避難所運営に伴う各機関等への協力要請

避難所の運営に際し、市長は必要に応じて県に対し、日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、保健所、山形県栄養士会、NPO・ボランティア等の防災関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

(6) 自治的な運営組織の立ち上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この場合避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(7) 避難所における住民の心得

避難所における住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境の悪化防止に努め、次の点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得等について、住民に周知を図る。

- ア 自治組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯、入浴等の生活上のルールへの遵守
- ウ 要配慮者への配慮
- エ その他避難所の秩序維持に必要な事項

第11節 警備・保安及び交通規制計画

災害発生時において、住民等の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、市及び酒田警察署は関係機関と相互に連携し、次の災害警備活動を実施する。

1 主な実施機関

酒田市	土木課 整備課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田警察署 庄内総合支庁 陸上自衛隊 国土交通省酒田河川国道事務所 日本赤十字社

2 関係機関等との連携協調

災害に対処するため酒田警察署及び県警察本部は、市、県、消防機関、自衛隊と連携を密にし、救助活動、災害救助活動等を効果的に行う。

3 災害警備体制の確立

県警察は、県警察本部に災害警備本部を設置するとともに、酒田警察署に現地災害警備本部を設置し、災害警備活動を行う。

4 災害警備活動の実施

(1) 災害情報の収集と関係機関への伝達

災害関係情報、被害実態及び被害の拡大見通しなど災害応急対策活動を実施するために必要な情報の収集と関連機関への伝達

(2) 被害調査

状況に応じた被害調査班の編成による迅速的確な被害実態の把握

(3) 警戒区域の設定

- ア 市が警戒区域を設定する場合における酒田警察署からの助言と協力
- イ 警戒区域設定時の立入制限区域からの退去等に必要な措置

(4) 避難の措置

- ア 市長が行う避難指示に対する必要な助言と協力
- イ 危険緊迫時は全員を同時避難、段階的な避難誘導は災害弱者優先の避難措置の実施
- ウ 関係機関と連携した安全な避難措置の実施
- エ 緊急時における警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置と速やかな市長への通知
- オ 避難者の把握と行方不明者等の調査

(5) 避難先の警戒活動

- ア 指定避難所等への警戒員の配置、パトロールの強化
- イ 流言飛語防止等の広報活動の実施
- ウ 関係機関が行う救急・救護措置への支援

(6) 救助活動

- ア 災害初期における家屋の倒壊、がけ崩れ、増水等により危険に瀕している者の発見

を最重点とした救助活動の実施

イ 生命に危険が及ぶ被災者の優先救助

ウ 負傷者の応急手当と市、県、消防機関、日本赤十字社等の救護班への引継ぎ、又は病院への搬送

(7) 行方不明者の捜索及び死体検分

ア 行方不明者に関する情報収集と関係機関と協力した行方不明者の速やかな捜索活動の実施

イ 搬送・安置遺体の関係法令に基づく検視と迅速な身元確認

(8) 社会秩序の維持

現地災害警備本部は、被災者の不安を和らげるため、定期的に避難所等の巡回を行うほか、地域住民等の生活に必要な情報収集を行い、被災者に対する地域安全情報の提供及び相談所の開設等に努める。

また、災害に便乗した犯罪の取締り被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

5 交通対策

(1) 道路交通事情の把握

被災地及び周辺地域の交通実態の把握

(2) 交通規制の実施

ア 被災地での一般車両の交通規制又は被災地への一般車両の進入禁止措置

イ 災害対策基本法及び道路交通法等に基づく迅速、的確な現場交通規制の実施

(3) 緊急交通路の確保

ア 緊急道路の確保を最優先とした交通情報の収集

イ 規制対象車両運転者への指示

ウ 緊急交通路における路上放置車両等の排除

(4) 交通規制広報

ア 現場広報の実施

イ 交通管制センター、日本道路交通情報センター、道路情報板、看板、報道機関等による広報の実施

(5) 関係機関との協力

ア 市、道路管理者等との密接な連絡による適切な交通規制の実施

イ 必要に応じた山形県警備業協会に対する協力要請

第12節 救助・救急計画

市、県及び防災関係機関は、災害発生時、家屋の倒壊、火災等により同時に多発する負傷者に対し、迅速かつ的確な救助措置及び救急医療活動を行うため、救助救急体制を確立する。

市及び消防機関は、救助活動、救急搬送について、関係機関が有機的に連携して活動する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田市消防団 酒田警察署 県防災危機管理課 陸上自衛隊 酒田海上保安部

2 対象者

優先的に救助措置を行う対象者は、災害が直接の原因となって速やかに救助しなければ生命の安全を保証できないような危険な状況にある次の者とする。

- (1) 延焼中の建物、もしくは延焼の恐れのある場所から逃げ遅れた者
- (2) 災害時に倒壊家屋等の下敷きになった者
- (3) 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された者
- (4) なだれ、山崩れ等の下敷きになった者
- (5) 災害のために生死不明の状態にある者

3 救助活動

- (1) 酒田地区広域行政組合消防本部による必要な救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具その他必要な資機材を調達し、警察及び消防団その他防災関係機関の協力を得て迅速に救助にあたる。
- (2) 二次災害のおそれがある場合は、危険区域内の住民を避難させるとともに、十分な監視体制のもとで迅速な救助にあたる。
- (3) 救助活動は、救命処置を必要とする負傷者を優先して行い、その他の者は自主防災組織等に協力を求めて救助する。
- (4) 救助救急事案が火災現場付近に発生した場合は、火災現場に近い負傷者から救助する。
- (5) 市は、ヘリコプターによる救出ができるように、あらかじめヘリポートの指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的なヘリコプターの活用を図る。
- (6) 特に災害が甚大であり救助できないときは、関係法令及び各種協定に基づき、速やかに関係機関に応援要請を行う。
- (7) 海上保安部は、関係機関等と協力し、船艇や航空機等により速やかに捜索・救助を行う。また、市及び関係機関から、陸上における救助・救急活動等についての支援要請があったときは、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において支援するとともに、船舶による負傷者の搬送や医療活動場所の提供を行う。

4 行方不明者の捜索

- (1) 市は、警察、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。

確認は住民基本台帳等と照合したうえで行う。

- (2) 行方不明者の捜索は、災害の規模等を勘案して、警察、消防団、自衛隊等及び地域住民の協力を得て実施する。
- (3) 海上保安部は、船舶の海難や要救助者が発生したときは、巡視船艇、航空機により捜索を行う。行方不明者が多数の場合は、必要に応じて市災害対策本部（本部が未設置のときは市危機管理課）と他の防災関係機関の勢力との合同捜索の実施を調整する。

5 住民等による応急手当

市は地震発生時予想される多数の負傷者に対し、初動対応が重要であることから、救急活動と平行して、積極的に住民等による応急手当を実施するよう求める。

6 負傷者の搬送体制の確立

- (1) 市で設置した救護所から医療機関への負傷者の搬送は酒田地区広域行政組合消防本部の救急隊で行うが、必要に応じ市職員又はボランティア等からなる臨時搬送班を設置する。車両については、市有自動車及び社会福祉施設所有の障がい者搬送用車両等の借り上げにより対応するほか、県等に対して消防防災ヘリコプター等の派遣を要請する。
- (2) 酒田地区広域行政組合消防本部は、医療機関の受入れ体制等について随時把握し、迅速かつ的確に搬送先医療機関を確保するとともに、速やかに必要な情報を医療機関に提供する。
- (3) 負傷者搬送は、負傷者の容態を考慮して、無理のない走行に努める。
- (4) 市は、警察と協議のうえ、安全な交通路を確保する。

7 広域的医療救護活動の要請

市は、被害が甚大で、市の医療活動のみで対処できないときは、県及び日本赤十字社等に対し、救護班の派遣、救護所の設置、医薬品、医療器具及び衛生材料の手配を要請する。県は、国（厚生労働省）へ広域搬送体制の確保等を要請する。

第13節 消火活動計画

災害により発生した火災に対し、住民の初期消火活動による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な火災防ぎょ活動について定める。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田市消防団 県防災危機管理課 酒田海上保安部 自主防災組織

2 火災対策

(1) 地域住民・自主防災組織の対策

ア 家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

(ア) 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

(イ) ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

イ 地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、耐震性貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

(2) 消防団の対策

消防団は、地域に密着した防災機関として、酒田地区広域行政組合消防本部等と緊密な連携のもとに次のような火災防ぎょ活動等に努める。

ア 消防団の参集等

参集の必要がある災害を覚知した場合は速やかに所属消防団へ参集するとともに消防資機材等の安全確保を図る。

イ 住民への初期消火の広報等

拡声器、メガホン、サイレン等による住民への出火防止、初期消火の広報を行う。

ウ 情報の収集、伝達

現地火災情報等の消防機関への伝達を行う。

エ 消火活動

地域住民、自主防災組織の協力の下での迅速効果的な初期消火活動を行う。

(3) 酒田地区広域行政組合消防本部の対策

酒田地区広域行政組合消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、全消防力をあげて消火活動に努める。

ア 火災情報の収集

火災情報の収集は119番を中心に行うが、通信回線が途絶した場合は次の方法により、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握する。

(7) 消防職員の参集途上の情報収集

(イ) 消防隊による情報収集

(ウ) 消防団、自主防災組織による情報収集

イ 緊急交通路の確保

(7) 酒田地区広域行政組合消防本部は、警察署及び道路管理者の情報を基に火災現場までの通行路確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路警戒を要請する。

(イ) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令を行う。

(ウ) 路線上の積雪量が消防活動に支障があると認めるときは、市長及び関係機関に対し除雪等を要請する。

ウ 火災防ぎょ活動

(7) 火災がある程度の消防力の強化によって鎮圧可能な地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を実施する。

(イ) 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。また、火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、人命の検索及び残留者の避難誘導を行う。

(ウ) 火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難所の安全を確保するための消防活動を行う。

(エ) 避難者受入れ施設、救助物資の集積場所、救難所、災害対策実施上の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び情報機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。

(オ) 断水による消火栓の使用不能が予測されることから、河川等の自然水利及びプール、耐震性貯水槽を活用し、火災の鎮圧及び延焼拡大の阻止にあたる。

エ 水利の確保

消防機関は、利用可能な消防水源を明記した水利マップ等により、積雪期等を含め、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の特定及び確保に努める。

※水利マップ等で把握する水利：河川、池、農業用水、プール水、消火栓、防火水槽、防火用井戸等

(4) 酒田海上保安部の対策

船舶又は流出油等の火災については、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」等に基づき、酒田海上保安部と沿岸を所轄する消防機関が次により協力して消火活動を行う。

ア 火災の相互通報

酒田海上保安部又は消防機関は、船舶等の火災を知った場合は、直ちにその旨を相互に通報する。

イ 消火活動の分担

埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに河川における船舶等の火災に係る消火活動は、主として消防機関が担任し、酒田海上保安部はこれに協力する。これ以外の船舶等の火災については酒田海上保安部が担任し、消防機関がこれに協力する。

3 県の対策

大規模な災害が発生した場合、自ら又は消防本部等の出動要請により、消防防災ヘリコプターの緊急出動を行い、調査活動又は現地消防本部の指揮下において救助活動を行う。

4 広域応援

(1) 県内応援要請

市長は、自らの消防力で対応が困難な場合は、山形県広域消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて市町村長に応援を要請する。

(2) 他都道府県に対する応援要請

市長は、山形県広域消防相互応援協定に基づく応援をもって対処できないときは、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、知事に対して次の事項を明らかにして電話等により他都道府県に対する応援要請を行う。（事後に速やかに文書を提出する。）

ア 火災状況、応援要請理由、応援の必要期間

イ 応援要請消防隊の種別と人員

ウ 進入路及び集結場所

(3) 応援受入体制

市長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

第14節 医療救護計画

市、県、医療機関及び医療関係団体は密接な連携を図り、災害状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

1 主な実施機関

酒田市	地域福祉課 健康課 高齢者支援課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田地区医師会十全堂 酒田地区歯科医師会 酒田地区薬剤師会 日本海総合病院 酒田医療センター 日本赤十字社 酒田市社会福祉協議会

2 災害状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は発災直後に被災地域内の医療機関等から、次の事項について情報収集を行う。

- (1) 医療機関の施設・設備の被害状況
- (2) 負傷者等の状況
- (3) 診療（施設）機能の稼働状況
（人工透析実施の医療機関にあつては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
- (4) 医療従事者の確保状況
- (5) 医療救護所の設置状況
- (6) 医療救護所及び医療機関への交通状況
- (7) 医療資器材の需要状況

3 医療救護施設の設置

災害発生時においては同時に多数の負傷者が発生することが予想されることから、市は被災状況に応じて医療救護所予定施設に医療救護所を設置する。（資料編3-7 医療救護所設置施設一覧表参照）

医療救護所に必要な医療従事者については、市の協定等に基づき確保するほか、必要に応じ県に対して医療救護班の派遣要請を行うものとする。

担当は、健康福祉部健康班とする。

4 医療救護活動

市は、地域住民の生命、健康を守るため医師会等の協力を得て医師等の確保、医療救護班の編成、医療機関等による医療救護活動を行う。

- (1) 市は、設置した医療救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。
 - ア 初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）
 - イ 病院への受入れ連絡

- ウ 医療救護活動の記録
- エ 死亡の確認
- オ 医療救護所の患者受入れ状況等の活動状況

(2) 傷病者の搬送

- ア 傷病者の医療機関への搬送は、市が酒田地区広域行政組合消防本部に要請する。
- イ 医療救護所から医療機関へ搬送する場合で市が対処できない場合は、県、関係機関に応援を要請する。
- ウ 緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプターにより行う。

(3) 医療資機材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資機材等の調達を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

(4) 救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、市は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

5 関係機関への応援要請

市は、市内の体制だけでは医療救護活動が困難なときは、県又は他市町村等へ支援を要請する。

6 医療関係ボランティアの活動

市及び県は、社会福祉協議会及び県災害救援ボランティアと連携し医療関係ボランティアの正確な把握を行い、医療救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

7 医療機関の災害時の対応

災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定している病院等防災マニュアルに基づき直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

第15節 遺体対策計画

大規模な災害では、建造物の倒壊、火災等により、多数の死亡者が発生する可能性があることから、市、県及びその他の関係機関は、相互に連携して遺体の搜索、処理及び埋葬を各段階において遅滞なく実施する。

1 主な実施機関

酒田市	環境衛生課 地域福祉課 高齢者支援課 スポーツ振興課
関係機関	酒田警察署 酒田海上保安部 陸上自衛隊 酒田市消防団

2 遺体等の搜索

遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）を搜索する各防災関係機関の業務は次によるものとする。

(1) 市

- ア 市は、酒田警察署、酒田海上保安部及び自衛隊等関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに搬送・安置する。
- イ 県に対して搜索の対象人員及び搜索地域等の状況報告を行うとともに、必要により自衛隊に派遣要請を行うよう依頼する。

(2) 県

被災状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に派遣要請を行う。

(3) 酒田警察署、自衛隊等関係機関

- ア 遺体等の搜索を市と協力して行う。
- イ 酒田警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。

3 遺体の搬送・安置

遺体は車両及びヘリコプター等により搬送し、一定の場所に安置するまでの各防災関係機関の一連の事務は、次によるものとする。

(1) 市

- ア 遺体の身元認識のため及び死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、遺体安置所を確保・設置し、県及び県警察と連携の上、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。
- イ 搬送車両は、葬祭業者及び山形県トラック協会庄内支部に手配を要請し、不足を生じたときは、県に要請する。
- ウ 棺、ドライアイス等は、葬祭業者に手配を要請し、不足を生じたときは、県に要請する。

(2) 酒田警察署等関係機関

市と協力し、遺体の搬送を行う。

4 遺体の検視及び処置等

遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災関係機関の業務は、次によるものとする。

(1) 市

- ア 日本赤十字社山形県支部及び山形県医師会の協力を得て、遺体の検案を実施する。
- イ 酒田警察署及び関係機関に連絡し、身元の確認を行う。

(2) 県

市の応援要請に基づき、遺体の検案及び処置について協定に基づき、日本赤十字社山形県支部及び山形県医師会に要請を行う。

(3) 酒田警察署及び酒田海上保安部

- ア 搬送・安置された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。
- イ 身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、関係機関と協力して速やかに身元確認に努める。

(4) 山形県医師会

- ア 死因その他の医学検査を行う。
- イ 検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

5 遺体の埋葬

遺体を安置場所から搬送し、火葬するまでの一連の業務は次によるものとする。なお、遺体は原則として霊きゅう車により搬送し、火葬する。

(1) 市

- ア 霊きゅう車が不足する場合は、山形県トラック協会に手配するよう県に要請する。
- イ 棺等葬祭用品が不足する場合は、「災害時における棺等葬祭用品の確保に関する協定」に基づき、山形県葬祭業協同組合に手配を要請する。
- ウ 死亡者が多数のため、通常の手続きに従っては遺体の腐敗等により公衆衛生上危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可証の発行について特例措置を行うよう県を通じて厚生労働省と協議する。

(2) 火葬場

市は、災害時の火葬体制を確立しておくとともに、施設の被災状況等を速やかに災害対策本部に報告する。

6 身元不明遺体

市及び関係機関の身元不明遺体の取扱については、次によるものとする。

- (1) 身元不明の遺体については、市が酒田警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたる。
- (2) 酒田警察署は、一連の検視活動を通じ身元確認に努める。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取り扱う。

7 広域応援体制

市及び県は、災害の規模が大きく独自で対応が困難な場合は、速やかに広域的な応援を要請して体制を確保する。

(1) 市

市は、自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村

又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

(2) 県

市から応援要請を受け必要と認める場合、県内市町村又は近隣県に対して応援要請を行う。

第16節 輸送計画

救助・救急・医療・消火活動の迅速な展開の支援及び被災者に対する水・食糧・生活物資の供給等をその目的として、限られた交通資源を効率的に活かした緊急輸送を行うため、被害の状況、交通の確保状況を把握し、緊急性及び重要度の優先順位を見極めた迅速で的確な緊急輸送を実施する。

1 主な実施機関

酒田市	総務課 土木課 整備課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田警察署 庄内総合支庁 国土交通省酒田河川国道事務所 酒田海上保安部

2 交通関係情報の収集・伝達

酒田警察署及び道路管理者は、被災地等の道路情報を収集し、応急対策業務に携わる各機関に伝達する。

- (1) 被災地の被災状況
- (2) 交通の確保、交通規制の実施に関する情報
- (3) 渋滞の状況

3 緊急交通路等の確保

(1) 交通規制の実施

酒田警察署及び道路管理者は、直ちに緊急交通路の確保のため、次の措置を行う。

- ア 被災地内での交通規制
- イ 被災地内への車両の乗り入れ規制
- ウ 広域圏での交通規制
- エ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

(2) 緊急交通路等の確保

道路管理者は、警察・消防機関・自衛隊の協力のもと、他の復旧作業に優先して緊急交通路を確保する。

- ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- イ 通行の障害となる車両の移動
- ウ 仮設橋の架橋

(3) 輸送路及び輸送手段の決定

輸送を行おうとする関係機関は、道路の被災情報等に基づき輸送経路及び緊急輸送手段を決定し、必要に応じて酒田警察署及び道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

(4) 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

ア 県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

- イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- ウ 国又は県は、道路管理者である県又は市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両等の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

4 輸送の緊急度の優先順位

災害時における緊急輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 輸送計画にあたっての最優先事項

- ア 人命の救助・安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被災地以外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- (エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

5 輸送拠点の指定及び確保

(1) 輸送拠点の確保

市は、緊急輸送及び物資等の集配配送拠点となる候補施設を事前に指定し、有機的に連携し応急対策を行うとともに、災害の規模、状況に応じ輸送拠点を確保する。（資料編3-8 地域内輸送拠点候補施設一覧参照）

(2) 輸送拠点の機能

輸送拠点における業務は、多くの人員を必要とすることから、ボランティア等を積

極的に活用し、次の業務を行う。

- ア 緊急物資の集積・分類
- イ 配送先別の仕分け
- ウ 小型車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

(3) 車両の確保

市は、災害時に必要な車両は市有車両をもって充てるものとし、不足をきたす場合が生じたときは、県又は他の市町村に対し次の事項を明示して車両のあっせんを依頼する。

- ア 輸送区間及び借り上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集積場所及び日時
- オ その他必要事項

6 自動車による緊急輸送に必要な手続き

基本法第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両は通行禁止又は通行を制限されるため、基本法施行令第33条の規定に基づき次により緊急通行車両の確認を受ける。

(1) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申し出により、県知事又は県公安委員会が、庄内総合支庁、県警察本部交通規制課、酒田警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届けておく制度があるため、各機関はあらかじめ酒田警察署に対し手続を行う。

- ア 緊急通行車両の申し出は、酒田警察署等に事前に届け出るか又はその都度行う。
- イ 確認は、酒田警察署等が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は緊急通行車両等事前届済証が交付されるので、出勤時に酒田警察署又は交通検問所において標章及び証明書と引き換える。緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を備え付ける。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の業務に従事する車両とする。

7 初動期における緊急空輸の実施

大規模な災害が発生した場合は、被害の中心的な地域の道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、これらの地域への緊急輸送には最初からヘリコプターを集中的に投入し、緊急道路の啓開まで緊急輸送需要を空路でまかなうものとする。

市は、救助活動、負傷者の搬送、物資の輸送等の緊急輸送が必要な場合は、直ちに県に対して出動要請を行うものとして、臨時ヘリポートを早期に確保し、受入れ体制を整える。

第17節 道路及び橋りょう応急計画

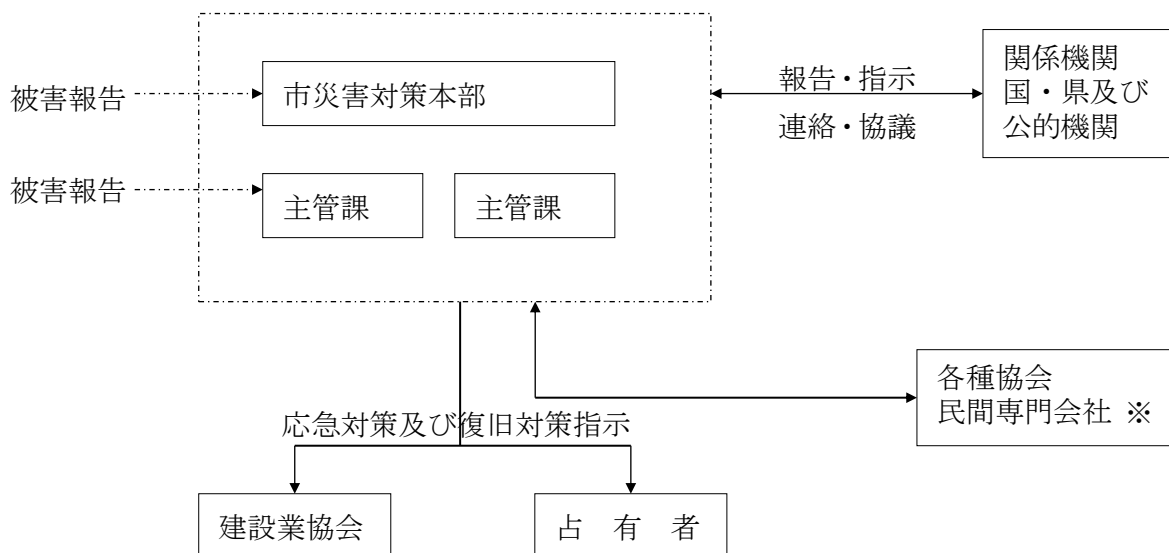
各種の応急対策活動を支えるとともに、ライフライン施設の早期復旧等、都市機能の回復のため、被害状況の把握や応急復旧工事を的確に行い、道路機能の確保を図る。

1 主な実施機関

酒田市	土木課 整備課 農林水産課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田警察署 国土交通省酒田河川国道事務所 庄内総合支庁 県建設業協会酒田支部

2 道路及び橋りょう応急フロー図

応急対策は、災害後の二次災害の発生防止と民生の安定を図ることを目的とし、早期の段階において危険箇所の応急対策並びに復旧対策を行う。



※各種協会とは、建設コンサルタント協会・地質業協会・測量業協会等
民間専門会社とは、潜水工事調査会社及びヘリコプター運行会社

3 道路及び橋りょう対応策

道路管理者は、緊急輸送ネットワーク指定路線の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、その管理する道路の確保及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

担当は、建設部土木班とする。

(1) 被災状況の把握及び施設点検

災害が発生した場合は、橋りょう・トンネル等の主要な構造物、異常気象における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を実施する。

また、消防防災ヘリコプター等の活用により被害状況を迅速に把握するとともに、協定業者等からの道路情報を収集する。

(2) 緊急措置及び緊急交通路の確保

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において関係機関との連携を図り、必要に応じて交通規制等の緊急措置を行う。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ 道路上の障害物除去

(ア) 道路関係機関との調整を図り、路上障害物の除去や簡易な応急作業により交通路の確保を行う。

(イ) 道路上の障害物除去は、可能な限り迅速に行い、広幅員道路においては原則として2車線を確保する。

被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き徐行誘導等を実施する。

(ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊派遣部隊等は、状況に応じ協力して必要な措置を行う。

ウ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路上の障害物除去等にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携し、協力・支援を行う。

(3) 応急復旧

ア 応急復旧工事は、道路が確保された後に、施設の重要度・被害状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施する。

イ 道路管理者は建設業協会との間の応援協定に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

(4) 防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(5) 交通規制

災害発生と同時に酒田警察署と協力して交通規制を実施し、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、通行者に対し情報等を提供する。

(6) 占有施設

上下水道施設、電気、ガス、電話等道路占有施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報する。緊急時には現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置を行い、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

4 基幹農道・主要林道及び橋りょう応急対策計画

特に集落との連絡農道・林道について、その交通を確保するため、被害状況、障害物の状況等を調査し、緊急度に応じて応急復旧作業及び障害物の除去等について、迅速な措置を行う。

また、通行が危険な道路については、県、警察機関に通報するとともに通行禁止の措置を行う。

担当は、農林水産部農林水産班とする。

5 交通安全施設応急対策計画

酒田警察署（県警察本部）は、次の措置を行う。

(1) 信号機等の緊急措置

災害により信号機等交通安全施設の破損、故障が生じた場合、迅速に対処し、酒田地域内及び関連道路の交通の安全と緊急交通車両等の通行の円滑化を図る。

(2) 交差点における交通の整理

被災地域内及び関連道路の主要交差点には、交通整理員を配置するほか、非常用電源付加装置を設置し、交通の安全と円滑化を図る。

(3) 交通情報提供装置による情報提供

一般運転手に対し、交通管制センターの交通情報板による情報提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を防止する。

6 住民等に対する広報

広報活動の内容は、概ね次の事項について行う。

- (1) 所管施設の全般的な状況（被害及び施設の機能状況）
- (2) 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるのに必要な事項
- (3) 緊急交通路の状況、緊急交通路の見通し等に関する事項
- (4) その他本部の活動に関して広報を行う必要がある事項

上記内容の広報活動は、広報車及びチラシ掲示板等により広報するとともに、ラジオ、テレビ等放送、新聞及びインターネット等により周知を図る。

また、コミュニティFM放送に積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

7 積雪期の対応

(1) 被災状況の把握及び施設点検

施設の被災状況が通常の場合と比較して、積雪や凍結で十分に点検できないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮し、効率的な現場点検を行い、速やかに被災状況を報告する。

(2) 緊急措置及び応急措置

積雪期においては、雪崩の発生及びそれによる河川のせき止めと、その後の決壊による下流への被害など特有の被害が想定されるため、被災状況、気象情報等を十分に把握し、迅速な緊急措置及び応急復旧活動を実施する。

第18節 鉄道施設応急計画

東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社は、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速に応急復旧の体制がとれるような計画を樹立する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	東日本旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)

2 災害対策体制等の確立

東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社は、それぞれの事業規模において、災害時に対応する体制、対策マニュアル等を作成するとともに、次のような対策を実施する。

(1) 体制の確立

災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。また、東日本旅客鉄道株式会社については、災害の規模に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 情報の伝達

市の災害対策本部、防災関係機関との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために、あらかじめ決めた箇所に次の通信設備を整備する。

- ア 緊急連絡用電話
- イ 指令専用電話
- ウ FAX
- エ 自動車電話
- オ 列車無線
- カ 携帯無線機

(3) 防災上必要な教育、訓練

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等

(4) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に広報する。

- (ア) 災害規模
- (イ) 災害範囲
- (ウ) 被害状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通見込み等

イ 輸送指令からの指示、情報及び列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗車客に案内し、動揺及び混乱防止に努める。

(ア) 停車時点と理由

(イ) 災害規模

(ウ) 被害状況

(エ) 運転再開の見込み

(オ) 避難の有無・方法等

(5) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、可能な限り負傷者の手当て、乗客を安全な場所に移動させて適切な処置を講ずる。

ウ 災害等による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は可能な限り協力して速やかに救出、救護処理を行い、被害の概要、死傷者数及び救難班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、県、酒田警察署、酒田地区広域行政組合消防本部等に協力を依頼する。

3 応急復旧対策

鉄道事業者は、災害の復旧にあたっては、応急工事を実施して早期に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

4 住民等に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道関係機関の協力を得て、ラジオ、テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、コミュニティFM放送に積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

5 市への報告

鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を可能な限り、速やかに市災害対策本部へ報告する。

第19節 河川砂防施設等災害応急計画

被災した河川・海岸施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、災害応急対策及び復旧対策を整備し、関係機関が相互に連携しながら迅速な対応を図る。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 土木課 整備課
関係機関	庄内総合支庁 国土交通省酒田河川国道事務所

2 応急対策

応急対策は、災害直後の対策として各所管施設の必要とする機能の確保を目的とし、二次災害の防止等の観点から実施するものとする。

(1) 点検

災害が発生した場合、各施設管理者は被害の実態を把握して応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設等の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

また、積雪期における連携についても事前に協議しておく。

(2) 応急対策

点検において異常や被災が確認された施設については、二次災害の防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関及び建設業協会等と密接な連携をもとに人的被害を拡大させないよう各施設管理者は、次に掲げる施設別に適切な措置を行う。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、揚排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮して応急措置を行う。

(イ) 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

(ロ) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域については、原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するための立入り禁止等の必要な措置を行う。

(ハ) 危険物、油流出等事故対策

災害により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的災害を防止するため下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

イ 急傾斜地崩壊防止施設

(ア) 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

災害により急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じたり、そのおそれが生じた場合

には、危険な箇所が存在する人家、集落及び道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(イ) 警戒避難の助言

災害により急傾斜崩壊防止施設等に被害が生じ被害が拡大するおそれがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、避難の指示を行う。

(ロ) 被災地域の巡視等危険防止のための巡視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

ウ 砂防施設

(ア) 砂防施設下流の人家、集落及び関係機関への連絡、通報

砂防施設が被害を受けた場合は、災害後の降雨による出水での土砂が生じやすくなるため、その被害程度を砂防施設下流の人家、集落及び関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

(イ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合には、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、地元住民を通じて河川の濁りの変化や水量の変化等に注意を払い、二次災害に対する危険防止のための監視を行う。

エ 海岸保全施設

(ア) 人的被害防止対策の実施

被災箇所については、波浪等の影響により施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため立入禁止措置を講じる。

(イ) 被災箇所の監視

被災した箇所やその兆候が見られる場合は、パトロールを行い時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 応急復旧工事

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

3 住民等に対する広報

被災地に浸水又は浸水のおそれがある場合や人家、集落及び道路等に直接被害を与え危険な状況が発生させるおそれが生じたとき、災害等により河川水質に異常事態が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、市は速やかにその情報を関係機関に通報するとともに、必要に応じてコミュニティFM放送、報道機関等を通じて市民への周知を図る。

第20節 農林水産業施設応急計画

市は、災害による農業生産基盤の被災、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、林道・治山施設の被災について、関係団体等との緊密な連携のもとに被害状況の把握及びその応急対策に努める。

1 主な実施機関

酒田市	農政課 農林水産課
関係機関	庄内総合支庁 土地改良区 農業協同組合 北庄内森林組合 山形県漁業協同組合

2 農業生産基盤施設の応急対策

(1) 被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地、農業用施設の被害状況を把握し、県及び関係機関に報告する。

担当は、農林水産部農林水産班とする。

(2) 応急対策

ア 市は、農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施するとともに、関係農業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 市及び関係農業団体等は、農地、農業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ア) 施設被害拡大防止のための応急措置

(イ) 出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合、揚配水ポンプによる当該地域の配水対策

(ウ) 農地等の地滑り又は亀裂が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止

(エ) 農地等の地滑り、ため池堤の損壊等により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防関係等の協力を得て迅速、的確な住民避難及び交通規制等

3 農作物及び農業用施設

(1) 被害状況の把握

市は、関係農業団体等と連携のうえ、農作物、農業用施設の被害状況を把握するとともに、県に報告する。

担当は、農林水産部農政班とする。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、農業用施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、関係農業団体等及び農家に対し、土砂崩れ等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止や農業用燃料の漏出防止等について指導又は指示を行う。

(3) 応急対策

ア 市は、県及び関係の団体等と相互に連携し、農作物、農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じるとともに関係者を指導する。

- (ア) 農作物の病虫害発生予防のための措置
- (イ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- (ウ) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- (エ) 農作物の育成段階に対応する生産管理技術指導

イ 市は、農業用施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用農業資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

4 家畜及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

市は、関係農業団体等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、県及び関係機関に報告する。

担当は、農林水産部農政班とする。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、関係農業団体等及び農家に対し、土砂崩れ等による畜舎の二次倒壊防止や生存家畜の速やかな救助及び家畜の逃亡防止、逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止等について指導又は指示を行う。

(3) 応急対策

市及び県は、関係農業団体等との連携、協力のもとに、家畜被害に対する次の応急措置を行うとともに、関係者に要請等を行う。

ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

- (ア) 家畜死体の受入れ体制
- (イ) 家畜死体の埋葬許可
- (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
- (エ) 家畜廃用認定（山形県農業共済組合）
- (オ) 家畜緊急輸送車両（山形県家畜商業共同組合）

イ 家畜感染症の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等

- (ア) 家畜飼養農家に対する指導
- (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
- (ウ) 家畜感染症予防接種体制の確保

ウ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給

エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給

5 林道・治山施設

(1) 被害状況の把握

市は、関係林業団体等と相互に連携し、林道及び治山施設の被害状況を把握するとともに、県及び関係機関に報告する。

担当は、農林水産部農林水産班とする。

(2) 応急対策

ア 市は、林道及び治山施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施するとともに、関係林業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 市及び関係林業団体等は、林道及び治山施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ア) 山腹崩壊、地滑り、治山施設等の被害により人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防機関等の協力を得て迅速、的確な住民避難及び交通規制等の措置

(イ) 地滑り又は亀裂等が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止

(ウ) 倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、住民の協力を得て速やかな除去

(エ) 林道の通行に危険があると認めたときは、通行止め等の措置

ウ 市は、県（農林水産部）から災害査定前着工の指示があった施設の速やかな復旧工事を実施する。

エ 市は、応急対策実施後も被災地の巡回パトロールを実施し、現地を的確に把握するとともに、必要に応じて関係林業団体等に対し危険防止等の指導を行う。

6 水産関係施設等

(1) 被害状況の把握

県及び関係団体を通して、県が管理する漁港（勝浦、中村、法木の各漁港）及び酒田港に係留されている漁船等の水産漁業関係施設に関する被害状況の把握、情報の収集に努める。

担当は、農林水産部農林水産班とする。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

漁業協同組合等及び漁家に対し、次の指導又は指示を行うとともに、必要な場合は、県、海上保安部、警察及び消防機関と連携し、必要な措置を行う。

ア 船舶の座礁等により油の流出が生じた場合の油拡散防止措置、油回収及び無害化措置並びに関係機関への協力要請

イ 流失した船舶、養殖施設等の早期回収措置並びに関係機関への協力要請

ウ 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置

エ 洪水等により流出した流木等漂流物の早期回収措置

(3) 応急対策

市及び県は、漁業協同組合等と連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するとともに、関係機関に対して協力を要請する。

ア 水質の悪化、水温の急激な低下等が想定される場合の取水方法の改善又は養殖水産物の移送

イ 生育に影響を与えると考えられる場合の養殖物等に付着した泥の除去

ウ 土砂又は流木により機能の低下した河川工作物に設置した魚道の機能回復措置

エ 応急対策用資機材の円滑な供給

第21節 電力施設応急計画

東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センター及び関連事業所は、災害時における電力供給ラインを確保するとともに、電気災害から地域住民の安全を守るため、被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	東北電力ネットワーク(株)酒田電力センター

2 復旧活動体制の組織

(1) 災害時の組織体制

災害が発生したときは、東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センター及び関連事業所は、防災体制に入ること発令し非常対策組織を設置するとともに、その下に設備、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

<防災体制表>

区分	非常事態の状態
警戒体制	災害の発生に備えて、連絡体制をとるべきと判断される場合
第1非常体制 (連絡室)	災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、又は災害が発生し必要と認めた場合
第2非常体制 (対策本部)	大規模な災害が発生し、日常業務体制での復旧が困難な場合

(2) 動員体制 (応急復旧要員の確保)

対策本部(連絡室)の長は、防災体制発令後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集及び交通、通信機関の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出勤方法等について検討し適切な活動組織を編成する。

また、被害が甚大で当該店所のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部(連絡室)は、防災体制に入ること発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を開設する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、設備(発電所、変電所、送電線、配電線等)ごとに被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約して関係機関へ報告する。

3 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 対策本部（連絡室）班長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は早急に確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車輛、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、県又は市災害対策本部に依頼して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市災害対策本部、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して送電を行う。

4 復旧計画

復旧計画にあたっては病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には市、県、国の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

5 利用者への広報

電力供給機関は、停電による社会不安の除去と感電事故及び漏電等による事故、火災を防止するため、市民に対し、二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ等放送、新聞及びインターネット等によりラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧の見通し、感電防止等について周知を図る。

また、コミュニティFM放送に積極的に情報を提供し広報活動の協力を得る。

6 広域応援体制

復旧活動にあたり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関係工事会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第2.2節 ガス供給施設応急計画

災害発生後速やかにガス施設への影響等の調査を行い、二次災害のおそれがある地域についてはガスの供給を停止する。

停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を行うことを基本とする。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田天然ガス(株) 庄内町 ガス事業者

2 都市ガス等供給施設における災害応急対策

(1) 緊急措置

ア 災害対策本部の設置

酒田天然ガス株式会社は、災害によりガス工作物に甚大な被害の発生又はおそれのある場合、被害状況把握、応急復旧措置及びその他保安措置を円滑、適切に行うため、災害対策本部を設置する。

イ 被害状況の把握

災害情報と防災ガス施設情報を早急に収集し、速やかに次の施設の被害調査、巡視点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。

(ア) 製造所の施設

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装設備及び電気・水道設備等について目視又は計測器、ガス漏洩検知器等による調査、点検を行う。

(イ) 導管施設

重要な導管、架管部、整圧器等を車両又は徒歩により巡回し、目視、臭気又はガス検知器等による調査、点検を行う。

ウ 供給停止

調査の結果、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。

(2) 復旧対策

ア 製造所施設の復旧

(ア) 受入設備、ガスホルダーなどを巡視点検し、設備からのガス漏洩、沈下、変形等の異常の有無を調査し、損傷部分の修理を行う。

(イ) 漏出ガスに起因する二次災害を防止するため、ガスホルダーの受入・送出バルブを閉止する。

イ 導管施設の復旧

あらかじめ定めてある復旧計画書にそって、被害の比較的少ない地区から次の手順で復旧を行う。

(ア) 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓、メーターガス栓の閉栓を行う。

- (イ) 高中圧導管に試験ガスを流し漏洩試験を行う。漏洩がある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。
- (ロ) ブロック内低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏洩調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため広報車によるPRの徹底、更に安全を確保するため作業員の巡回を実施する。
- (エ) ブロック内低圧導管網が復旧したら、エアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。
- (オ) 需要家への供給を再開するに当たっては、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し開栓を実施する。

ウ 代替燃料の確保

ガス施設復旧までの間、必要に応じて移動式ガス発生設備、カセットコンロ等の代替燃料により供給する。

(3) 広域応援体制

災害発生に伴い応援の必要が生じた場合は、日本ガス協会の定める「非常事態における応援要領」によって応援要請を行う。

(4) 利用者への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報を実施する。

ア 広報の内容

(ア) ガス供給停止地区

- a 復旧の見通しとスケジュール
- b 復旧作業への協力依頼

(イ) ガス供給継続地区

- a ガス臭気、漏洩等異常時にはガス会社へ通報
- b ガスの安全使用周知

イ 広報の方法

- (ア) コミュニティFM放送、報道機関への協力依頼
- (イ) 広報車による巡回
- (ロ) ホームページなどインターネットを活用した広報
- (エ) 戸別訪問によるチラシ配布
- (オ) 諸官公署への協力要請

3 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

(1) 被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者及び液化石油ガス認定保安機関は、関係施設を巡回し、調査・点検を行い、被害状況を把握するとともに、(一社)山形県LPガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会(以下「関係協会」という。)に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、消防機関、酒田警察署及び庄内総合支庁へ直ちに通報し、必要に応じて付近の住民に避難するように警告する。

(2) 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、市、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流失等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

(4) 応援要請

事業者は、自らによっては応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請する。

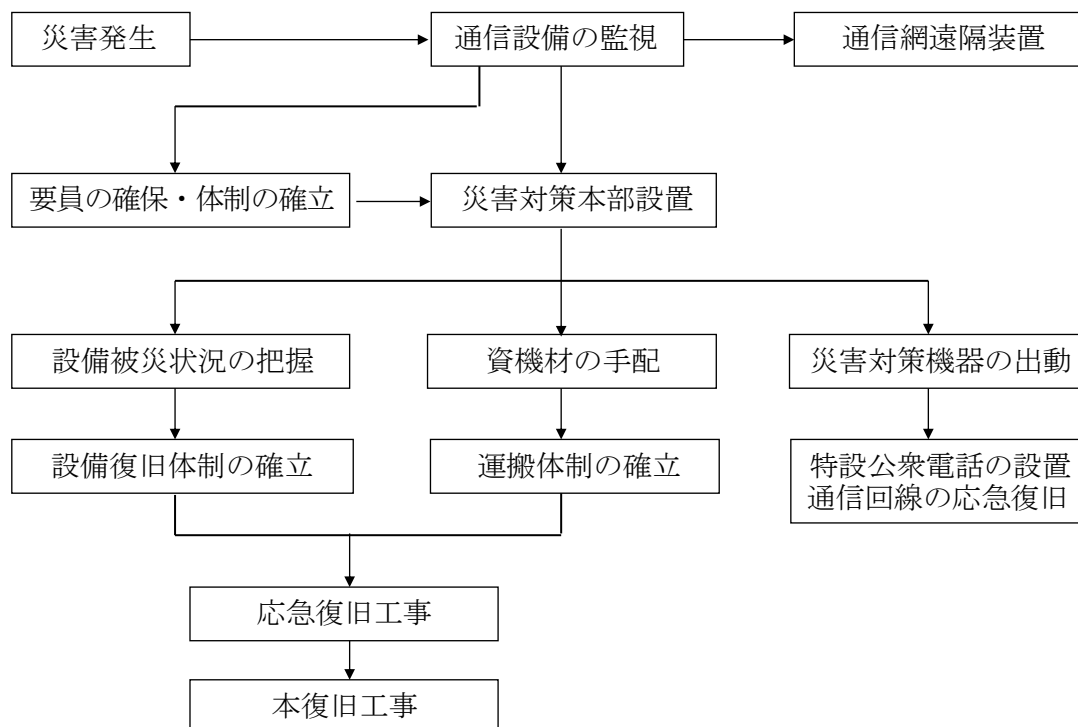
第23節 電気通信施設応急計画

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	NTT東日本(株)宮城事業部山形支店 電気通信事業者

2 電気通信施設応急対策フロー図



3 応急対策計画

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

市内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による規制、トーキー挿入措置を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたる。

(3) 設備復旧の体制

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ 関連会社等による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被災状況の把握

被害状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により、情報を迅速に収集する。

(5) 災害対策用機器等の出動

重要回線の救済及び特設公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車の出動により対応する。

ア 孤立防止用無線機及び災害復旧用無線電話機

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧ケーブル

オ ポータブル衛星局及び衛星車載局

カ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、関連会社等から調達を行い、運搬方法についても必要に応じヘリコプターで空輸する。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急資器材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を盛り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事及び設備等がすべて滅失した場合に、復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合又は利用の制限を行った場合、次に掲げる事項について、掲示や広報車等により地域の利用者へ広報するとともに、更に報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ・コミュニティFM放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたって広報活動を行う。

(1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等

(2) 通信の途絶又は利用制限をした理由

(3) 通信の途絶又は利用制限の状況

(4) 利用者に対して協力を要請する事項

(5) その他必要な事項

6 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、電気通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、連携して迅速な災害復旧を図る。

第24節 下水道等施設応急計画

市は、下水道等施設の応急対策を迅速に実施するため、災害時の組織体制の確立を図り、浸水被害等の早期把握により応急復旧措置を講ずるものとし、処理場・ポンプ場においては最小限の機能回復を行い、管路施設においては本復旧工事までの一時的な下水道機能を確保する。

1 主な実施機関

酒田市	下水道課
関係機関	庄内総合支庁

2 実施体制

市災害対策本部長が被災地における下水道応急・復旧対策を実施するが、市のみでは実施困難な場合は、県、近隣の市町村及び建設業協会、排水設備指定工事業者等の民間団体に広域的な応援を要請する。

3 被害調査の実施

被害調査について、災害後の各段階に適合し、現地の被災状況を確実に把握できる方法により実施する。

(1) 復旧の第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場、ポンプ場について、被害状況の概要を把握し、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管きよ及びマンホールについては、マンホールからの溢水状況の把握、必要に応じて被害の拡大、二次災害の防止のための点検（主に地表からの点検）を実施し、点検を踏まえて下水道本来の機能により道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の調査を行う。

(2) 復旧の第2段階（応急調査）

処理場、ポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管きよについては、被害の拡大及び二次災害の防止のための調査（管内、マンホール内までに対象を拡げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

(3) 復旧の第3段階（本復旧のための調査）

管きよについては、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

4 処理場、ポンプ場の応急対策

処理場、ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最小限の機能を回復させるために行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮する。

このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場、ポンプ場の最低限の機能保持を行う。

5 管きょ施設の応急対策

管きょの応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な下水道機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂しゅんせつ、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行う。

6 下水道等施設の復旧計画

市は、被害が発生したとき主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、公共枿、取付管の復旧を行う。

7 利用者への協力要請

下水道等施設の被害が広範囲にわたり速やかな復旧が不可能な場合、市長は利用者に対しての広報活動等により水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請する。

また、広報活動の際、利用者が下水道施設の異常を発見したときは、下水道関係機関へ通報するよう利用者呼びかけを行う。

8 積雪期の対応

積雪凍結時は、処理場、ポンプ場等の重要施設の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

第25節 危険物等施設応急計画

災害による危険物等施設の被害を最小限に食い止め、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田海上保安部 酒田警察署 危険物等取扱事業所 河川管理者

2 危険物等施設の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者及び管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、国、県、市及び消防機関と連携して被害の拡大防止と危険防止を図る。

(1) 共通の応急対策

ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、県、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況等を伝達するなど、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。

イ 災害時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時にはあらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を行う。

エ 危険物施設等の応急対策

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

(ア) 危険物等施設の損傷等異常を発見した時は、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や流出防止の措置を行う。

オ 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

カ 隣接事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対応要領に基づき隣接事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努める。

キ 爆発等及び有害物質による二次災害対策

(ア) 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

(イ) 県及び市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

(2) 個別の応急対策

ア 危険物、毒物劇物及び有害物資

(ア) 取扱従事者の応急体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て、適切な対応を図る。

(イ) 取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡を取るものとする。そのため、内部における連絡系統を明確にしておく。

イ 火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

(ア) 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかに安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。

(イ) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈めるなど安全な措置を講ずる。

(ウ) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目張りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、爆発により災害の受けるおそれがある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民を避難させるための措置を講ずる。

ウ 高圧ガス

(ア) 施設の被害状況及び対応

高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏洩探知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。また高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費設備について速やかに被害調査を行い、火災やガス漏洩等への対応を図るとともに通報、応援依頼等の連絡を行う。

(イ) 高圧ガス関係協会の対応

a (一社)山形県LPガス協会

各支会の取りまとめ及びLPガス販売事業に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業所からの要請に対する対応を図る。

b 山形県ガス保安協会

高圧ガス取扱事業所に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売業者からの要請に対する対応を図る。

c 山形県冷凍空調設備工業会

高圧ガスを利用した冷凍業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、

冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対する対応を図る。

エ 放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用設備及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講じる。

また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は次に掲げる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

- (ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努め、また、被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、県、酒田地区広域行政組合消防本部等関係機関へ通報する。
- (イ) 放射線取扱主任は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。
- (ウ) 放射線被害を受けた者又は受けるおそれがある者がいる場合は、速やかに救出し、付近にいる者に避難するよう警告する。
- (エ) 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び同位元素装置機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定し、その旨表示し、見張りを置き関係者以外の立入りを禁止する。

3 危険物等流出応急対策

河川、海域、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏洩し、又はそれらのおそれのある場合は、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

- (1) 災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市又は消防機関、河川管理者、酒田警察署及び酒田海上保安部に通報連絡する。
- (2) 当該関係機関、事業者及び危険物取扱者は、危険物等の大量流出による被害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に緊密な連絡を保つとともに人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
- (3) 当該関係機関、事業者及び危険物取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。
- (4) 危険物が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
 - ア 拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸着マット、吸引ポンプその他により吸いあげ又はくみ取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。
 - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる。
- (5) 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等（石綿を含む。）が河川や海域等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者、海岸管理者、県総合支庁等は、原因者の究明、原因

者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

4 住民等に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周囲に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保と民心の安定を図るため、次により必要な広報活動を実施する。

(1) 事業所の広報

災害の様態や規模によって、広報活動は一刻を争うこともあることから、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、市の防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 市の広報

市は被害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に被害の状況や避難の必要性など広報を行うとともに、県、コミュニティFM放送及び報道関係機関の協力を得て周知を図る。

(3) 県の広報

県は、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の状況について関係機関との連絡を密にし、広報車及びチラシ、掲示板により広報するとともに、報道関係機関の協力を得て周知を図る。

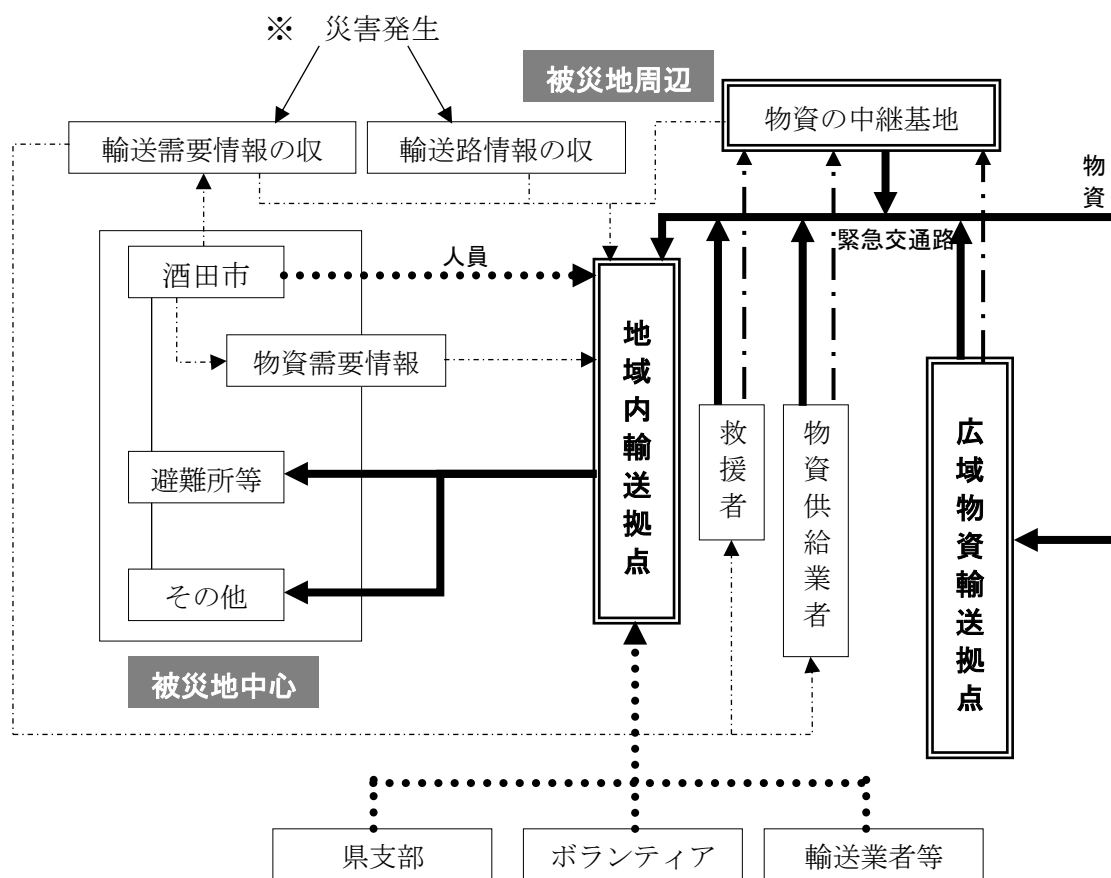
第26節 物資拠点運営計画

災害が発生した場合において、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、県は広域物資輸送拠点を設置し、市は地域内輸送拠点を設置、運営する。

1 主な実施機関

酒田市	商工港湾課 観光物産課 地域福祉課 高齢者支援課
関係機関	県防災危機管理課 山形県トラック協会 酒田市社会福祉協議会 酒田市ボランティア・公益活動センター

2 物資拠点運営計画フロー



凡例

- ▶ : 物資 (地域内輸送拠点、被災地向け)
- · - · ▶ : 物資 (中継基地経由分)
- ▶ : 職員派遣等
- · - · - · ▶ : 情報 (要請、道路情報等)

3 物資拠点の設置

- (1) 県は、各地から寄せられる義援物資を集積・配分する広域物資輸送拠点を設置する。
- (2) 市は、被災地周辺の公的施設のうちから物資の地域内輸送拠点を設置する。
(資料編3-8 地域内輸送拠点候補施設一覧参照)

4 取扱物資

- (1) 広域物資輸送拠点
各地から寄せられる義援物資
- (2) 地域内輸送拠点
 - ア 救援要請を受けて他地域から配送される救援物資
 - イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
 - ウ 広域物資輸送拠点等から配送される義援物資
 - エ 医薬品

5 物資拠点の運営体制と運営要領

- (1) 広域物資輸送拠点
 - ア 運営体制
県及び山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。
 - イ 運営要領
 - (ア) 広域物資輸送拠点への職員等の派遣
県は、輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者等を広域物資輸送拠点に派遣する。
 - (イ) 物資情報の提供
物資情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行う。
 - (ウ) 物資配送用車両の確保
県は、市が物資配送用車両を確保できない場合は、市からの要請を受けて必要な車両を確保する。
- (2) 地域内輸送拠点
 - ア 運営体制
市、県及び山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。市の担当は、健康福祉部福祉班とする。
 - イ 運営要領
 - (ア) 地域内輸送拠点への職員等の派遣
輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者等及びボランティア等を地域内輸送拠点に派遣する。
 - (イ) 避難所等の物資需要情報の集約
パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。
 - (ウ) 物資配送用車両の確保
県は、市が物資配送用車両を確保できない場合は、市からの要請を受けて必要な車両を確保する。
 - (エ) ボランティアの活用
地域内輸送拠点における業務は特に多数の人手を要することから、ボランティア支援本部との連携により、積極的にボランティアの活用を図るとともに、交代要員の確保にも留意する。

6 物資拠点の実施業務

(1) 広域物資輸送拠点

- ア 義援物資の集積、分類及び保管
- イ 物資拠点等の物資情報の提供
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 車両への積み替え、発送

(2) 地域内輸送拠点

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積、分類及び保管
- イ 指定避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

7 物資の輸送

物資の輸送は、次のとおりとする。

- (1) 救援要請を受けて他地域から配送される救援物資は、要請を受けた者又は取扱業者が地域内輸送拠点までの輸送を実施する。ただし、要請を受けた者又は取扱業者が輸送できない場合は、県が輸送を確保する。
- (2) 地域内輸送拠点から避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。

第27節 食料供給計画

市は、被災者及び災害応急事業現地従事者に主要食料を供給する必要が生じたときは、県及び防災関係機関との相互連携により、迅速かつ的確に実施する。

1 主な実施機関

酒田市	まちづくり推進課 商工港湾課 観光物産課 健康課 農政課
関係機関	災害時応援協定企業

2 市の実施体制

(1) 実施責任者

食料供給の責任者は、市災害対策本部長とする。ただし、災害救助法が適用され、県知事の委任を受けた場合は市長が実施する。

担当は、地域創生部商工港湾班とする。

(2) 食料供給対象者

食料供給の対象者は、次に掲げる者とする。

- ア 避難所に受入れ及び避難した者で食料の持合わせのない者
- イ 住家の被害によって炊事のできない者
- ウ 旅行者等であって、食料の持参又は調達のできない者
- エ 被害を受け、一時避難する者で避難先に到達するまでの食料の持合わせのない者
- オ 被災地において災害活動に従事する者で食料の供給を必要とする者

(3) 調達

市は、食料供給対象者数を確認し数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している災害時応援協定企業等からの調達を実施する。

(4) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

(5) 調達する主な食料

市は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

- ア 弁当、米穀、パン類、即席麺類、レトルト食品
- イ 乳児用ミルク、牛乳
- ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮）、調味料
- エ その他被災地周辺で容易に調達される生鮮野菜類

(6) 炊き出し

市は、炊き出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

- ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食若しくは仮設給食施設を設置して市自ら又は委託して行う。
- イ 炊き出し要員が不足する場合は、地域住民、日本赤十字社奉仕団又は県に自衛隊の

災害派遣を要請するとともに、ボランティアの協力を得て炊き出しを実施する。

(7) 配分

被災住民への食料の配分にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 避難所等における食料の受入れ確認及び需要の適正を図るための責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分
- エ 避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

※ 災害救助法が適用された場合の食料の給与基準（山形県災害救助法施行細則別表第1）炊き出しその他による食品の給与の対象となる者、基準額、期間等は、県災害救助法施行細則別表で定められている。

3 関係機関の連携による広域応援体制

(1) 他市町村への要請

市は、必要な食料の調達・供給ができない場合は、山形縣市町村広域応援協定締結市町村及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

- ア 食料の要請
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項
- イ 炊き出し用具等の要請
人員、器具、数量、期間、場所、その他必要な事項

(2) 県への要請

市は、他市町村などの応援でも十分に食料の調達ができないときは、前(1)ア、イの事項を明示して県に応援を要請する。

4 食料の衛生管理体制、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、第2章第30節「防疫及び保健衛生対策」の食品衛生保持対策及び栄養指導体制による。

5 国によるプッシュ型支援

国は、市及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限り入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

市及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プッシュ型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行う。

第28節 給水・上水道施設応急計画

市は、庄内広域水道企業団と連携し、被災地に必要な飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を迅速に供給するため、緊急遮断弁を装備した配水池、又は井戸等により飲料水等を確保する。庄内広域水道企業団は、拠点給水、運搬給水、仮設給水等を合理的に計画し、応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 環境衛生課
関係機関	県企業局 庄内広域水道企業団 日本水道協会山形県支部 山形県管工事協同組合連合会 山形県建設業協会酒田支部 県防災危機管理課

2 応急給水計画と応急復旧計画

庄内広域水道企業団は、災害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案し、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定にあたっては段階的に目標水準を定め、概ね3日以内は飲料水確保と避難所、医療機関等への給水を行う。その後は拠点給水、配管給水等により生活用水の給水量を確保し、3週間程度で全戸への配管給水を目途とする。

3 実施体制・広域応援体制

庄内広域水道企業団は、市及び県と連絡調整を図りながら、必要に応じて関係機関から応援協力を得て、応急対策を実施する。

(1) 市

ア 給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水をする。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。

イ 被災した上水道施設の復旧対策を行う。

ウ 庄内広域水道企業団のみでは給水、復旧活動が困難な場合は、県、近隣市町村、日本水道協会山形県支部、山形県管工事協同組合連合会、山形県建設業協会酒田支部、設備メーカー等に応援を要請する。

エ 指定給水装置工事業者等に応援協力を要請し、円滑な応急対策を実施する。

(2) 県

市の要請に応じ、近隣市町村、近隣県及び自衛隊に応援の要請及び調整を行う。

(3) 指定給水装置工事業者等

指定給水装置工事業者及び水道資機材の取扱業者は、庄内広域水道企業団から要請のあったときは積極的に応急対策活動に協力する。

4 被害状況の把握

庄内広域水道企業団は、次の方法により迅速かつ的確に上水道施設等の被害状況を把握

する。

- (1) テレメーター監視システム等により取水場、浄水場、配水場等の主要施設の被害状況及び配水ポンプ等の運転状況を把握する。
- (2) 職員等が主要施設、配水管路等を巡回点検し、被害状況を把握する。
- (3) 住民からの配水管、給水管等の破損、断水等の通報により被害状況を把握する。

5 緊急措置

庄内広域水道企業団は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害の拡大を防止する。

(1) 二次災害の防止措置

- ア 火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- イ 消毒用次亜塩素酸ナトリウムや水質分析用薬品等の漏出防止措置を講ずる。
- ウ 緊急遮断弁の作動状況を確認し、配水池で浄水を確保する。
- エ 災害による上水道の断減水の状況及び配水池等の緊急遮断弁の作動について、酒田地区広域行政組合消防本部へ連絡する。

(2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

6 応急対策計画

庄内広域水道企業団は、被災施設や被災住民数を的確に把握し、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定するとともに、動員可能職員数及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

(1) 被害状況の把握

主要上水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災住民数等を迅速かつ的確に把握し、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。

(2) 応援要請の必要性判断

動員可能職員数及び被災対策用資機材等の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。

7 応急給水計画

庄内広域水道企業団は、優先順位を明確にし、衛生対策、地域性や積雪期及び災害弱者等に対して十分に配慮するとともに、被災状況に応じ地区別に給水方法を選定し、生活用水にも十分に留意したうえで、被災者に飲料水等を給水する。

(1) 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内 容
拠点給水	・配水池、指定緊急避難場所等に給水施設を設けて給水する。 ・浄水装置を稼働し、給水基地を設営し、給水する。
運搬給水	・給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し給水する。
仮設給水	・応急復旧した上水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

(2) 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

(3) 飲料水及び応急給水用資機材の確保

ア 飲料水の確保

(ア) 緊急遮断弁を装備した配水池等で災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

(イ) 災害を免れた上水道施設及び浄水機等を稼働し、飲料水を確保する。

(ウ) 備蓄している飲料水の放出を行う。

イ 応急給水用資機材の確保

庄内広域水道企業団で確保している応急給水用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資機材取扱業者の支援を受け、配給用容器、非常用水筒等の応急給水用資機材を調達する。

(4) 飲用井戸及び受水槽による給水

ア 災害による水質悪化、汚染が懸念されるため、基本的には飲料水としての使用は好ましくないが、やむを得ず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌消毒剤を添加したうえで飲用に供する。

イ 水質検査の結果、水質基準に適合していた場合は、仮設給水栓に準じ給水する。

(5) 飲料水の衛生確保

ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に滅菌されていることを確認する。

イ 残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備及び塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水をする。

8 応急復旧計画

庄内広域水道企業団は、優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応策等に十分配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧範囲の設定

庄内広域水道企業団による応急復旧は、各戸第1止水栓までとし、以降の給水装置の復旧は、所有者の責任において行う。

(2) 復旧作業の手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先として、次いで送水管、配水管、給水装置（第1止水栓まで）の順に作業を行う。

(3) 優先する施設

医療施設、社会福祉施設及び避難所等の復旧作業を優先的に行う。

(4) 応急復旧資機材の確保

庄内広域水道企業団で確保している応急復旧用資機材で不十分な場合は、速やかに他市町村及び水道資機材取扱業者の支援を受け、削岩機、掘削機等の応急復旧資機材等を調達する。

(5) 積雪期への配慮

積雪期の応急復旧作業には、施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行い、円滑な復旧作業を確保する。

(6) 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を適宜測定し、基準値以上になるよう減菌を強化する。

(7) ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、ガス、下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況を総合的に把握し、応急復旧対策計画を的確に策定する。特に、ガスの復旧に伴い、大幅に上水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定に当たってはガスの復旧状況を十分に考慮する。

9 住民等への広報・情報連絡体制

市は、住民等に対し、断減水の状況、応急給水状況、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民等の不安の解消に努める。

(1) 第1段階の広報

ア 局地的な断減水の状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等の情報を広報車、チラシ、掲示板、インターネット等により広報する。

イ 報道機関、コミュニティFM放送等の協力を得て広報する。

(2) 第2段階の広報

長期的、広域的な復旧計画等の情報を主に市広報、報道機関、コミュニティFM放送等の協力を得て広報するほか、インターネットや携帯サイトを通して広報する。

第29節 生活必需品等供給計画

被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合、市は、関係機関と連携し迅速、的確に物資を住民等に供給する。

1 主な実施機関

酒田市	契約検査課 商工港湾課 観光物産課
関係機関	災害時応援協定企業

2 市の実施体制

(1) 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害による住家の被害等により、日常生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 被災者支援のため必要となる生活必需品

市は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し調達する。また、寒冷期対策にも留意する。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ 食器（茶碗、皿、はし等）

オ 保育用品（哺乳びん等）

カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）

キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク 生理用品

ケ 簡易（仮設）トイレ、紙おむつ

コ 暖房器具

(3) 調達

市は、生活必需品等の供給対象者数を確認し数量を決定した後、備蓄している物資の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している災害時応援協定企業等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

(4) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。

(5) 配分

被災住民への生活必需品の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における生活必需品等物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

- イ 住民への事前周知等による公平な配分
 - ウ 要配慮者への優先配分
 - エ 避難所で生活せず生活必需品を受け取りに来ている被災者等への配分
- ※ 災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与（貸与）基準（山形県災害救助法施行細則別表第1第3項）

3 関係機関の連携による広域応援体制

(1) 他市町村への要請

市は、必要な生活必需品の調達・供給ができない場合は、山形県市町村応援協定締結市町村及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

ア 生活必需品の要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項

イ 要請の際に必要な明示事項は、県への要請に準ずる。

(2) 県への要請

市は、他市町村などの応援でも十分に生活必需品の調達ができないときは、次の事項を明示して県に応援を要請する。

ア 品目別の調達要請量（自己の調達可能量と他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）

イ 引渡しを受ける場所及び引受責任者

ウ 連絡課及び連絡責任者

エ 荷役作業員の派遣の必要の有無

4 国によるプッシュ型支援

国は、市及び県において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限り入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

市及び県は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プッシュ型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行う。

第30節 防疫及び保健衛生計画

市及び県は、被災地区の保健衛生対策や消毒及び感染症患者の早期発見等予防のための各種措置を実施するとともに、被災地住民の心身の健康を保つために、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策を実施する。

1 主な実施機関

酒田市	環境衛生課 健康課
関係機関	庄内保健所

2 被害状況等の把握

市は、災害時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、被害状況等の把握に努める。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 指定避難所の設置及び受入れ状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 特定給食施設の被害状況

3 保健衛生対策

市及び県は、被災地、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 巡回健康相談・保健指導

市は、保健師等が指定避難所、仮設住宅等の巡回を実施し、健康相談、保健指導を行う。

巡回健康相談にあたっては、要配慮者の健康確保を最優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な健康指導を行う。

- ア 要配慮者の健康状態の把握と保健指導
- イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
- ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応
- カ 口腔保健指導
- キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等の生活環境の整備

市は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに、生活環境の整備に努める。

- ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所（仮設トイレを含む。）等の清潔の保持
- キ プライバシーの保護

4 防疫対策

市及び県は、被災者の生活環境の悪化、抵抗力の低下等に配慮し、防疫対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 防疫活動実施体制

市災害対策本部長が責任をもって被災地の防疫を行うものとするが、迅速・的確に実施するために、また、市のみで実施することが困難な場合もあるので、県又は他の市町村及び関係機関の応援協力のもとに防疫班及び検病検水班を編成し、市民部と健康福祉部が連携して実施する。

防疫班は市民部環境衛生班が、検病検水班は健康福祉部健康班が担当する。

(2) 感染症発生予防対策

市は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に次の感染症予防対策を実施する。

- ア パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物の注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周辺の消毒・滅菌を指導する。
- イ 道路、溝きよ及び公園等の公共の場所を中心に消毒・滅菌を実施する。
なお、消毒・滅菌の実施にあたっては、ごみの処理、し尿処理を重点に実施する。
- ウ 便所、台所等を中心に消毒を実施する。
- エ 県が定めた地域内でねずみや昆虫等の駆除を行う。

(3) 疫学調査・健康診断の実施

市は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、疫学調査及び健康診断を実施する。

ア 疫学調査の実施にあたっては、緊急度に応じて計画的に県の保健医療対策班と協力して健康福祉部健康班が疫学調査を実施する。

この場合、浸水地域の住民及び避難所の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

イ 疫学調査の結果、必要があるときは、検便などの健康診断を行う。

(4) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、擬似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生したときは、次の対策を実施する。

ア 感染症患者等の入院

保健所は、一類感染症の患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者又は一部疑似症患者が発生した時は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で相当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行う。

イ 濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

市は保健所と連携し、感染症患者等と飲食を共にした者、頻繁に接触した者に対し、疫学調査、検便等の健康診断を実施し、病気に対する正しい知識や消毒方法等の保険指導を行う。

ウ 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

市は、県の指示のもと、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

5 食品衛生確保対策

保健所は、市から要請があったとき、又は飲食に起因する食中毒を防止するため必要と認めたときは、食品衛生班を編成して次の活動を行う。

(1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

市の被災地区へ弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、市及び食品調製施設に対して監視指導を実施する。

(2) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

市と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を行うとともに、特に仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について指導を行う。

(3) 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

被災者に対して、普段使用していない井戸水等を飲料水に使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

(4) 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備の監視指導を実施する。

ア 冠水食品の廃棄指導

イ 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取扱い状況の監視

ウ 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

(5) 食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

6 栄養相談・栄養指導対策

市は、県の栄養士会及び他関係機関の協力を得て、被災者の栄養確保を図るため、次の活動を行う。

(1) 炊き出しの栄養管理指導

炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内

容の指導を実施する。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災住宅を巡回し、栄養状態の確認及び栄養相談を実施する。

なお、要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持相談を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施

被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

(4) 防疫資器材等の調達

市の保有する防疫及び保健衛生資器材等が不足したときは、防疫薬品業者等からの調達を図るとともに、県に確保を要請する。

7 精神保健対策

市は、保健所等関係機関と連携し、被災者等の精神的ケアに努める。

(1) 巡回相談等

保健所等の精神福祉保健相談員は、災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するため、指定避難所や応急仮設住宅等で被災者を対象に巡回相談を行うとともに、通所している精神障がい者を訪問指導し、必要により精神科医療機関と連絡調整を行う。

(2) 心のケア対策

ア こころのケアに関する電話相談

保健所・精神保健福祉センターで、不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談を実施する。

イ 被災地へのこころのケアチームの派遣

市は、急性ストレス障害及び在宅精神障がい者の医療の確保等の必要がある場合は、県内外のこころのケアチーム（精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・事務職等）の派遣を県に要請する。

ウ 災害時精神科医療体制の整備

被災地からの緊急入院患者等に対応するため、24時間体制の精神科医療を確保する。

エ 被災者への普及啓発

被災者に対して、こころのケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。

また、ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供する。

オ 援助者への教育研修

保育士・教職員・ケアマネージャー等関係者に対しては「被災ストレスとその対処法」等の研修を、ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対しては、支援者自身のこころのケアに関する研修を実施する。

第31節 廃棄物の処理計画

市は、国が定める「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害発生による災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示して、生活環境の保全及び住民生活の確保に努める。

1 主な実施機関

酒田市	環境衛生課
関係機関	庄内総合支庁 酒田地区広域行政組合 廃棄物処理業者

2 被災状況調査・把握

- (1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備調査を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急にとりまとめ、所轄の保健所へ連絡する体制を整備する。

3 災害廃棄物処理

市は、次により災害廃棄物処理を実施する。

- (1) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。
- (2) 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。
- (3) 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が市の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、市がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

- (4) 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

市は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画により実施する。

- (5) 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合は、他の市町村や建設業協会及び産業資源循環協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援要請が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。その上で、なお支援が必要で、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物

等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

- (6) 廃棄物処理施設については、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図り、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (7) 定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

4 ごみ処理計画

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の臨時点検等による処理能力を確認のうえ、ごみの収集、処分の対策を樹立する。
- (2) 市は、ごみ処理の実施に必要な人員、収集運搬車両等の確保に努め、又、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、他の市町村及び一部事務組合等へ応援要請を行う。
- (3) 市は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し搬入等の協力を求める。
- (4) 市は、生ゴミ等の腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上、できるかぎり早急に収集運搬が行われるようその体制の確立を図る。
- (5) 市は、医療機関、医師会等に対し、救護所等から排出される医療廃棄物について、医療活動マニュアルの作成等による適正処理を指導する。
- (6) 災害時には、粗大ゴミ、不燃性廃棄物等が大量に出されるが一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入ができない場合等が考えられるため、市は必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定域に積みおきできる場所を確保する。
- (7) ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布する。

5 し尿処理計画

- (1) 市は、避難所、倒壊家屋、焼失家屋等のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は各地域別の避難状況及び被災状況を速やかに把握し、被災地域における、し尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の臨時点検等による処理能力を確認したうえ、し尿の收拾、運搬処理の対策を樹立する。
- (2) 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。
- (3) 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、必要により臨時の貯留施設を設置する。

6 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 市は、処理施設が稼働しない場合は生活環境に多大な影響を及ぼすことを配慮し、常日頃から維持管理点検体制を整備するとともに、非常時に備え予備資材等の整備に努める。
- (2) 被災等の被害により廃棄物処理の施設、設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、応急復旧を行う。
また、廃棄物の収集、処理作業に影響を及ぼす場合は、他の市町村等の応援依頼等により、効率的な清掃活動を確保する。
- (3) 市は、要員及び機材等の不足により、応急復旧が困難なときは県に応援要請する。

7 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 市は、被災時における廃棄物の排出量及び収集、処理能力等を想定の上、他の市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

第32節 義援金及び義援物資の受入・配分計画

大規模な災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金及び義援物資について、その受入体制及び配分方法を定め、確実、迅速に被災者に配分する。ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体から必要量を調達することを基本とする。

1 主な実施機関

酒田市	地域福祉課 出納課
関係機関	日本赤十字社 社会福祉協議会

2 義援金及び義援物資の受入周知

市及び日本赤十字社山形県支部酒田市地区は、義援金及び義援物資の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県を通じて国の非常災害対策本部、ホームページ及び報道機関等を通じて、次の事項を公表する。

(1) 義援金

- ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口

(2) 義援物資

- ア 受入れを希望する物資及び受入を希望しない物資リスト（需給状況を勘案し、必要に応じ公表リストを改定する。）
- イ 送り先（あらかじめ定める地域内輸送拠点施設とする。）

3 義援金及び義援物資の受入及び保管

市、日本赤十字社山形県支部酒田市地区は、次により義援金及び義援物資を受入れる。

(1) 義援金

市	<p>1 受入体制 義援金の受入窓口は、総務部出納班（出納課）とする。</p> <p>2 現金の受入れ 一般から直接受領した義援金及び国又は地方公共団体からの見舞金は、酒田市公金口座に入金する。一般から直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行する。</p> <p>3 義援金等の管理 義援金及び見舞金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。</p>
日赤	<p>1 一般からの受入窓口を開設する。</p> <p>2 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。</p> <p>3 振込口座を設定する。</p>

(2) 義援物資

市	<p>1 受入れ・照会窓口 物資の受入れ及び照会窓口は、健康福祉部地域福祉班とする。</p> <p>2 集積場所、受入保管及び運び出し (1) 義援物資の集積場所、受入保管及び運び出しは、第2章第26節「物資拠点運営計画」を準用する。ただし、市役所内に保管された義援物資は、総務部総務班が指定集積場所へ移送する。 (2) 義援物資は、分類別に区分し、保管管理表等の添付により表示して保管するとともに、受払簿を備え授受の状況を把握する。</p>
---	---

4 義援金及び義援物資の配分

(1) 義援金の配分

ア 市は、日本赤十字社山形県支部、社会福祉協議会、報道機関及び各種団体等の義援金受付団体に寄託された義援金について、義援金配分委員会を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分する。

イ 義援金配分委員会の構成

自治会連合組織、市議会民生常任委員会、教育委員会及び社会福祉協議会の中から市長が指名した者をもって構成する。

(2) 義援物資の配分

ア 市（健康福祉部地域福祉班）は、自己調達物資、応援要請物資等を調整し、被災地におけるニーズに配慮した効果的な配分を行う。

イ 広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送は、県が行い、地域内輸送拠点から避難所への輸送は、市が行う。

第33節 文教施設における応急計画

災害発生時、学校を始めとする文教施設における児童・生徒・教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

1 主な実施機関

酒田市	文化政策課 こども未来課 保育こども園課 教育総務課 学校教育課 社会教育課 スポーツ振興課
関係機関	県教育庁

2 学校の災害応急対策

(1) 災害発生前の事前措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒が保護者とえられるよう配慮する。市教育委員会は、気象等に関する情報提供及び注意喚起等、必要とされる措置をとる

下校にあたっては、中学生以上の生徒については、必要に応じて、集団下校、その他児童・幼稚園児については、教職員による引率又は学校での保護者への引き渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りにくるまで学校において保護する。

イ 校外活動中、風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率の教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒を安全に帰校させる。

また、交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒の安全を確保したうえ、本校に連絡し、学校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

(2) 災害発生時の避難誘導等

ア 学校長は、災害発生後、避難経路に基づき児童・生徒を校庭等の安全な場所に避難させる。

(ア) 事前に準備しておいた旗やタオルなどの目立ちやすい物を目印に使用し、学級の位置を知らせながら避難すること。

(イ) 避難順序や経路は、校舎の被害状況により変更の必要が生じるので、教職員は状況に応じた適切な処置をとること。

(ウ) 落下物に注意すること。

(エ) 身体障がい者等の優先について考慮すること。

(オ) 負傷者や逃げ遅れの者の有無などについて注意すること。

(カ) 誘導責任者は、次のとおりとする。

a 授業中：授業実施中の教職員

- b 休憩中：原則として学級担任及び最も身近にいる教職員
 - c 放課後：原則として学級担任及び最も身近にいる教職員
 - (キ) 火災が発生した場合は、適切な方法により初期消火に努めるとともに、児童・生徒を安全な場所に避難させること。
 - (ク) 非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に対応すること。
 - イ 登下校中に災害が発生した場合は、各学校の避難計画に従って児童・生徒の安否を確認のうえ、保護者に連絡する。行方不明となった児童・生徒の情報を得たときには、直ちに消防機関及び警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。
- (3) 安全確認
- 学級担任は、速やかに人員や負傷者を確認して、教務主任、教頭、校長の順で報告するとともに、人命救助が必要な場合は、全教職員等で救出を行う。
- ア 養護教諭を中心に、教職員、児童、生徒等による救護体制の編成を図る。
 - イ 災害時における学校医との協力体制の整備を図る。
- (4) 災害情報の収集
- 教職員等は、ラジオ、コミュニティFM放送、テレビ等報道関係の災害情報を収集するとともに、関係機関（市、県、警察署、消防署等）と連絡を取り、情報把握に努める。
- (5) 被害・被災状況等の報告
- 学校長は、速やかに被害・被災状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、直ちに市教育委員会を経由して災害対策本部へ報告する。
- (6) 下校措置
- 学校長は、帰宅経路等の安全が確認された後、速やかに下校させる。なお、小学校、中学校については、基本的に次の方法によるものとする。
- ア 通信回線が使用可能な場合
緊急時連絡先に連絡をとり、保護者の迎え等適切な方法により児童・生徒を下校させること。
 - イ 通信回線が使用不可能な場合
通信回線を使用せずに連絡をとれる場合については、保護者の迎えにより下校させる。
連絡がとれない場合は、通信回線が復旧し、連絡がとれるまで学校又は避難場所に待機させること。
 - ウ 限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。
- (7) 避難所の開設、運営の協力
- 学校長は、市及び地域の自主防災組織等と協力して、避難所の開設・運営に積極的に協力する。
- ア 教職員の基本的役割
市民部市民班が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や指定避難所

施設管理者として、基本的な指示や協力を行うこと。

- (ア) 学校長：施設管理者として、自主防災組織の代表者と連携して指定避難所運営を支援する。
- (イ) 教頭・教諭等：校長の指揮のもとで、学校の指定避難所運営を支援する。
- (ウ) 養護教諭：学校医と連絡をとり、指定避難所の救援活動を支援する。
- (エ) 栄養職員等：学校の調理施設を利用した炊き出しに協力する。
- (オ) 事務職員等：市との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

イ 避難使用場所の優先順位の考え方

- (ア) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピューター室、給食室等は、基本的に使用を禁止すること。
- (イ) 避難行動要支援者には、優先的に条件が良好な部屋(和室等)を使用させること。

(8) 教育活動の再開

- ア 学校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、速やかな教育活動の再開に努める。校舎の被害が甚大な場合には、学年合同授業、二部授業又は公共施設等を利用した分散授業を行う。
- イ 市及び県は、速やかな教育活動の再開にむけて、教職員の派遣、教科書、学用品の調達・あっせん等に努める。

(9) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合、心身の健康に対する影響を受けた児童生徒その他の関係者の心身の健康を回復させるため必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに、必要に応じ地域の医療機関等との連携を図る。

3 学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者及び文化財保有者は、次により人命の安全確保及び施設等の安全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。

- (1) 災害発生直後は、施設への入館又は利用者等への人命救助を第一として避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させること。
- (2) 施設への入館者又は利用者等について負傷の有無を確認して、必要な措置を講じること。人命救助が必要な場合は、全職員が救出にあたること。
- (3) ラジオ、コミュニティFM放送、テレビ等報道機関の災害情報を収集するとともに、関係機関と連携をとり情報把握に努めること。
- (4) 速やかに被害状況等を調査し、直ちに市教育委員会等へ報告すること。
- (5) 施設が指定避難所となった場合は、市及び自主防災組織等と連携して避難所開設・運営に積極的に協力すること。

4 文化財の応急対策

国、県及び市指定の文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合は、次により文化財の被災防止又は軽減に努める。

(1) 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

(2) 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

(3) 建造物内の観覧者等の避難措置

建造物の管理者は、建造物内に観覧者がいる場合、人命の安全確保の措置を行う。

(4) 被害が発生した場合は、直ちに市教育委員会を経由して県に報告するとともに、被害の拡大防止のための応急措置をとる。

第34節 要配慮者の応急計画

要配慮者は、災害の認識、災害情報の受理及び自力避難が困難な状況にあることから、市及び関係機関は、地域住民の協力を得ながら、要配慮者の安否確認及び避難体制を確立するほか、生活支援体制の確保、安全対策に万全を期する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 まちづくり推進課 市民課 地域福祉課 健康課 高齢者支援課 スポーツ振興課
関係機関	酒田警察署 自治会 自主防災組織 コミュニティ振興会 酒田市社会福祉協議会 酒田市ボランティア・公益活動センター 社会福祉施設

2 災害発生時における在宅の避難行動要支援者に対する対策

(1) 自宅～指定緊急避難場所

市は、避難指示等を発令した場合、消防団、自主防災組織、自治会、コミュニティ振興会、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティア団体等の協力のもと、避難行動要支援者及び避難支援者に情報を迅速かつ確実に伝達する。

避難行動要支援者及び避難支援者は、避難情報を入手したときは、速やかに指定緊急避難場所へ移動する。

(2) 災害発生直後の安否確認

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(3) 避難誘導等

要配慮者の避難誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じ、地域の住民や自治会、自主防災組織の協力を得て、リヤカー、担架等により避難行動要支援者が共に避難できるよう努める。

(4) 指定避難所等での確認等

まちづくり推進班は、指定避難所等に避難した住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得て、要配慮者等被災者の安否の確認及び被災状況を災害対策本部に報告する。要配慮者の把握は、発災後48時間以内に行えるよう努める。

(確認事項)

- ア 要配慮者の確認（指定避難所にいないときは、自宅の確認も行う。）
- イ 介護者が災害によって介護ができなくなっている要配慮者の確認
- ウ 保護者を災害によってなくし、要配慮者となっている乳幼児の確認
- エ 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

(5) 指定避難所

ア 指定避難所の開設

市は、避難情報を発令後、直ちに指定避難所を開設し、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、福祉施設職員等の応援体制を構築し、必要に応じて福祉避難所を設置し、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

イ 指定避難所における情報伝達等

指定避難所においては、要配慮者の特性に応じて様々な情報提供手段を用いる。

ウ 指定避難所での生活

(7) 要配慮者に配慮した指定避難所の運営

- ① 食料・救援物資の配布に際しては、平等に配分するよう十分配慮する。
- ② 要配慮者に対する情報提供は、十分に配慮する。
- ③ 保健医療福祉サービスに対するニーズを適切に把握し、サービス提供体制を確保する。
- ④ 避難している住民の自主的な活動による支援・協力体制づくりを促進する。

(4) 避難行動要支援者に応じた指定避難所の環境整備

- ① 段差解消のためベニヤ板などを利用した施設のバリアフリー化を図る。また障がい者用仮設トイレ、成人向けおむつ交換場所を設置するとともに、避難スペースをトイレに近い場所に設けるよう努める。
- ② 車椅子が通行可能な通路を確保する。
- ③ ベビーベッド、ミルク用のお湯及び沐浴の手だてを確保する。
- ④ 暑さ、寒さ対策を講じる。
- ⑤ プライバシー保護対策として、避難行動要支援者ゾーンの設置、他の避難者との間にパーティションや衝立等による間仕切りの設置を行なう。
- ⑥ 介護ボランティアや通訳ボランティアなどの配置に努める。
- ⑦ 身体障がい者補助犬を必要とする場合を想定し、専用スペースの確保に努める。

(9) 避難行動要支援者に応じた食料・生活物資の供給

市は、避難行動要支援者の態様に応じた食事を提供するよう努める。

(エ) 衛生管理

市は、食料・飲料水の衛生管理、手洗い・うがいの励行、マスクの着用等により、避難所における食中毒及び感染症の予防に努める。また、避難生活の長期化によるストレス等により、感染症がまん延する可能性が高くなることに留意する。

(オ) 避難行動要支援者に対する医療サービス等の実施

県及び市は、医師による巡回診療及び保健師、栄養士等の巡回による健康相談を避難行動要支援者に対し重点的に実施し、疾病の予防に努める。また、内部障がい者については、日常的に治療を受ける必要があるため、県及び市は、医療機関と連携し、医療施設及び医療用品の確保に努める。

(カ) 介護等を必要とする避難行動要支援者に対する保健福祉サービスの実施

指定避難所における介護は、家族等の支援者にとって肉体的・精神的な負担が大ききことから、市は社会福祉協議会と連携し、入浴、移送、ホームヘルプ、デイサ

ービス、訪問看護、保育等の各保健福祉サービスを積極的に展開する。

(キ) メンタルケアの実施

長期にわたる指定避難所での生活はストレスが大きいいため、市は、精神科医等の配置によりメンタルケアを実施するように努める。

(ク) 医療機関への搬送及び社会福祉施設等への緊急入所

市は、被災した避難行動要支援者の健康状態が悪化したり、重篤な状態になった場合は、直ちに医療機関に搬送できるよう体制を整備する。

(6) 被災した避難行動要支援者の措置

市は、県及び関係機関と協力し、速やかに被災した避難行動要支援者について適切な措置を講じ、生活を確保する。

ア 避難所での介護

イ 施設への緊急入所

ウ 身内による引取り等の連絡調整

エ 介護ボランティアの確保

オ マンパワーの確保

(7) 避難生活状況の確認及び相談指導の実施

市は、保健所と合同で編成する巡回保健班により、避難生活状況について、指定避難所、施設、自宅等を定期的に確認し、正しい情報や適切なマンパワーの提供がなされているか等、生活環境・健康の管理に努める。

(8) 相談窓口の設置

福祉サービスや健康に関することなど避難行動要支援者特有の相談に対応できる体制を整えるため、市は、民生委員、児童委員などの協力を得て要配慮者に対応できる相談窓口を開設する。

(9) ボランティアとの連携・協力

ア ボランティアのニーズの把握に取り組む。

イ ボランティアの受入窓口の開設

市は、積極的にボランティアを受入れ、ボランティアと連携・協力して避難行動要支援者の救護及び避難所等における支援に取り組む。

(10) 応急仮設住宅の入所等

ア 避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅の整備

応急仮設住宅を建設する場合は、避難行動要支援者が入居することを想定し、浴室やトイレへの手すりの設置、スロープの設置などバリアフリー化に配慮する。

イ 避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅の入居募集及び入居決定

市は、応急仮設住宅の入居者募集にあたり、障がい者等に配慮した多様な広報手段を用いる。また、入居決定にあたっては指定避難所での生活に困難が伴う避難行動要支援者を優先することが必要であるが、支援者と組み合わせた入居決定など弾力的に対応する必要がある。

3 災害発生時における施設の避難行動要支援者の支援計画

(1) 施設被害時の安全確認・救助・避難

ア 防災組織の編成

施設が被災した場合、施設の管理者は直ちに防災組織を編成して入(通)所者の安否及び施設の被災情報を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 救急救助活動の実施

職員、入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て応急活動を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 避難誘導

施設の管理者は、施設の被害状況に応じて適切な指定緊急避難場所を選択し、避難誘導を行う。夜間又は休日等で在施設職員が少数のときは、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設の管理者は、入(通)所者及び施設の被害状況を市及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

入所型施設の管理者は、施設の継続使用が不能となった場合、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行なうとともに、必要に応じて保護者による引取り等の手続きを講じる。また、県及び市は被災施設の施設管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

(4) 避難生活状況の確認

施設の管理者は、自宅及び緊急入所施設での避難生活状況について定期的に確認し、関係機関に経過報告を行う。

4 外出中の避難行動要支援者対策

市は、指定避難所等における避難行動要支援者の確認の際に把握した地域以外の避難行動要支援者に対し、市民部市民班において居住地との連絡調整を行い、情報提供を行うよう努める。

5 DWAT（災害派遣福祉チーム）、DICT（災害時感染制御支援チーム）、災害支援ナース等の派遣

市は、必要に応じて県にDWATの派遣を要請する。県は、あらかじめ協力関係団体と締結した協定等に基づき、DWAT（災害派遣福祉チーム）や災害支援ナースを避難所等に派遣し、避難者の福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援を実施する。また、市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

6 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

市及び県は、報道機関の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報提供を行うとともに相談窓口を開設する。

7 災害復興期における支援

(1) 各種保健福祉サービス等の提供

市は、関係機関と協力し、避難行動要支援者が災害発生前に受けていた保健福祉サービスの提供など、一日も早く災害発生前の状態に戻れるよう配慮する。

(2) 災害復興期におけるメンタルケアの実施

被災者は、災害発生時の恐怖等から心的外傷後ストレス障害（PTSD）を負う可能性があり、特に避難行動要支援者の場合はその影響が大きくなることが考えられるため、災害復興期においても継続的にメンタルケアを行う。

(3) 避難行動要支援者に対する生活再建支援

県及び市は、避難行動要支援者に対する生活再建支援策が適切に実施されるよう努める。

第35節 応急住宅計画

災害によって住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった者に対し、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を行い、居住の安定を図る。

この場合、市は原則として救助法の適用に基づき、県知事の委任を受けてこれを行う。

1 主な実施機関

酒田市	税務課 建築課 市民課
関係機関	

2 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅調査

市は、災害のため家屋に被害が生じた場合は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を次により実施する。

- ア 被害状況
- イ 住民の住宅に関する市への要望事項
- ウ 住宅に関する緊急対応の状況及び予定
- エ 被災建築物応急危険度判定
- オ 被災宅地危険度判定
- カ 被害認定
- キ 被災度区分
- ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- コ その他住宅の応急対策実施上の必要事項

(2) 被害認定及び罹災証明書の発行

市は、「被害認定基準運用指針」に基づき、災害により被害を受けた住家の被害認定を実施する。

また、市は、被害認定の結果に基づき全壊、半壊等の被害の程度を証する「罹災証明書」を発行する。

3 応急仮設住宅の提供

県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供し、その円滑な入居の促進に努める。

応急仮設住宅の供給は、下記によるものとする。ただし、被害者の程度や住民の経済的能力、被災市町村の住宅事情等により、下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りではない。

なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(1) 民間賃貸住宅の借上げ

県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会の協力を得て借上げ住宅を供給する。

ア 入居の資格

対象者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

a 生活保護法の被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

c 前各号に準ずる者

イ 入居者の選定

(ア) 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、被災市が行う。

(イ) この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする

ウ 供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は1年ごとの延長ができる。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設用地の選定

応急仮設住宅建設用地は、保健衛生、交通、教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮するものとし、原則として公有地を優先して市が選定し、県に報告する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用する。

イ 建設の規模及び費用

(ア) 1戸あたりの建築面積及び費用は、県災害救助法施行細則による救助程度等により定める基準とする。

(イ) 建設資材の県外調達し又は飛島に設置したことにより輸送費がかさみ、限度額内で施工することが困難な場合は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

ウ 建設の時期

災害が発生した日から、原則として20日以内に着工するものとする。

エ 建設の方法

(ア) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。また、必要に応じ、県内建設業者による建設を要請する。

- (イ) この場合、建設場所、建設戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のために必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設にあたっては、市災害対策本部で十分検討し、市民部からの要請により、建設部が実施するものとし、建設業関係団体等の協力を得て行う。

オ 入居の資格

対象者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
 - a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - c 前各号に準ずる者

カ 入居者の選定

- (ア) 入居者の選定は、市が行う。また、選定を行う際は、地域のコミュニティに十分配慮すること。
- (イ) この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

キ 管理

応急仮設住宅の管理は、状況に応じて市長に委任する場合を除き、市長に協力を求めて県が行う。

この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

ク 供与の期間

入居者に対する供与の期間は、応急仮設住宅の建築工事が完了した日から2か年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は1年ごとの延長ができる。

4 被災住宅の応急修理

県は、被災した住宅の応急修理について、「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に対して行う。

(1) 応急修理の対象者

対象者は、災害のために住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、次に該当する者とし、選定は市が行う。

ア 「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」にあつては、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがあるもの。

イ 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」の修理にあつては、自らの資力では、応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 修理の範囲

a 「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」は、修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。

b 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことができない部分に対し、現物をもって行うものとする。

(3) 修理の費用

上記、a及びbの被災住宅の応急修理に要する費用は、それぞれ県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 修理の期間

被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、上記、(2)aについては10日以内、(2)bについては3か月以内に完了するものとする

(5) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委託した場合は市町村長）が、建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

5 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(1) 市及び県は、住家が滅失した被災者への仮住宅として、公営住宅を提供する（行政財産の目的外使用許可手続による）。

(2) 対象となる公営住宅は、被災地近隣の県営住宅及び市町村営住宅とする。

(3) 市及び県は、提供可能な住宅をマスコミ等で公表するとともに、状況に応じて被災地に相談所を設置し、あつせんに努める。

6 応急仮設住宅建設資材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な建設資材の調達は、建築班が行う。工事請負の場合は、契約請負業者が確保するものとするが、災害時の混乱等のため確保できないときは、市は県に応援を要請する。

7 建物関係障害物の除去

県は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に堆積し、日常生活を営むのに著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

ア 対象戸数

障害物除去の対象戸数は、救助法が適用された市町村を単位に、原則として、当該市町村の半壊及び床上浸水世帯の合計数の1.5割の範囲内とする。

イ 範囲及び費用

(ア) 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことの

できない部分とする。

- (イ) 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

ウ 障害物の除去の実施期間

(ア) 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内とする。

- (イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合市町村長）が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

- (ア) 災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。
- (イ) 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない次の者であること。
- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない高齢者、障がい者等
 - c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

市において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

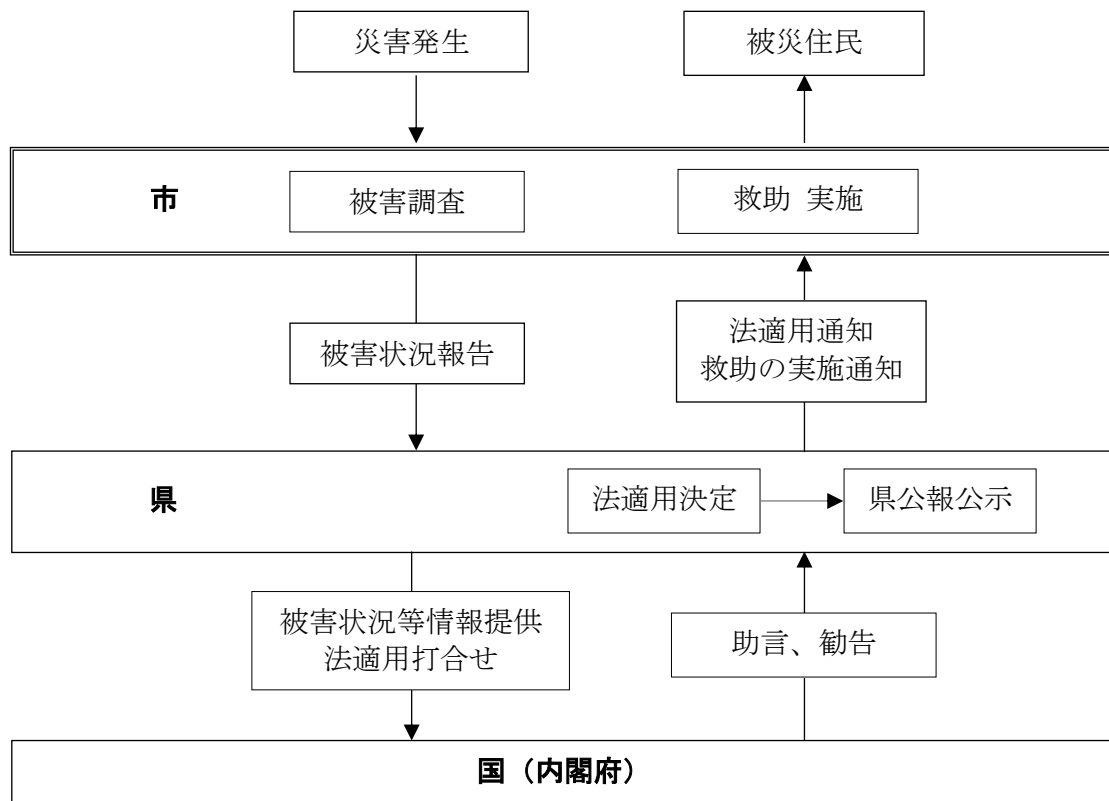
第36節 災害救助法による救助計画

救助法による救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動をもたらす影響は極めて大きいことから、救助法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課
関係機関	酒田地区広域行政組合消防本部 酒田警察署

2 災害救助法による救助フロー図



3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法による救助の実施

ア 県知事は、県内に救助法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。(救助法第2条)

イ 市長は、県知事が救助法に基づく救助の必要性があると認めるときは、これを補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

ウ 県知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その職権の一部を市長が行うこととすることができる。(救助法第13条第1項、県災害救助法施行細則第1条)

エ 市長は、災害の事態が緊迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受ける。

(2) 救助の応援

ア 県知事は、災害による被害が甚大で救助の必要な人員、物資、設備、用具等を確保することが困難な場合は、関係都道府県との相互応援協定、基本法第74条第1項等に基づき他の都道府県知事、あるいは主務大臣に対して応援を要請するものとする。

イ 県知事は、災害による被害が大きく、市だけでは救助の実施が困難な場合で、特に必要があると認められるときは、他の市町村長に対して応援をするよう指示する。(基本法第72条第1条)

4 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域での同種又は異なる災害

上記(ア)、(イ)による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象となる。

ウ 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のア～オいずれか一つに該当する場合は救助法を適用する。

ア 市内の住家の滅失した世帯数が、100世帯以上であるとき(救助法施行令第1条第1項第1号)。

イ 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上であって、かつ、酒田市の住家の滅失世帯数が50世帯以上であるとき(救助法施行令第1条第1項第2号)。

ウ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町村の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき(この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。)(救助法施行令第1条第1項第3号前段)。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき(救助法施行令第1条第1項第3号後段)。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、内閣府令に定める基準に該当するとき(救助法施行令第1条第1項第4号)。

5 被害状況の判定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う（救助法施行令第1条第2項）。

（全壊、全焼、流失）＋（半壊、半焼×1/2）＋（床上浸水等×1/3）＝滅失世帯数

(2) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ア) 住家の破損、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要構造物（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊又は半焼したもの

破壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。具体的には、ア及びイに該当しない場合で次のものをいう。

(ア) 浸水がその住家の床上以上達した程度のもの

(イ) 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生活を一にしている実際の生活単位をいい、次の点に留意する。

(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、次の点に留意する。

(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

(イ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。

(ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

6 災害救助法の適用手続

(1) 被災報告・適用要請

市長は、災害が前記4の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである時は、迅速かつ正確に被害状況を把握して速やかに県へ報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて法の適用を要請する。

ア 報告担当者

災害報告の的確性を期するため、報告主任及び副主任を定めておく。

イ 報告内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調
- (エ) すでに着手した救助措置、及び今後着手しようとする措置
- (オ) その他の必要事項

(2) 適用の決定

ア 県知事は、市長からの報告、要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助を実施するよう市長に指示する。

イ 県知事は、法を適用させたときは、県公報に公示する。

7 災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※キについては、災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、県知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（救助法第4条第2項）

(3) 市の役割

知事が必要があると認めて指定した救助の実施については、市長が行うこととすることができる（救助法第13条第1項及び県災害救助法施行細則第1条）ことから、市長は被害状況により適切かつ効果的な救助を速やかに実施する。

8 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

救助の程度、方法及び期間等については、内閣総理大臣が定める基準に基づき、県災害救助法施行細則別表第1に定められている。（資料編1-3（4）災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表参照）

第3章 災害復旧計画

第1節 民生安定化計画

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県及び防災関係機関は、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 税務課 納税課 商工港湾課 建築課
関係機関	庄内総合支庁 山形労働局 日本銀行山形事務所 酒田税務署

2 被災者のための相談

(1) 相談所の開設

市及び県は、指定避難所や市役所などに被災者のための臨時の相談所を速やかに開設する。

(2) 相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3) 罹災証明書の発行

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用する。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部門と応急危険度判定担当部門とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図り、育成した調査の担当者への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

なお、県は住家の被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の研修等について実施する際、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をすることに努め、災害が発生した際には、発災後速やかに当該業務に係る事務の研修等を実施する。

また、県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対して必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(4) 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明する。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

県は災害ケースマネジメントが実効性をもって円滑に行われるよう、市の実施体制に向けた支援に努める。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

3 雇用の安定

山形労働局は、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時総合相談窓口等の開設

被災地及び避難所の存する労働基準監督署、公共職業安定所に臨時総合相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講ずる。

(2) 離職者の早期再就職の促進

被災地域の公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずる。

ア 雇用維持等の要請

イ 被災者のための臨時職業相談の実施

ウ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

ア 求職者給付の支給に関する特例

公共職業安定所長は、救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

イ 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替払制度により迅速に必要な措置を講ずる。

(5) 労災保険給付等に関する措置

労災保険給付の請求にあたり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

(6) 労働保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない事業主等に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は保険料の納付の猶予を行う。

4 応急金融対策

日本銀行山形事務所は、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行うため、必要に応じて次により応急金融対策を実施する。

(1) 通貨の供給の確保

ア 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。

なお、損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣するなど必要な措置を講ずる。

イ 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある場合は、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関（財務省東北財務局山形財務事務所）と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業を行うよう指導する。

(2) 非常金融措置

ア 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関との協議のうえ、金融機関に対し次のような非常措置をとるよう、あつせん、指導を行う。

(ア) 預金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(イ) 被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ウ) 被災地の手形交換所において、災害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

イ 金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・

貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

5 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

(1) 調査、監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給及び価格状況の調査並びに監視を行うとともに、その結果を被災地の住民等に情報提供する。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立入を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告及び公表を行う。

6 住宅対策

(1) 県は、県内稼動製材工場に対し、復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じて、近県に対して製材品の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

被害により滅失した住宅に住んでいた低額所得者に対する住宅対策として、県及び市は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合においては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

(3) 市及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取り組みを計画的に実施する。

7 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し地方税法又は酒田市税条例により、市税の納税緩和措置として期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講ずる。

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 市の広範囲の地域にわたる災害の場合、市長は災害がやんだ日から適用地域及び延長期日を指定して当初期限を延長する。

(イ) その他の場合、納税義務者等の申請により、災害がやんだ日から納税者は2月以内、特別徴収義務者は30日以内において当初期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 延滞処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて次のように減免を行う。

(ア) 個人市民税

住宅又は家財に損害を受けた場合、その損害程度等に応じて減免する。

(イ) 固定資産税

災害により家屋が滅失又は損壊し、その代わり家屋を新築した場合、当該家屋について一定割を減免する。

(ウ) 都市計画税

災害により土地又は家屋について損害を受けた場合、それぞれの損害の程度に応じて減免する。

(エ) 特別土地保有税

災害により土地の全部又は一部が著しく価値を減じた場合は、その損害の程度に応じて減免する。

(オ) 国民健康保険税

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する。

(カ) 保育料

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する。

(2) 国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

8 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳み糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便せん）の無償交付

イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた小包郵便又は現金書留に限る。

- (イ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。
- (2) 貯金事業
 - ア 被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除
被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。
 - イ 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け、国債等の非常買取り等の非常取扱い並びに簡易保険業務についての保険金(倍額保険金を含む。)及び保険貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いに限る。
- (3) 電気通信事業
 - ア 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免
避難指示の日から同解除の日までの期間(1ヵ月未満は日割り計算)とする。
 - イ 被災者の電話移転工事費の減免
被災による建物被害により、仮住宅等へ移転する契約者の移転工事費に限る。
- (4) 電気事業
災害救助法適用市町村及び隣接する市町村の被災者から申し出があった場合、次の措置を実施(経済産業大臣の認可が必要)
なお、当該措置の適用項目及び期間は、災害の規模による。
 - ア 電気料金の支払い期日の延伸
 - イ 不使用月の電気料金の免除
 - ウ 建て替え等に伴う工事費負担金(被災前と同一契約に限る。)の免除
 - エ 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
 - オ 被災により使用不能となった電気設備分の基本料金の免除
 - カ 被災に伴う引込線・計量器類の取付け位置変更のための諸工料の免除
- (5) 都市ガス事業及び簡易ガス事業
ガス供給事業所で被害の状況を見て判断する。(東北経済産業局の認可が必要)
 - ア 被災者のガス料金の納期の延伸
 - イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用する。

9 制度の周知及び利用者への広報

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

- (1) 報道関係機関、コミュニティFM放送との協力による放送、新聞広報等
- (2) 広報車、広報誌、ホームページ、チラシ等

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障がいを受けた者には見舞金を支給する。
また、被災者の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずるため、融資・貸付等の金融支援を行う。

1 主な実施機関

酒田市	商工港湾課 地域福祉課 高齢者支援課 建築課 農政課 農林水産課
関係機関	日本赤十字社 住宅金融支援機構 庄内みどり農業協同組合 酒田市袖浦農業協同組合 山形県漁業協同組合 庄内森林組合

2 資金名等

(1) 災害弔慰金

市は、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額
災害弔慰金	(1) 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 (2) 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 (3) 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）	(1) 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 (2) 実施主体 酒田市(条例) (3) 経費負担 ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹 (ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 支給の制限 (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (2) 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことなど市長が不相当と認めた場合

(2) 災害障害見舞金

市は、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額
	(1) 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害	(1) 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律	法別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円

災害障害見舞金	(2) 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 (3) 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害（平成12年3月31日厚生省告示第192号）	る法律 (2) 実施主体 酒田市(条例) (3) 経費負担 ・国 1/2 ・県 1/4 ・市 1/4		それ以外の場合 125万円
				支給の制限
				(1) 当該障がい者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 (2) 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不相当と認めた場合

(3) 被災者生活再建支援金

県は、自然災害により、その生活基盤が著しい被害を受けて、その生活を再建することが困難な者に対して被災者生活再建支援金を支給する。

種別	対象となる自然災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	
被災者生活再建支援金	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 (4) 上記(1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 (5) 上記(1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 (6) 上記(1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は上記(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する	(1) 根拠法令 被災者生活再建支援法 (2) 実施主体 山形県 (被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委任) (3) 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2	(1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行なわなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行なわ	支給額は以下の2つの支援金の合計額となる。	
				(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)	
				被害程度	支給額
				①全壊	100万円
				②解体	100万円
				③長期避難	100万円
				④大規模半壊	50万円
				⑤中規模半壊	—
				(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)	
				再建方法	支給額
建設・購入	①～④	200万円			
	⑤	100万円			
補修	①～④	100万円			
	⑤	50万円			
賃借(公営住宅を除く)	①～④	50万円			
	⑤	25万円			
※①全壊～④大規模半壊					

被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村		なければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)	の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円
--	--	---------------------------	--

県及び市町村は、政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・市町村被害者生活再建支援金を支給する。市町村は、山形県・市町村被害者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請受付及び支援金の支給業務の実施体制の整備を図る。

支給対象世帯	自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合(ただし、豪雪による被害を除く。)
支給額	政府の制度と同じ
経費負担	県 1/2 市町村 1/2 (全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3 市町村 1/3)

3 災害援護資金等の貸付

(1) 災害援護資金の貸付

市は、救助法が適用される災害により家財等に被害があった世帯のうち、一定の所得要件を満たす者に対し、生活の建て直しの資金として、災害援護資金を貸し付ける。

種別	対象となる災害	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の市民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に、世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額。ただし、その世帯の住居が滅失した場合には、1,270万円	(1) 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 (2) 実施主体 酒田市(条例) (3) 経費負担 ・国 2/3 ・県 1/3	貸付区分及び貸付限度額 (1) 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 (2) 家財等の損害 ① 家財の1/3以上の損害 150万円 ② 住居の半壊 170万円 ③ 住居の全壊 250万円 ④ 住居全体の滅失又は流失 350万円 (3) (1)と(2)が重複した場合 ① (1)と(2)の①の重複 250万円 ② (1)と(2)の②の重複 270万円 ③ (1)と(2)の③の重複 350万円 (4) 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合にあって、被災した住居を建て直す等特別の事情がある場合 ① (2)の②の場合 250万円 ② (2)の③の場合 350万円 ③ (3)の②の場合 350万円	(1) 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) (2) 償還期間 10年(据置期間を含む) (3) 償還方法 年賦又は半年賦 (4) 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) (5) 延滞利息 年10.75%

(2) 生活福祉資金(福祉資金福祉費)、母子父子福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)、母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

種別	貸付対象	根拠法令等	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金・福祉資金福祉費	低所得世帯 (概ね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額の2倍以下)	(1) 根拠法令 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)」 (2) 実施主体等 ① 実施主体 県社会福祉協議会 ② 窓口 市社会福祉協議会(民生委員・児童委員)	貸付限度 1世帯 150万円	(1) 据置期間 貸付の日から6月以内 (2) 償還期間 据置期間経過後7年以内 (3) 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5% (据置期間経過後) (4) 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 (5) 償還方法 月賦 (又は年賦、半年賦) (6) 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他
イ 生活福祉資金・住宅資金	(1) 対象世帯 ① 低所得世帯 (概ね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額の2倍以下) ② 高齢者世帯 (日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯(所得制限あり)) ③ 障がい者世帯 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯(所得制限あり)) (2) 上記の世帯が被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な資金 (ただし、災害援護資金によっても不足している部分)	(1) 根拠法令 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)」 (2) 実施主体等 ① 実施主体 県社会福祉協議会 ② 窓口 市社会福祉協議会(民生委員)	貸付限度 250万円以内	(1) 据置期間 貸付の日から6月以内 (災害の状況に応じ2年以内) (2) 償還期間 据置期間経過後7年以内 (3) 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5% (据置期間経過後) (4) 連帯保証人 (原則必要) 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 (5) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 (6) 申込方法 官公署の発行する被災証明の添付
ウ 福祉資金・母子父子住宅資金	(1) 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 (2) 被災した家屋の増築改築、補修又は保全するために必要な資金	(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 (2) 法施行令通知	貸付限度 200万円	(1) 災害救助法の適用を要しない。 (2) 据置期間 6か月 (3) 償還期間 7年以内 (4) 貸付利率 無利子 (5) 償還方法 月賦 (又は年賦、半年賦)

※ その他（特例措置）

- 1 母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条、第38条）
 - 2 母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条、第38条）
 - 3 母子父子寡婦福祉資金の据置期間の延長（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条、第37条）
- (3) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付
- 市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合、市は被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

4 農林漁業関係

(1) 天災融資制度

ア 天災資金の貸付

市及び県は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災措置法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

市及び県は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、被害農林漁業者に対し、低利の経営資金を融通する。

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合は、その復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は、経営資金等を融資する。

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

市及び県は、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図れるよう要請し、被害農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

市及び県は、被害農林漁業者に対する既貸付農林漁業関係制度資金及びその他の既貸付金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業共同組合及び銀行等の各融資機関に要請を行う。

(5) 各種措置の周知

市及び県は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害農林漁業者に対し災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

5 中小企業関係

市及び県は、関係行政機関、商工会・商工会議所と政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害の状況及び再建に要する資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 中小企業融資等

ア 県は、必要があると認めたときは、災害対策資金等を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることも検討する。

イ 県は、信用力・担保力が不足した中小企業者への融資の円滑化を図るため、必要があると認めた場合には、国に対してセーフティネット保証の要請を行うとともに、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

(2) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

市及び県は、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、被害の状況に応じて審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、円滑な融資が図られるよう努める。

(3) 既貸付金の条件緩和

ア 県は、中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、被害の状況に応じて、法令規則等の範囲内において償還猶予等の必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

イ 市及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(4) 各種措置の周知

市及び県は、被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、山形県信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、適切な助言及び調整を行う。また、各種の広報手段を活用し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

第3節 公共施設等災害復旧計画

災害により被災した公共施設の災害復旧は、災害復旧事業の実施責任者が応急対策を講じた後、施設の原形復旧に併せ、防災のため必要な施設の新設及び改良を行う等の事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 都市デザイン課 文化政策課 商工港湾課 環境衛生課 地域福祉課 高齢者支援課 土木課 整備課 建築課 農政課 農林水産課 教育総務課 学校教育課 社会教育課 下水道課
関係機関	庄内総合支庁

2 災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定地方公共団体等と実施に必要な職員の派遣、応援等の活動体制を協議し、実施体制の確立を図る。

3 災害復旧事業の立案・実施の方針

(1) 緊急災害復旧事業の実施

被災施設の重要度及び被災状況等を検討し、優先すべき事業については緊急災害復旧事業として実施する。

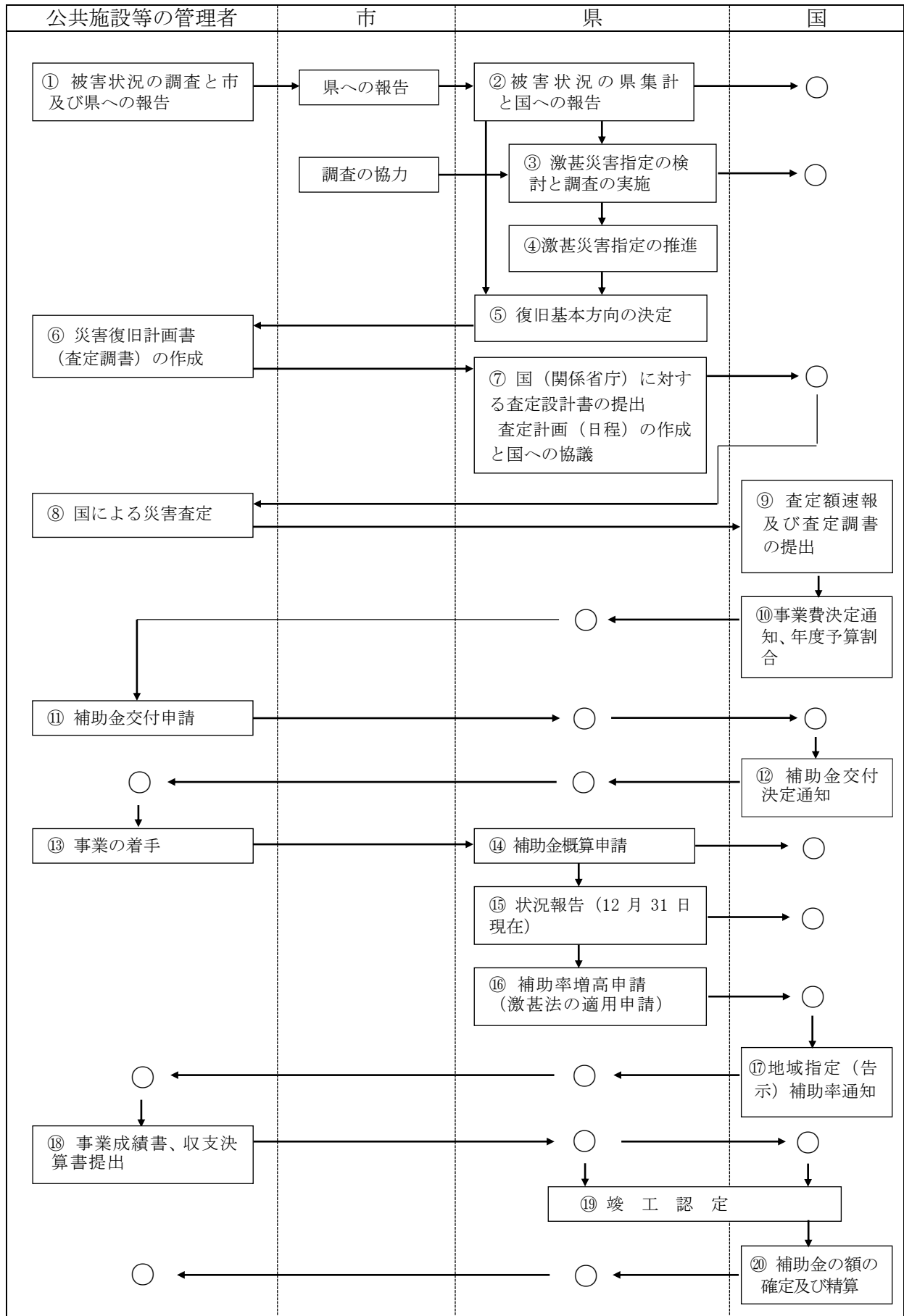
(2) 災害復旧事業計画の総合的立案及び実施

酒田市総合計画との整合性を図り、かつ、被害原因を考慮して防災措置を勘案することにより、総合的な災害復旧事業計画を立案し、実施する。

4 災害復旧事業の執行手続

災害復旧事業の執行手続は、それぞれの法令及び要綱等に基づき進めるものとし、その概要は次のとおりである。

〔災害復旧事業執行手続きの流れ〕



5 被害状況調査及び集計の体制

(1) 被害状況調査

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し、速やかに市又は所管部局に報告する。

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた市又は所管部局は、集計結果を速やかに県災害対策本部（危機管理課）に報告する。

(3) 被害状況総合集計

県災害対策本部（危機管理課）は県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

6 災害復旧事業の促進

(1) 災害復旧事業計画の策定等

ア 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

被害を受けた公共施設の管理者は、迅速な原状復旧、又は、更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、速やかに災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。

なお、被害を受けた公共施設等の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、迅速な原状復旧を進めるため、県警察は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市町村及び業界団体等に必要な働きかけを行うなどして、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

イ 災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県（所管課）は国と協議しながら国庫負担申請を行い、あわせて査定計画（日程）をたて、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

7 災害復旧関係技術職員等の確保

(1) 市は、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主管課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

(2) 災害復旧事業を所管する県の部局の主管課は、市から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

8 激甚災害指定の調査と推進

県は、著しく激甚である災害が発生したと判断される場合、「激甚災害に対処するため

の特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

- (1) 市は、県が行う激甚災害又は局地的激甚災害に関する調査等について協力する。
- (2) 県（所管課）は、調査の結果、激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは、危機管理課に対しその旨を報告する。
- (3) 危機管理課は、当該所管課と連携を図りながら、国（内閣府等）に対し、激甚法に基づく激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定が受けられよう努める。
- (4) 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
<p>激甚法第2章 (第3条～4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入×0.5%</p> <p>B基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入×25% (2) 都道府県内町村分の査定見込総額 > 都道府県内市町村の標準税収入総額×5%</p>
<p>激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>A基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>B基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額×4% (2) 都道府県内査定見込額 > 10億円</p>
<p>激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の(1)及び(2)の要件に該当する災害、ただし、当該災害額が50,000千円以下は除く。</p> <p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×1.5%で 激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額×0.5% (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額×1.5%で 第8条が適用される場合</p>
<p>激甚法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害、ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>A基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>B基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上</p> <p>1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者×3%</p>

<p>激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 A基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) B基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1%</p>
<p>激甚法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 A基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2% B基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は、その中小企業関係被害額 > 1,400億円</p>
<p>激甚法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助) 激甚法第17条 (私立学校施設災害復旧事業に対する補助) 激甚法第19条 (市町村が施行の感染症予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>激甚法第22条 (罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 A基準 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 4,000戸 B基準 次の(1)、(2)のいずれかに該当する災害 (1) 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの ① 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200戸 ② 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 10% (2) 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの ① 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400戸 ② 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 20%</p>
<p>激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される場合 (2) 農地農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される場合</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実情に応じて個別に考慮される。</p>

9 災害復旧事業に係る財政支援

市は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画等を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて短期資金の確保を行う。

(1) 地方交付税の種類

ア 普通交付税

財源不足団体に対し交付

イ 特別交付税

普通交付税では捕捉されない特別の財政需要に対し交付

(2) 特別交付税の額の決定

特別交付税の額は、

ア 基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること

イ 基準財政需要額に過大に算定された財政収入があること

ウ 災害のための特別の財政需要があること

等を考慮して決定される。

(3) 地方交付税の交付時期

ア 普通交付税

各地方公共団体の資金繰り等を考慮し、4月、6月、9月及び11月の4回に分けて交付される。

イ 特別交付税

年度途中における財政需要等も考慮する必要があること等から、12月及び3月の2回に分けて決定・交付される。

10 東北財務局山形財務事務所の措置

(1) 東北財務局山形財務事務所は、市及び県と緊密に連絡し、その災害対策に係る資金計画を把握するとともに、市及び県の地方債について必要な措置を講ずる。

(2) 市及び県の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、市及び県の要請に応じ、災害つなぎ資金を資金運用部から融通する措置を講ずる。

11 住民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、住民及び関係団体等に対し、掲示板、広報誌、ホームページ、ラジオ・コミュニティFM放送・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動にかかわる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

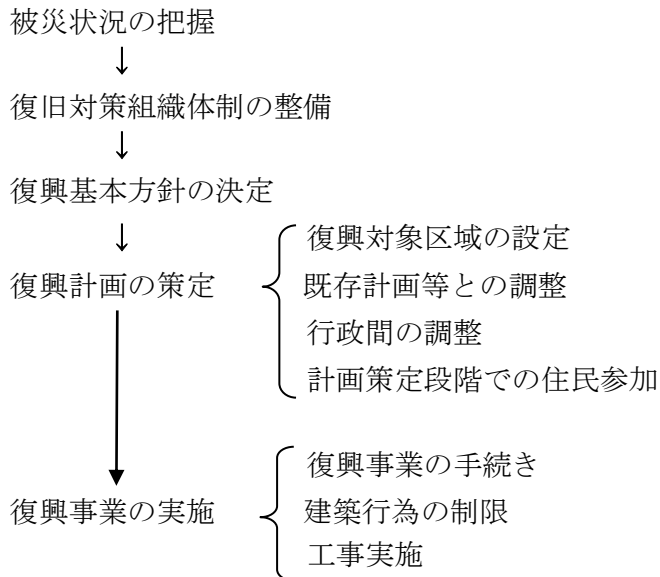
第4節 災害復興計画

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、市及び県は住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して災害復興対策を実施する。

1 主な実施機関

酒田市	危機管理課 都市デザイン課 商工港湾課 環境衛生課 地域福祉課 高齢者支援課 土木課 整備課 建築課 農政課 農林水産課 教育委員会企画管理課 学校教育課 社会教育課 上下水道部
関係機関	庄内総合支庁

2 災害復興計画フロー



3 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、県及び市が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとし、国（国土交通省）は、これを推進するものとする。

市及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期するため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置し、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

4 復興基本方針の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

5 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

市及び県は、災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

(2) 特定大規模災害時における復興対応

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

6 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

市及び県は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

県、市及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。

- ア 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川及び港湾等の骨格的な都市基盤施設の整備
- イ 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐水・耐震化
- ウ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

7 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

市は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

